

平成 27 年度先駆的ケア策定・検証調査事業

ファミリーホームの養育実態に関する調査研究 報告書

平成 28 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

<目次>

I. 本編

第1章 調査研究の概要	
1. 調査研究の背景と目的	1
2. 調査研究の実施方法	4
第2章 ファミリーホームの養育に関するアンケート調査結果	
1. 実施概要	6
2. 全体票集計結果	8
3. 個人票集計結果	33
第3章 ファミリーホームの養育に関する事例調査結果	
1. 実施概要	51
2. 事例Ⅰ 里親が開設したホーム（第三者が補助者）	53
3. 事例Ⅱ 里親が開設したホーム（親族が補助者）	57
4. 事例Ⅲ 元施設職員が開設したホーム	61
5. 事例Ⅳ 社会福祉法人が開設したホーム	66
6. 調査結果のまとめ	69
第4章 調査のまとめと考察	
1. 補助者の経歴や勤務状況等について	73
2. ホームにおける補助者の位置づけや役割の違いについて	75
3. 補助者の経験を養育経験と認めることなどについて	78
4. おわりに	79

II. 資料編

資料1 アンケート調査票（全体票）	1
資料2 アンケート調査票（個人票）	8
資料3 アンケート調査（全体票）集計表	12
資料4 アンケート調査（個人票）集計表	22
資料5 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱	29

第1章 調査研究事業の概要

1. 調査研究の背景と目的

(1) 調査研究の背景

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）では、養育者の家庭に子どもを迎え入れて家庭養護を行い、子ども間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目指している。「社会的養護の課題と将来像」（2011年）を受けて、厚生労働省では、保護を必要とする子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護として、里親やファミリーホームへの委託推進が掲げられており、今後十数年をかけて、社会的養護を必要とする子どもの3分の1を家庭養護に移行すべきとされているところである。

一方、ファミリーホームの運営においては、今後の活用促進の上で検討すべきいくつかの課題も存在している。例えば、図表 1-1-1（次頁）に示したような論点が考えられ、ファミリーホームそのものの要件やホームの運営に携われる養育者や補助者の要件から、委託のあり方や運用の地域差、ファミリーホームに必要とされる支援等、その課題は多岐にわたっている。

その中でも、特に、養育者をサポートする補助者の位置づけについては、制度上で補助者に求められる要件が明確に定められていないため、ホームによって様々な運営が行われている実態がある。なお、現行の「ファミリーホーム実施要領」に定められている養育者および補助者に関する規定は、次のとおりである。

図表 1-1-1 ファミリーホーム実施要領の職員に関する規定(抜粋)

第7 職員

- (1)ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者(養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの(夫婦であるもの)とする。
- (2)(1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。
- (3)養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。
- (4)養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者
 - ④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者
- (※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)
- (5)養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

(出典)厚生労働省「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱」(雇児発第0331011号通知別紙)

(2) 調査研究の目的

上記の課題を踏まえ、本調査研究では、ファミリーホームにおける養育補助者の位置づけや役割・機能等に関する論点に着目し、全国のファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけ等の実態を把握することを目指した。また、ファミリーホームにおける子どもの養育の継続性の観点から、養育補助者としての経験を養育経験として認めることや、補助者が養育者としてファミリーホームの引継ぎを行うことなどに対するファミリーホーム事業者の意見を収集し、今後、補助者の要件等について検討を行うための基礎資料とすることを目指した。

図表 1-1-2 ファミリーホームの課題(検討委員会の整理)

1 ファミリーホームの要件	
1	制度
1	法第34条の4 届出により実施できる要件は適切か(厳格化すべきか)
2	第2種社会福祉事業として、第三者評価等の外部の評価を受けるべきか
3	制度の整合性の問題があるのではないか
1	委託児童数による養育里親との区別ができていないのではないか
2	地域小規模グループケアとファミリーホームの違いが不明確ではないか
2	養育者の要件
1	「ファミリーホームは多人数養育の経験の上に成り立つ」という原則の担保がないのではないか
1	補助者としての経験を多人数養育の要件として認めてよいか
2	児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者という要件は適切か(短いのではないか)
3	「養育里親研修」「専門里親研修」の受講が努力義務であるが、義務化すべきではないか
3	多人数養育の原則
1	6人までの養育(多人数養育)の有効性を検討し、実践者から発信すべきではないか
2	多人数養育に特化した研修などの検討が必要ではないか
4	補助者の要件
1	位置づけが不明確ではないか
1	補助者の位置づけ、配置の目的などにより要件や必要な人数の考え方が定まるのではないか
2	要件が定められていない
1	補助者としての経験として、養育者の多人数養育の経験に含める、あるいは、児童指導員の経験に含めることが適切か
	補助者がファミリーホーム内に居住しない場合も認めるべきか
2	補助者になり得る要件として、少なくとも「子育て支援員研修(社会的養護コース)」相当の社会的養護に関する知識・技術等を必要とするのではないか
3	「養育里親研修」「専門里親研修」の受講が努力義務であるが、「子育て支援員研修(社会的養護コース)」など義務化すべきではないか
3	役割が不明確ではないか
1	養育の補助のために、少なくとも「子育て支援員研修(社会的養護コース)」相当の社会的養護に関する知識・技術等を必要とするのではないか。(再掲)
2	ファミリーホーム運営の補助について、補助者としての経験を、養育者の多人数養育の経験に含める場合、養育の補助経験だけでなく、運営の補助経験も必要ではないか。
3	補助者の役割区分について、養育の役割とその他は区別する必要があるのではないか
4	役割に応じた勤務形態、勤務時間等が必要ではないか
2	実子との関係
1	学齢期の実子が複数いるホームへの6人の子どもの委託は妥当か
3	委託のあり方
1	定員に満たないホームが多く存在するが、その理由が不明確である
1	施設養護が中心、FHIにおける多人数養育が信頼されていないのか
2	児童相談所がファミリーホームを活用できていないのか
3	養育者の経験が浅く、定員すべて委託するには養育経験を重ねる必要があると考えられているのか
4	専門里親の運営するファミリーホームで、障がい児等の委託は2名までとされているのか
5	養育者が高齢となり、多人数養育が困難となってきているのか
6	養育スキルの不足等から多人数養育を効果的に実践できていないのか
7	その他の仮説が考えられるか
2	ファミリーホームが難しい子どもの受け皿となっている側面がある
1	里親家庭よりも多人数養育の強みに期待する、あるいは、専門里親が養育者である、柔軟に補助者を置くことができるなどから、スペシャルニーズの子どもを委託される場合が多いファミリーホームが存在するのではないか
2	スペシャルニーズについては、専門的な支援の中で自立支援計画を立て、家庭養護としてどのような支援が必要か(例:里親がファミリーホームか、どのような里親支援が必要か)などを見極める必要があるのではないか
3	養育者の経験が浅く、定員すべて委託するには養育経験を重ねる必要があると考えられているのか
4	運用の地域差
1	地域によって社会的養護を必要とする子どもが受けることのできるサービスが異なるのは望ましいことか
1	第2種であるため、届出を受理すれば開設できる例
2	委託児童が5人となった時から開始する例
3	施設職員経験であっても里親登録を義務付けている例
4	最低1年間の4人の委託経験を要件としている例
5	ファミリーホームにおける継続性
1	養育者の高齢化の問題に対し、ファミリーホームの後継者の育成は弾力的に考えてよいのではないか
2	一代限りで閉じるならば、記録の保存など、配慮すべきことは何か
6	ファミリーホームへの支援のあり方
1	関係機関との連携のあり方について、状況把握が必要ではないか
2	公的な自立支援策の充実が求められるのではないか
3	施設のファミリーホーム開設の推進策をどのように考えるか
1	その際、家庭養護であることをどのように保持するか
4	事務量の負担に対し、補助者の役割区分などにより養育者支援が可能ではないか
5	養育者が休息をとるための手段として、ファミリーホーム同士の支援、未委託里親の活用などのピアサポートが有効ではないか
1	レスパイト
2	メンタルヘルス
7	新規開設者の育成
1	家庭養護の担い手を増やす人材確保等の対策が必要ではないか

注1：本表は研究事業の実施にあたって調査検討委員会において議論した試案であり、必ずしもすべての論点を網羅しているわけではないことに留意が必要である。

注2：赤枠内は本調査研究において焦点を当てた論点を示している。

2. 調査研究の実施方法

(1) 調査研究の実施体制

本事業における調査の設計および分析、結果の取りまとめ等に関する検討を行うため、有識者および施設関係者等で構成する「ファミリーホームの養育実態等に関する調査検討会」（以下、「調査検討会」という。）を設置した。

なお、協力者は、必要に応じて委員への支援および調査へのアドバイス等を行うものとし、調査検討委員会への参加は任意とした。

図表 1-2-1 調査検討委員会の構成

(委員)	
○柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
ト蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会 会長 ぞおうホーム
二飯田 秀一	石川県里親会 副会長 ファミリーホーム旬
土肥 ゆう子	滋賀県健康医療福祉部子ども青少年局 主任主事
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
中村 みどり	Children's Views and Voices ユースプロジェクト・ディレクター NPO 法人キアセット
(協力者)	
関根 美智子	同仁学院あいの実 理事長
栗延 雅彦	和泉乳児院 施設長
小木曾 宏	全国児童家庭支援センター協議会 会長 児童家庭支援センターふたば センター長
徳田 絵美	日本ファミリーホーム協議会
山本 節子	日本ファミリーホーム協議会 関東甲信越ブロック 理事
藤田 慶一	札幌市子ども未来局 児童相談所 所長
伊藤 嘉余子	大阪府立大学 准教授
(事務局)	
佐藤 溪	みずほ情報総研株式会社 コンサルタント
山本 眞理	みずほ情報総研株式会社 シニアコンサルタント
天羽 千春	みずほ情報総研株式会社 スタッフ
(オブザーバー)	
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

(敬称略、○は座長)

調査検討会は期間中に計4回開催し、下記の事項について検討を行った。

図表 1-2-2 調査検討委員会の開催概要

回数	開催日	検討事項
第1回	平成27年8月6日(木)	・ファミリーホームの養育に関する論点の整理 ・研究計画の検討 ・アンケート調査案の検討
第2回	平成27年12月21日(月)	・アンケート調査結果報告(速報値) ・調査結果の分析方針の検討 ・事例調査の実施方法の検討
第3回	平成28年3月8日(火)	・アンケート調査結果の報告 ・事例調査結果報告(経過報告) ・報告書の構成の検討
第4回	平成28年3月22日(火)	・調査研究報告書(案)の検討 ・今後の課題等について

(2) 実施方法

本調査研究では、調査検討委員会による検討の下、次の2つの調査を実施した。

➤ ファミリーホームの養育実態に関するアンケート調査

ファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけ、役割、機能等の実態を把握するため、全国のファミリーホーム事業者(250件)を対象としてアンケート調査を実施した。調査実施時には、調査対象のファミリーホーム事業者につき1通の全体票、および調査対象のファミリーホーム事業者に所属するすべての養育者・補助者につき各1通の個人票への回答を依頼し、養育者・補助者のそれぞれの業務の実態を明らかにすることを目指した。

➤ ファミリーホームの養育実態に関する事例調査

先行して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、ファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけや役割・機能、および児童との関係性などについて、ホームの形態による違いや特徴を整理するために、全国のファミリーホームの中からホームの形態が異なる4ホームを選定して訪問インタビュー形式による事例調査を実施し、具体的な事例の収集を目指した。

上記の調査結果、および調査検討委員会における検討の結果を踏まえ、最終報告書の取りまとめを行った。

第2章 ファミリーホームの養育に関する アンケート調査結果

1. 実施概要

(1) 調査の目的

本調査では、ファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけや役割・機能等について、全国のファミリーホームの実態を把握し、ファミリーホームにおける養育の特長や、子どもの養育の継続性の観点から、養育補助者がその経験を活かし、養育者としてファミリーホームの後継者となるために必要な要件等について検討することを目指した。

(2) 調査の概要

ファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけ、役割、機能等の実態を把握するため、全国のファミリーホーム事業者（250件）を対象としてアンケート調査を実施した。

▶ 全体票

調査対象のファミリーホーム事業者につき、各1通の全体票を配布し、次の調査項目について回答を依頼した。

図表 2-1-1 全体票の調査項目

設問	調査項目
1. ホームの概要	<ul style="list-style-type: none">・所在地・事業者名・設置主体・解説年月・ファミリーホームの形態・定員数、委託児童数・養育者・委託児童以外の同居者
2. 養育者・補助者と児童との関係性	<ul style="list-style-type: none">・養育者と補助者の役割の違い・児童が養育者と補助者の役割の違いをどのように捉えているか・児童は補助者に対しどのような存在であることを求めているか・委託解除後の交流・フォローアップ状況
3. 地域の関係・機関の活用状況	<ul style="list-style-type: none">・児童自立支援計画や養育計画の作成・協議等・児童の親子関係再構築支援や家庭環境の調整・児童の養育に関する相談・養育の技術に関する研修等の受講・地域の他の事業者との交流・養育者が休息をとるための方法・地域に向けた支援
4. 養育者・補助者のあり方等	<ul style="list-style-type: none">・養育者と補助者の役割の分担や連携の工夫・養育者・補助者の養育の資質向上のための取組・養育者と補助者が果たす役割のあり方・補助者が養育者として引き継ぐことについて・運営における現状の課題と今後の方向性

➤ 個人票

調査対象のファミリーホーム事業者に所属するすべての養育者・補助者を対象とし、1名につき各1通の個人票への回答を依頼した。なお、本調査での「補助者」とは、ホームと雇用関係を結んで業務に従事している者を指すものとし、ボランティア（無償・有償）は除外した。

個人票の調査項目は下表のとおりである。

図表 2-1-2 個人票の調査項目

調査項目
・回答者の種別（養育者、補助者）
・回答者の経歴（年齢、性別、所属するホームでの経験年数、社会的養護における養育の経験年数、以前の経歴、保有資格、養育者との関係）
・養育の資質向上に関する研修等の受講状況
・「開かれた養育」の実践に向けて行っている取組
・今後受講してみたい研修等の内容
・1週間の勤務状況 ・雇用状況 ・生活場所
・ホームで主に担っている業務
・ホームの各業務において果たしている役割

（3）配布・回収状況

全体票の配布および回収状況は以下のとおりである。

なお、回収後のデータチェックにおいて疑義が解消されなかったデータは無効票とした。また、各設問の集計時には、上記の中から無回答票を除外して集計を行った。

図表 2-1-3 配布・回収状況

(2015年11月末締切)

調査票の種類	配布数	回収数	有効回収数(※)
全体票	250 事業者	189 事業者	75.6%
個人票	-	680 人	-

（4）留意事項

- ・構成比については、四捨五入の関係上、合計が100%にならない箇所がある。
- ・クロス集計では、回答状況によって、有効回答数が少ないクロス軸がある。
- ・構成比が10%に満たない項目は、グラフ上のラベルを省略している場合がある。

2. 全体票集計結果

(1) ホームの概要（回答者の属性）

全体票が回収された 189 件について回答者（事業者）の属性をみると、都道府県別の内訳は下表のとおりである。

➤ 都道府県

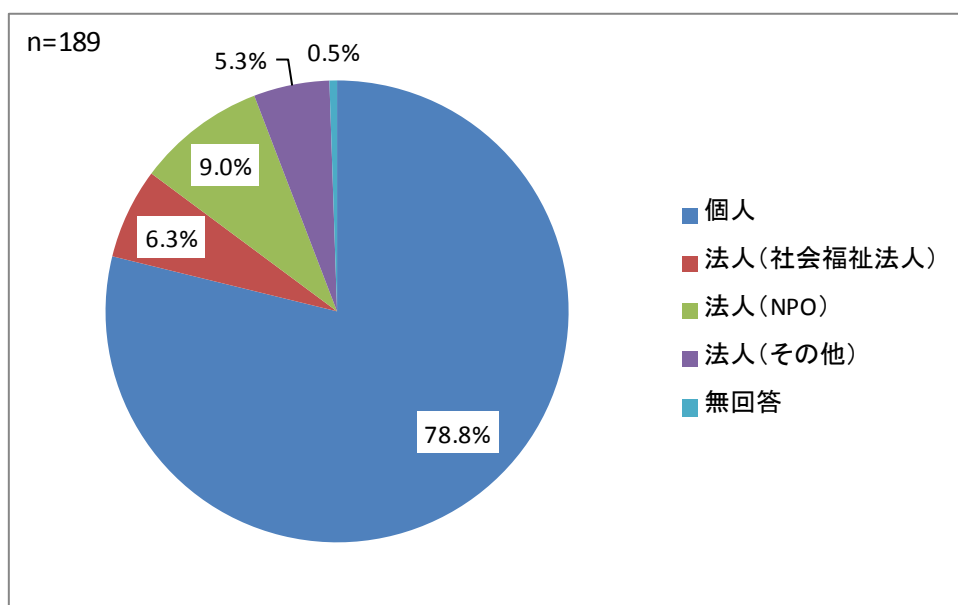
図表 2-2-1 都道府県・政令指定都市別の回答数

都道府県	事業者数	政令指定都市	事業者数
北海道	7	札幌市	5
青森県	4	仙台市	2
宮城県	3	さいたま市	3
山形県	3	千葉市	3
茨城県	3	横浜市	5
栃木県	5	川崎市	2
群馬県	2	相模原市	1
埼玉県	10	新潟市	1
千葉県	2	浜松市	1
東京都	4	名古屋市	5
新潟県	1	京都市	1
富山県	1	大阪市	9
石川県	2	神戸市	1
山梨県	4	岡山市	2
長野県	2	広島市	2
岐阜県	1	北九州市	5
静岡県	5	福岡市	10
愛知県	6	熊本市	2
三重県	3	横須賀市	1
滋賀県	5	無回答	
大阪府	3	総計	189
兵庫県	3		
奈良県	1		
和歌山県	1		
鳥取県	3		
岡山県	2		
広島県	2		
山口県	3		
香川県	1		
愛媛県	5		
高知県	3		
福岡県	3		
佐賀県	1		
長崎県	2		
熊本県	2		
大分県	10		
鹿児島県	3		
沖縄県	7		

また、ホームの設置主体を見ると、「個人」が78.8%と全体の8割近くを占めた。なお、「法人（NPO）」などの法人形態を選択した事業者の中でも、全体票および同ホームに所属する養育者・補助者の個人票への回答状況から実質的には個人の運営形態に近いと判断されたホームは、ここでは「個人」として集計を行った。

➤ 設置主体

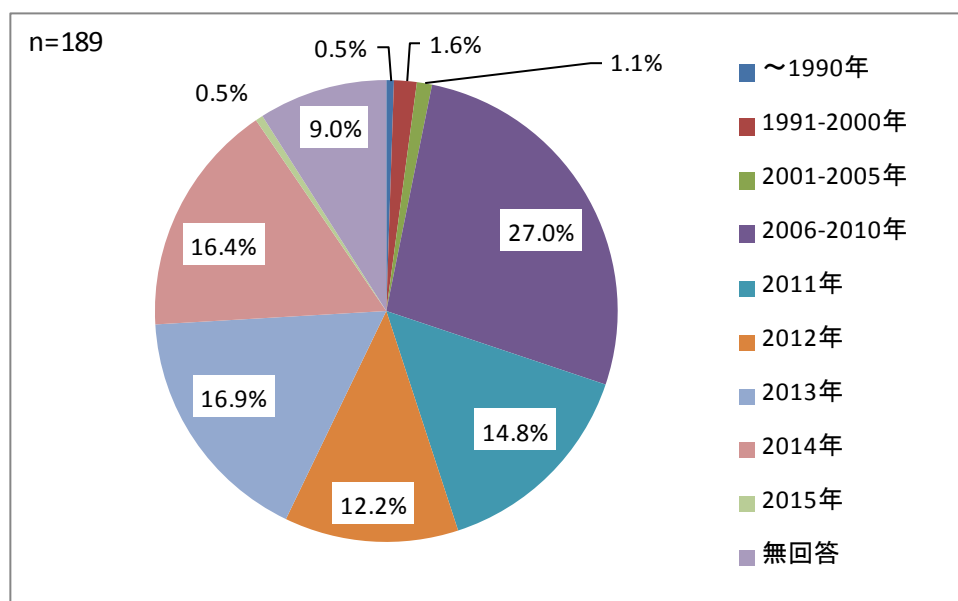
図表 2-2-2 設置主体



ホームの開設年については、ファミリーホームが制度化された2006～2010年に開設されたホームが27.0%と全体の3割程度を占めた。また、2011年以降も、ほぼ一定のペースでホームの開設が続いている。

➤ 開設年

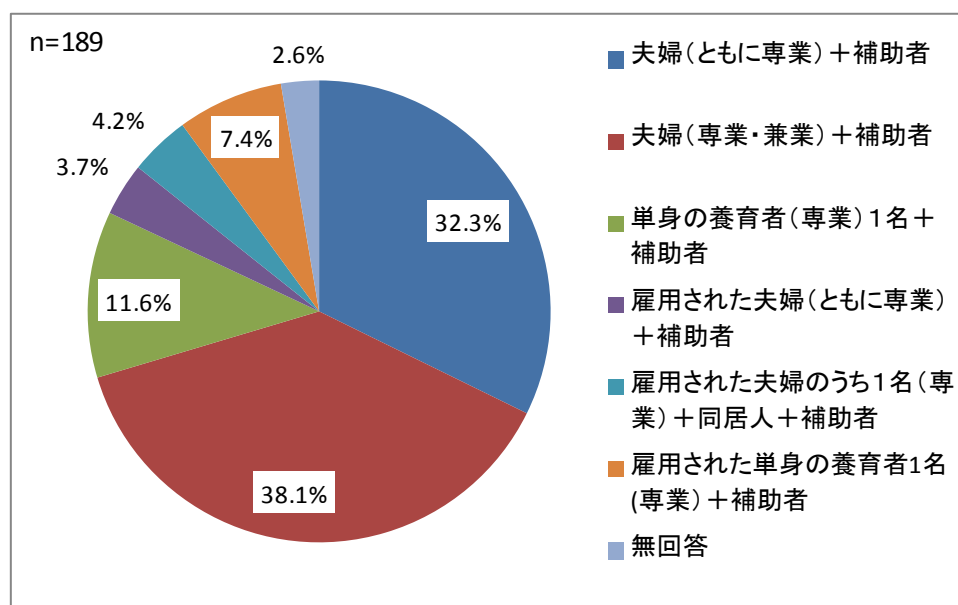
図表 2-2-3 開設年



ホームの形態を見ると、「夫婦（専業・兼業）＋補助者」（38.1%）と「夫婦（ともに専業）＋補助者」（32.3%）との合計で、個人型の夫婦形態が全体の約7割を占めた。なお、雇用された夫婦や単身養育者により運営されているホームは、回答者全体の約15%程度であった。

➤ ホームの形態

図表 2-2-4 ホームの形態

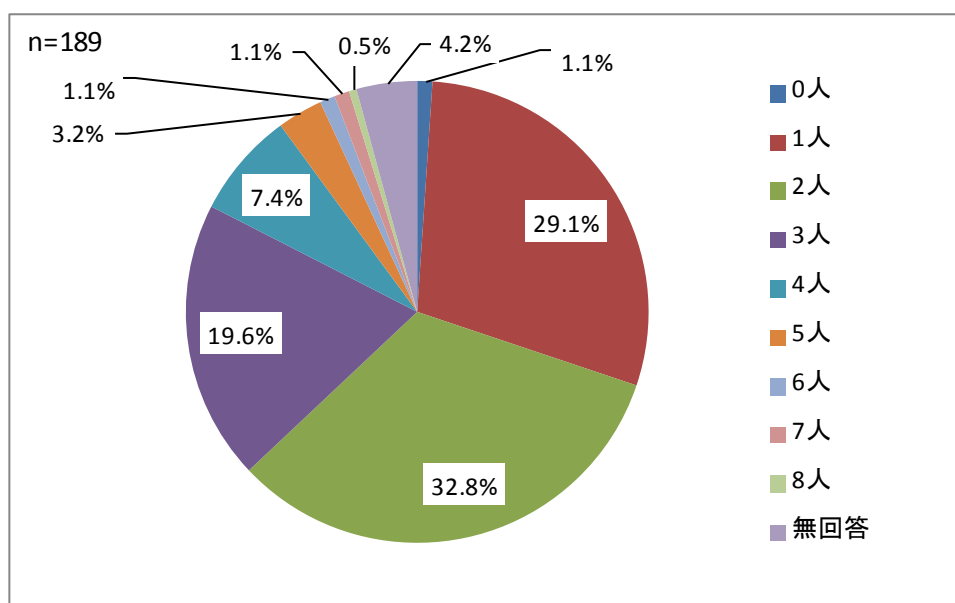


補助者の人数は、全体として「2人」が32.8%と最も多く、次いで「1人」（29.1%）、「3人」（19.6%）となった。

なお、ホームの運営形態別にこの内訳を見ると、雇用された夫婦ないし単身養育者が運営するホームでは、個人型の夫婦形態のホームよりもやや補助者の人数が多い傾向が見られる。

➤ 補助者の人数

図表 2-2-5 補助者の人数

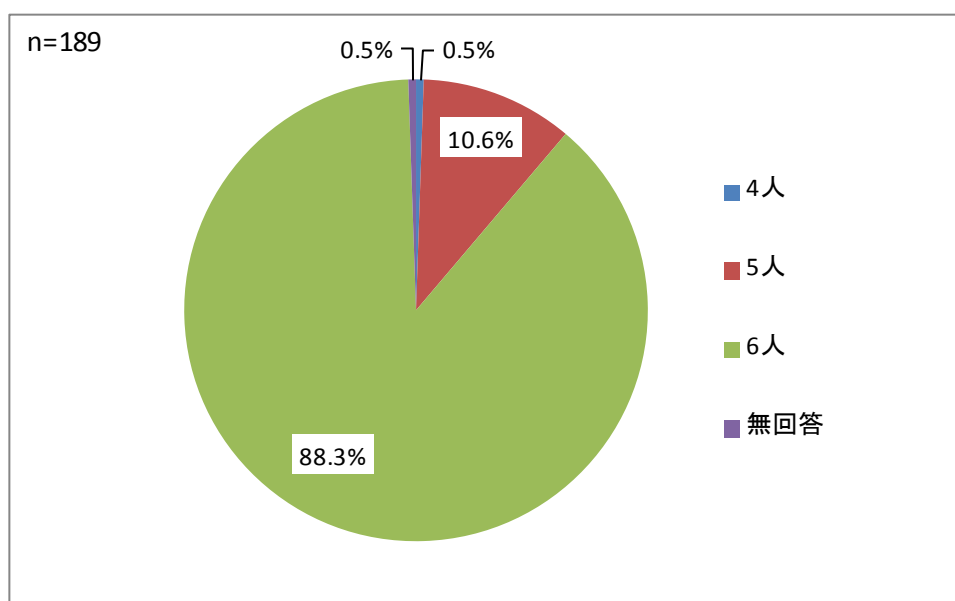


	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者		26	19	9	2	1		1		3	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	2	26	26	13	2	2	1				72
単身の養育者(専業)1名+補助者		1	7	6	5		1	1	1		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者		1	3	2	1						7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者		1	1	1	3	1				1	8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者			6	6		1				1	14
無回答					1	1				3	5
総計	2	55	62	37	14	6	2	2	1	8	189

ホームの児童定員数は、「6人」が88.3%と全体の9割近くを占めていた。

➤ 定員数

図表 2-2-6 定員数

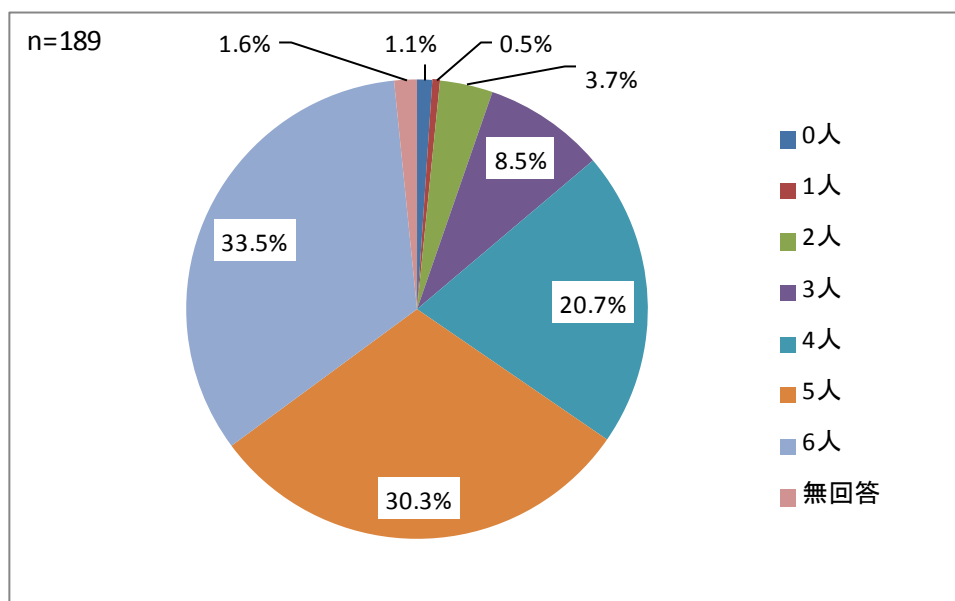


	4人	5人	6人	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者		8	53		61
夫婦(専業・兼業)+補助者	1	5	65	1	72
単身の養育者(専業)1名+補助者		4	18		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者			7		7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者		1	7		8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者		2	12		14
無回答			4		5
総計	1	20	166	1	189

定員に対し、ホームの委託児童数を見ると、「5人」「6人」が合計で全体の6割強を占めるが、「4人」以下のホームも3分の1以上の割合を占めた。

➤ 委託児童数

図表 2-2-7 委託児童数



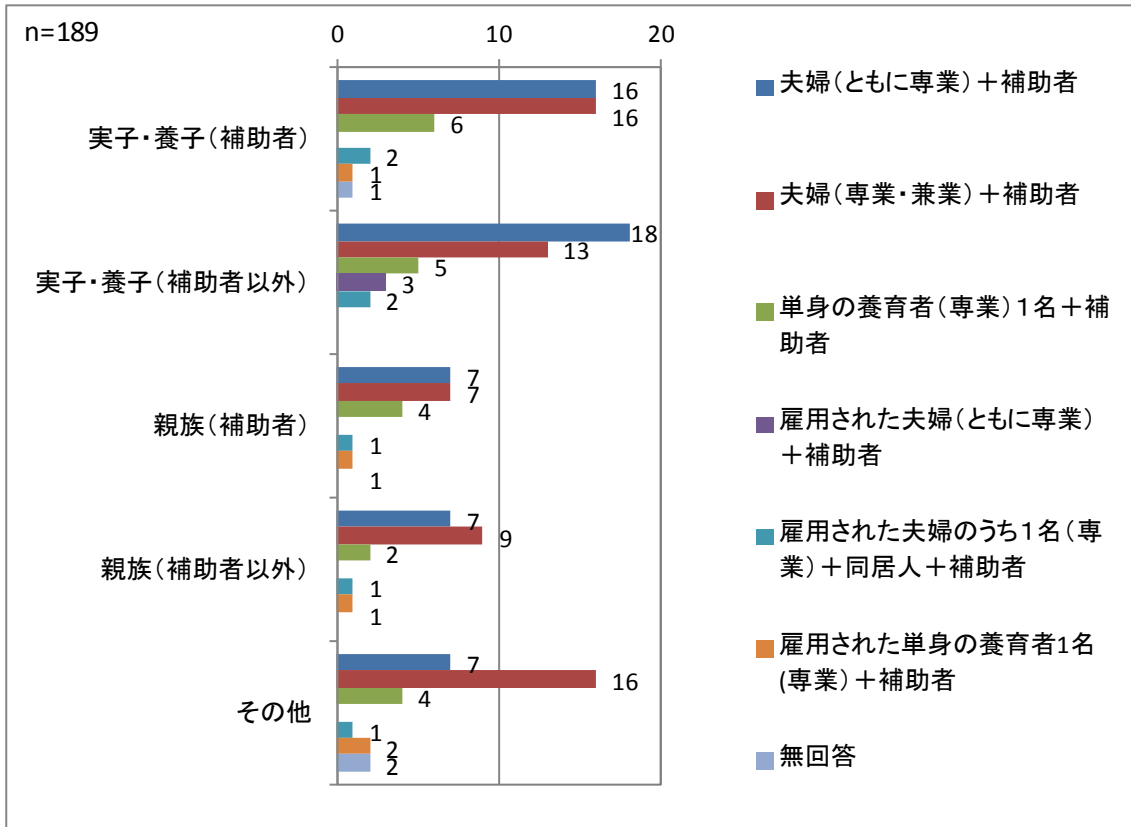
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者			2	6	13	17	21	2	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	2	1	3	8	19	18	20	1	72
単身の養育者(専業)1名+補助者			1	2	4	8	7		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者						2	5		7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者					2	3	3		8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者			1			8	5		14
無回答					1	1	2		5
総計	2	1	7	16	39	57	63	3	189

養育者と委託児童以外にホームに同居している者を見ると、特に個人型の夫婦形態のホームにおいて「実子・養子（補助者）」および「実子・養子（補助者以外）」が同居しているホームが多く見られる。

なお、「その他」の回答としては、元里子や祖父母などの親族などの回答が多く寄せられた。

➤ 養育者・委託児童以外の同居者

図表 2-2-8 養育者・委託児童以外の同居者



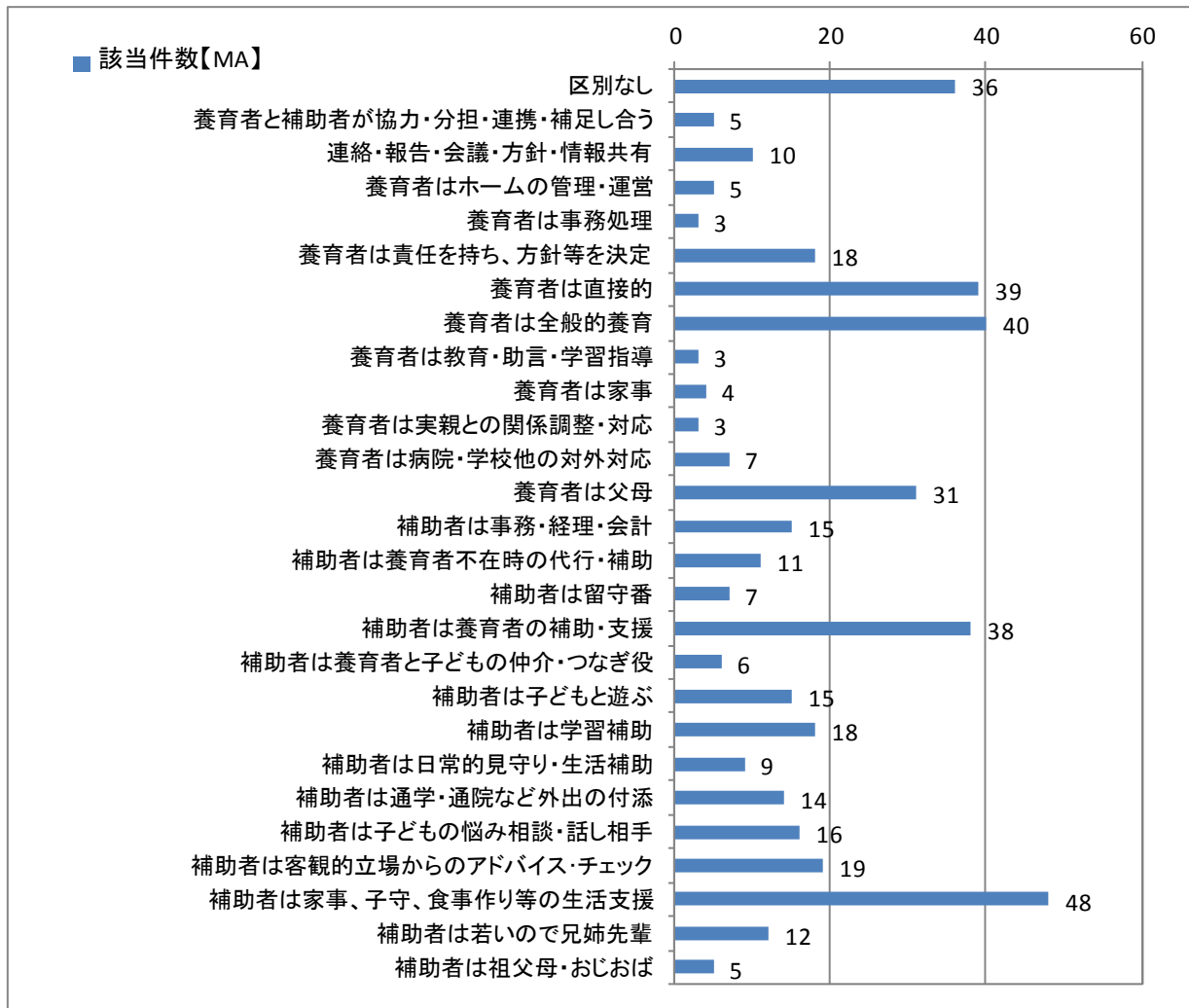
同居者/その他FA	回答数
元里子	7
親族	3
補助者	6
同居人	5
家裁試験観察児童	1
グループホームの利用者	1
個人的委託児童	1

(2) 養育者・補助者と児童との関係

問1. 児童との関わりにおける養育者と補助者の役割の違い

ホームにおける養育者と補助者が果たす役割の違いをどのように区別しているかについて、自由記述では次のような回答が挙げられた。

図表 2-2-9 養育者と補助者の役割の違いの区別(自由記述より)【MA】

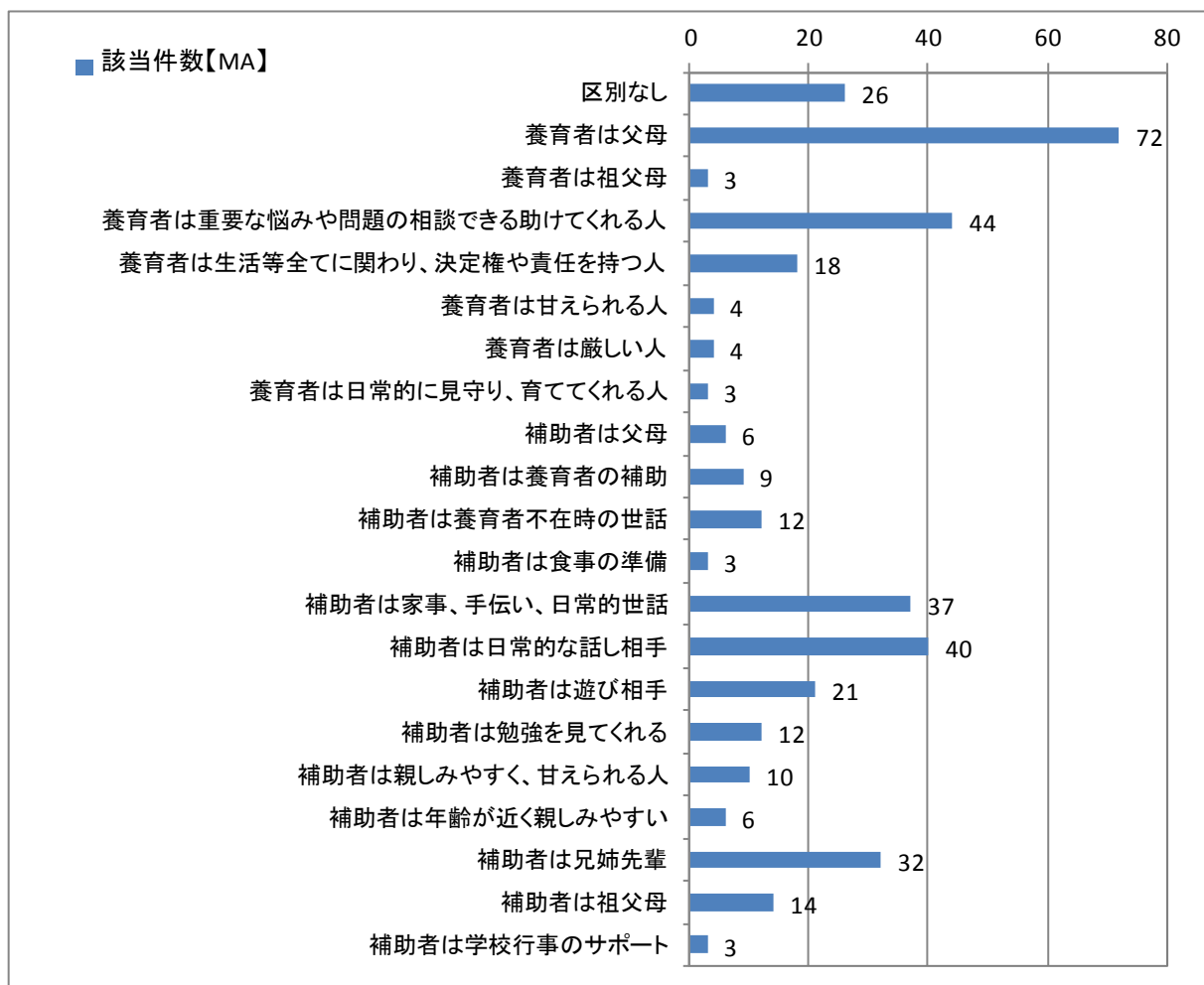


	件数	区別なし	養育者と補助者が協力・分担・連携・補足し合う	連絡・報告・会議・方針・情報共有	養育者はホームの管理・運営	養育者は事務処理	養育者は責任を持ち、方針等を決定	養育者は直接的	養育者は全般的養育	養育者は教育・助言・学習指導	養育者は家事	養育者は実親との関係調整・対応	養育者は病院・学校他の対外対応	養育者は父母	
夫婦(ともに専業)+補助者	60	20.0%	3.3%	3.3%	0.0%	1.7%	8.3%	26.7%	25.0%	3.3%	0.0%	0.0%	1.7%	13.3%	
夫婦(専業・兼業)+補助者	69	18.8%	0.0%	2.9%	4.3%	1.4%	8.7%	20.3%	23.2%	0.0%	4.3%	2.9%	5.8%	27.5%	
単身養育者+補助者	21	19.0%	4.8%	19.0%	4.8%	0.0%	9.5%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	4.8%	
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	7	28.6%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	8	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
雇用単身養育者+補助者	14	21.4%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	21.4%	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%	14.3%	
総計	183	19.7%	2.7%	5.5%	2.7%	1.6%	9.8%	21.3%	21.9%	1.6%	2.2%	1.6%	3.8%	16.9%	
	件数	区別なし	補助者は養育者不在時の代行・補助	補助者は留守番	補助者は養育者の補助・支援	補助者は養育者と子どもの仲介・つなぎ役	補助者は子どもと遊ぶ	補助者は学習補助	補助者は日常の見守り・生活補助	補助者は通学・通院など外出の付添	補助者は子どもの悩み相談・話し相手	補助者は客観的立場からのアドバイス・チェック	補助者は家事、育児、子守り、食事作り等の生活支援	補助者は若いので兄姉先輩	補助者は祖父母・おじおば
夫婦(ともに専業)+補助者	5.0%	3.3%	8.3%	20.0%	1.7%	10.0%	6.7%	10.0%	5.0%	6.7%	15.0%	21.7%	5.0%	1.7%	
夫婦(専業・兼業)+補助者	14.5%	8.7%	2.9%	21.7%	4.3%	5.8%	10.1%	1.4%	11.6%	13.0%	8.7%	29.0%	11.6%	4.3%	
単身養育者+補助者	9.5%	4.8%	0.0%	9.5%	4.8%	9.5%	9.5%	4.8%	4.8%	9.5%	9.5%	33.3%	4.8%	0.0%	
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	14.3%	42.9%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%	0.0%	
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	12.5%	0.0%	12.5%	
雇用単身養育者+補助者	0.0%	7.1%	0.0%	28.6%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	
総計	8.2%	6.0%	3.8%	20.8%	3.3%	8.2%	9.8%	4.9%	7.7%	8.7%	10.4%	26.2%	6.6%	2.7%	

問2. 児童が養育者と補助者の役割の違いをどのように捉えているか

児童が養育者と補助者の役割の違いをどのように捉えているかについて、自由記述では次のような回答が挙げられた。

図表 2-2-10 児童の養育者と補助者の役割の違いの捉え方(自由記述より)【MA】



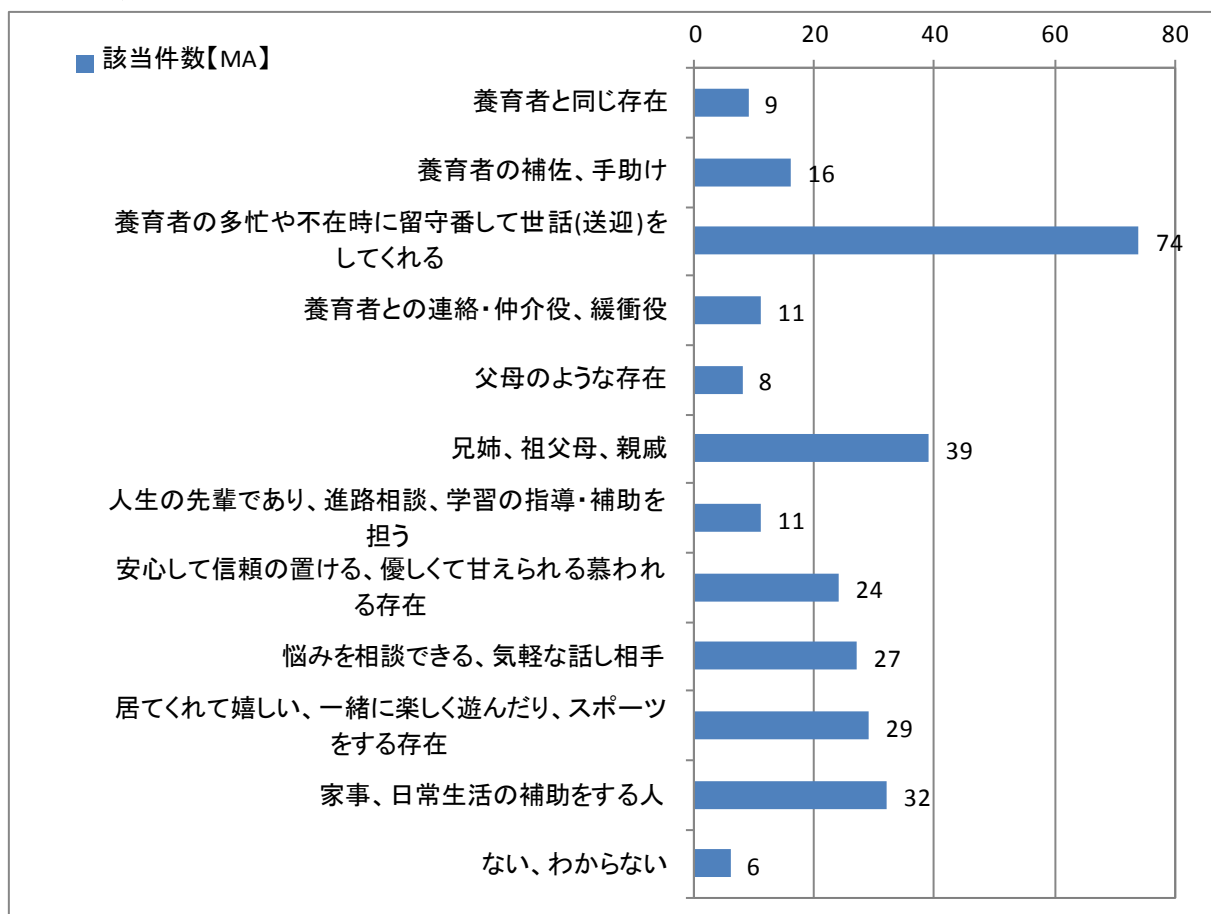
	件数	区別なし	養育者は父母	養育者は祖父母	養育者は重要な悩みや問題の相談できる助けてくれる人	養育者は生活等全てに関わり、決定権や責任を持つ人	養育者は甘えられる人	養育者は厳しい人	養育者は日常的に見守り、育ててくれる人	補助者は父母	補助者は養育者の補助	補助者は養育者不在時の世話
夫婦(ともに専業)+補助者	60	13.3%	26.7%	5.0%	21.7%	10.0%	3.3%	1.7%	1.7%	5.0%	5.0%	6.7%
夫婦(専業・兼業)+補助者	69	14.5%	52.2%	0.0%	23.2%	7.2%	2.9%	1.4%	0.0%	1.4%	5.8%	8.7%
単身養育者+補助者	21	9.5%	33.3%	0.0%	33.3%	9.5%	0.0%	0.0%	9.5%	4.8%	4.8%	4.8%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	7	14.3%	42.9%	0.0%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	8	12.5%	50.0%	0.0%	25.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
雇用単身養育者+補助者	14	21.4%	35.7%	0.0%	14.3%	7.1%	0.0%	14.3%	0.0%	7.1%	7.1%	0.0%
該当件数【MA】	184	14.1%	39.1%	1.6%	23.9%	9.8%	2.2%	2.2%	1.6%	3.3%	4.9%	6.5%

	補助者は食事の準備	補助者は家事、手伝い、日常的世話	補助者は日常的な話し相手	補助者は遊び相手	補助者は勉強を見てくれる	補助者は親しみやすく、甘えられる人	補助者は年齢が近く親しみやすい	補助者は兄弟先輩	補助者は祖父母	補助者は学校行事のサポート
夫婦(ともに専業)+補助者	0.0%	16.7%	20.0%	6.7%	3.3%	6.7%	3.3%	10.0%	6.7%	0.0%
夫婦(専業・兼業)+補助者	4.3%	14.5%	26.1%	15.9%	13.0%	5.8%	2.9%	27.5%	8.7%	1.4%
単身養育者+補助者	0.0%	28.6%	38.1%	14.3%	0.0%	0.0%	9.5%	14.3%	4.8%	9.5%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	0.0%	28.6%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	0.0%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
雇用単身養育者+補助者	0.0%	42.9%	0.0%	7.1%	0.0%	7.1%	0.0%	7.1%	14.3%	0.0%
該当件数【MA】	1.6%	20.1%	21.7%	11.4%	6.5%	5.4%	3.3%	17.4%	7.6%	1.6%

問3. 児童は補助者に対し、どのような存在であることを求めているか

児童は補助者に対し、どのような存在であることを求めているかについて、自由記述では次のような回答が挙げられた。

図表 2-2-11 児童が補助者に対し、どのような存在を求めているか(自由記述より)【MA】



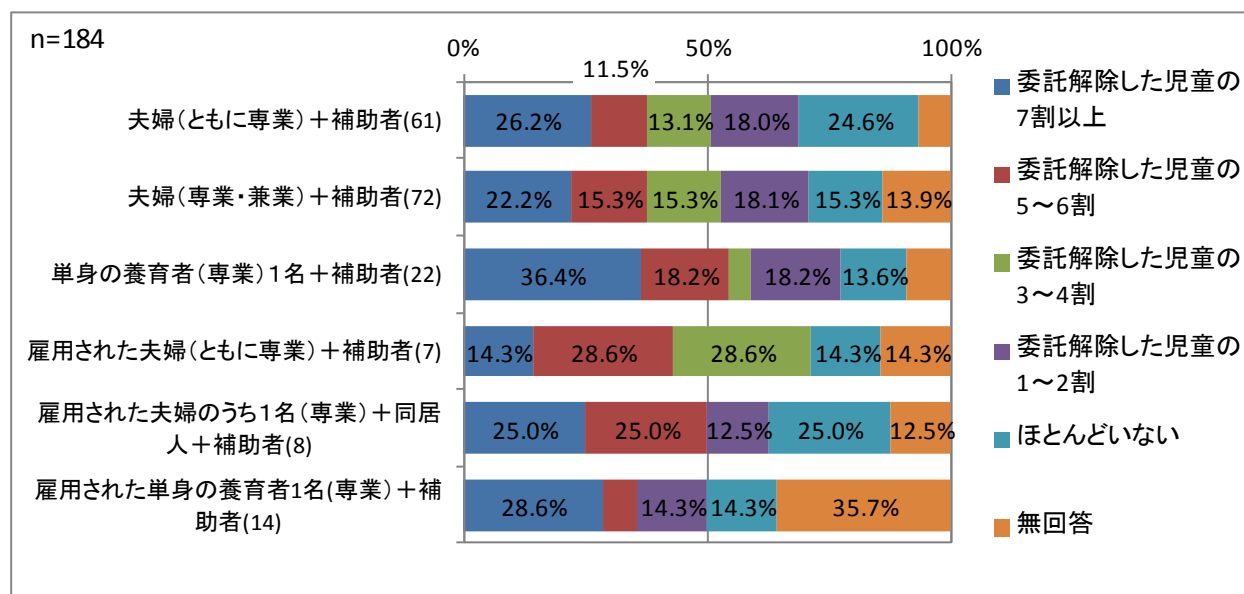
	件数	養育者と同じ存在	養育者の補佐、手助け	養育者の多忙や不在時に留守番して世話(送迎)をしてくれる	養育者との連絡・仲介役、緩衝役	父母のような存在	兄姉、祖父母、親戚	人生の先輩であり、進路相談、学習の指導・補助を担う	安心して信頼の置ける、優しく甘えられる慕われる存在	悩みを相談できる、気軽な話し相手	居てくれて嬉しい、一緒に楽しく遊んだり、スポーツをする存在	家事、日常生活の補助をする人	ない、わからない
夫婦(ともに専業)+補助者	59	6.8%	6.8%	44.1%	3.4%	5.1%	23.7%	5.1%	10.2%	18.6%	10.2%	16.9%	3.4%
夫婦(専業・兼業)+補助者	69	1.4%	11.6%	39.1%	10.1%	2.9%	23.2%	5.8%	10.1%	14.5%	21.7%	11.6%	2.9%
単身養育者+補助者	21	4.8%	14.3%	47.6%	0.0%	4.8%	19.0%	9.5%	23.8%	4.8%	14.3%	19.0%	0.0%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	7	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	28.6%	28.6%	28.6%	42.9%	57.1%	14.3%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	8	12.5%	12.5%	37.5%	0.0%	12.5%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	12.5%	0.0%
雇用単身養育者+補助者	14	14.3%	0.0%	35.7%	0.0%	7.1%	21.4%	0.0%	14.3%	21.4%	0.0%	28.6%	7.1%
該当件数【MA】	183	4.9%	8.7%	40.4%	6.0%	4.4%	21.3%	6.0%	13.1%	14.8%	15.8%	17.5%	3.3%

問4. (1) 委託解除後（家庭引き取り、自立後）の児童との交流・フォローアップの機会

委託解除後（家庭引き取り、自立後）の児童との間で、児童の求めに応じ、交流を継続する機会がどの程度あるかを尋ねたところ、全体では「委託解除した児童の7割以上」との回答が約27%を占めていた。

これをホームの運営形態別に見ると、「単身の養育者（専業）1名＋補助者」のホームでは、同割合が36.4%と他よりも比較的高い傾向にあった。

図表 2-2-12 委託解除後（家庭引き取り、自立後）の児童との交流・フォローアップ

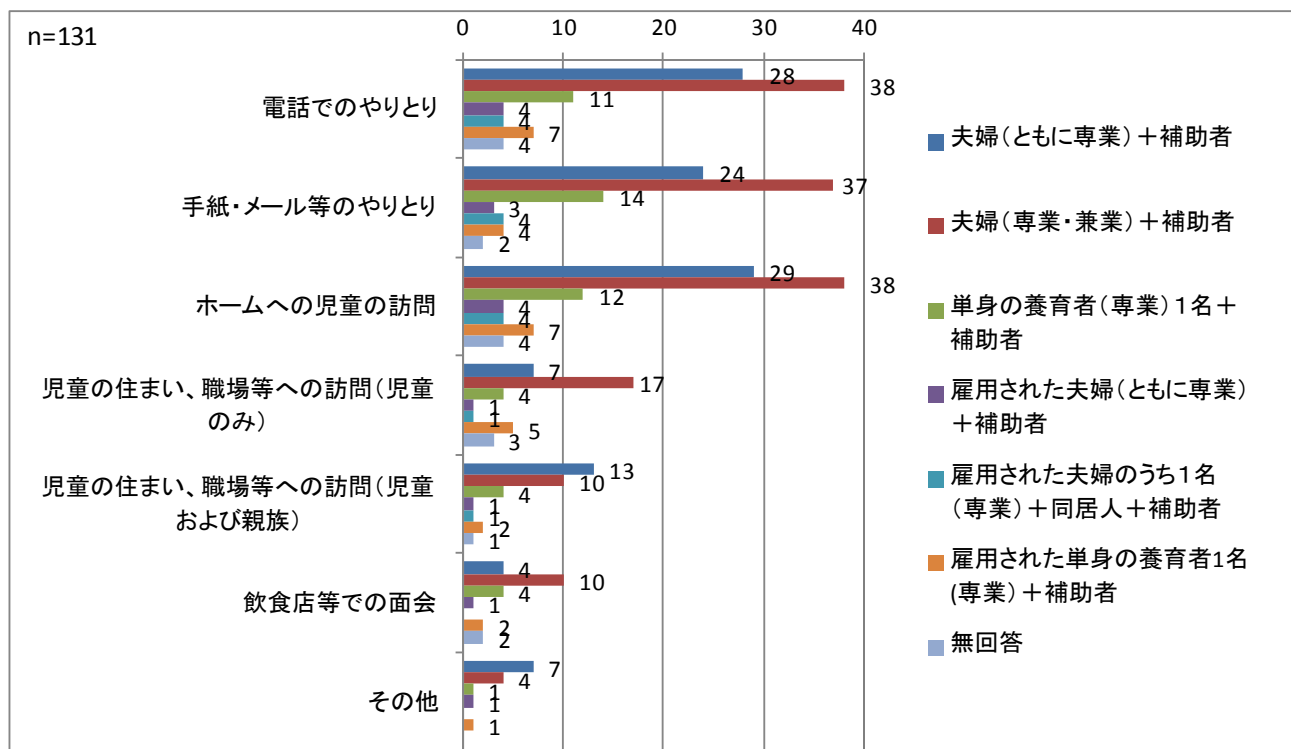


※ただし、本設問の回答には、ホームが開設後まもなく委託児童の措置解除を行った経験がないケースや、短期間の委託期間をへて家庭復帰した児童のケースも含まれていることに留意が必要である。

問4. (2) 委託解除後(家庭引き取り、自立後)の交流・フォローアップの手段
 【委託解除をした児童がいる場合】

委託解除した児童がいる場合に、委託解除後の児童との交流・フォローアップをどのような手段で行っているかを見ると、おおむねいずれの形態でも、「電話でのやりとり」、「手紙・メール等のやりとり」、「ホームへの児童の訪問」が多く挙げられた。また、「夫婦(専業・兼業)+補助者」の形態では、「児童の住まい、職場等への訪問(児童のみ)」が比較的多く挙げられた。

図表 2-2-13 委託解除後(家庭引き取り、自立後)の交流・フォローアップの手段



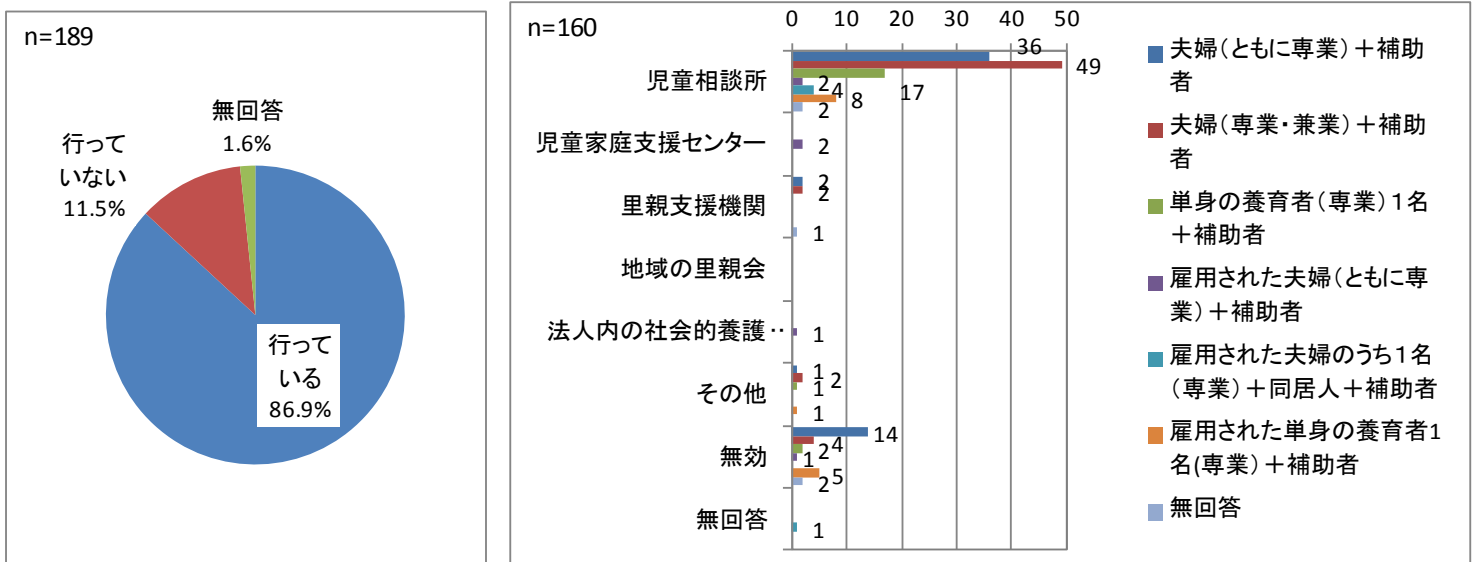
(3) 地域の関係機関の活用状況

問5. 児童自立支援計画や養育計画の作成・協議等にあたって、地域の関係機関を活用しているか

児童自立支援計画や養育計画の作成・協議等にあたり、地域の関係機関を活用しているかを尋ねたところ、「行っている」との回答が86.9%と全体の9割近くを占めた。

その主たる連携先の機関としては、ほとんどが児童相談所との回答であった。

図表 2-2-14 児童自立支援計画や養育計画の作成・協議等

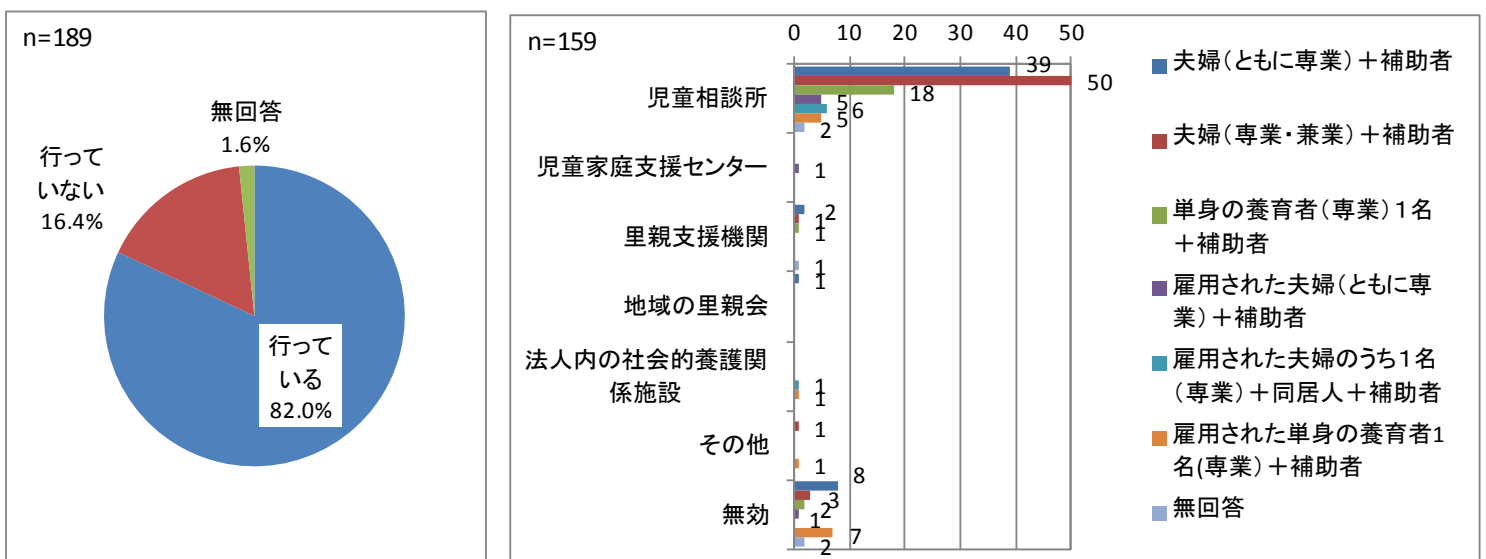


※本設問（単数回答）に対し、複数の関係機関を選択した回答は「無効」とした（以下、同様）。

問6. 児童の親子関係再構築支援や家庭環境の調整にあたって、地域の関係機関を活用しているか

児童の親子関係再構築支援や家庭環境の調整に関しても、「行っている」が全体の8割強を占め、その主たる連携先機関はほとんどが児童相談所との回答であった。

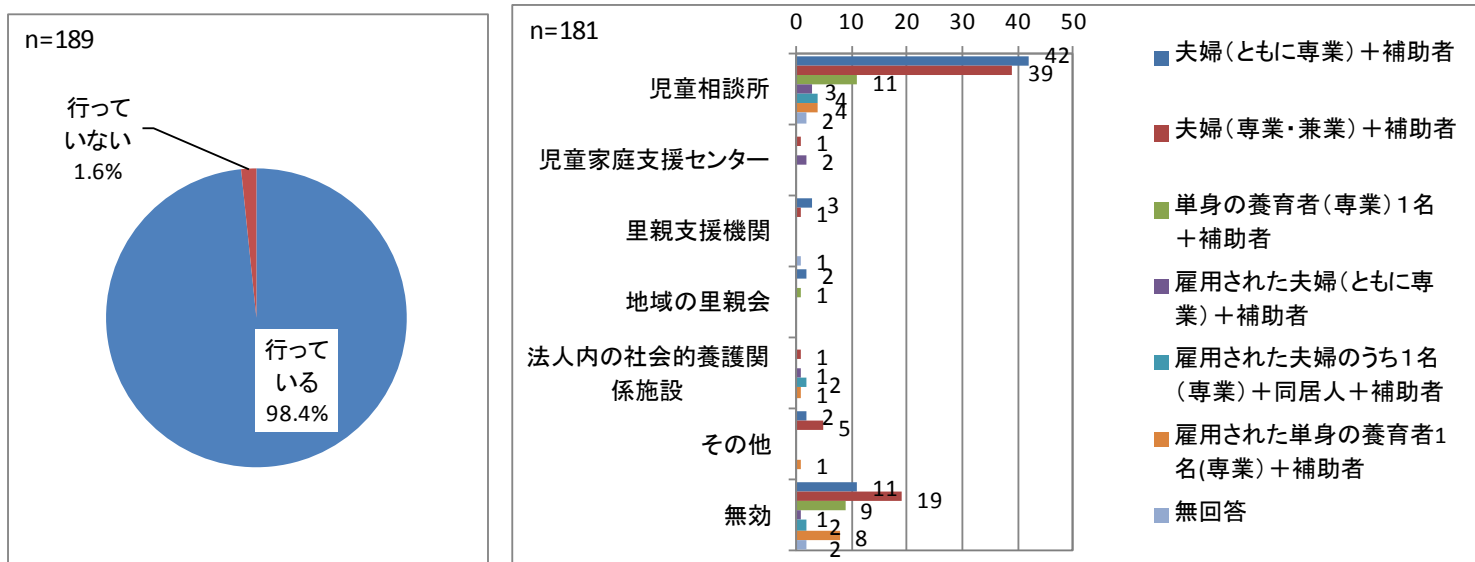
図表 2-2-15 児童の親子関係再構築支援や家庭環境の調整



問7. 児童の養育に関する相談を行いたい時に、地域の関係機関を活用しているか

児童の養育に関する相談については、「行っている」が98.4%とほとんどのホームが行っているとの回答であった。主たる連携先の機関としては、ここでも児童相談所が中心であった。

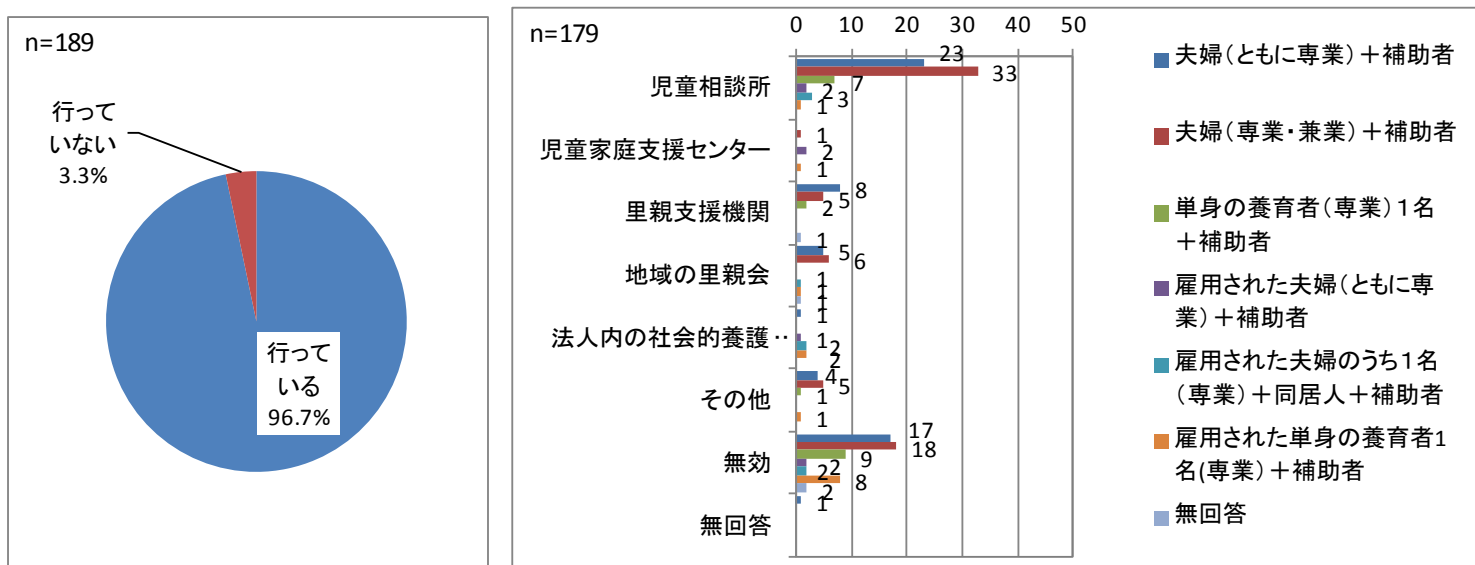
図表 2-2-16 児童の養育に関する相談



問8. 養育の技術に関する研修等を受けるために、地域の関係機関を活用しているか

養育の技術に関する研修等の受講についても、ほとんどのホームが「行っている」(96.7%)との回答であった。その主たる連携先の機関としては、児童相談所が最も多く挙げたが、次いで「里親支援機関」、「地域の里親会」などとの連携も行われていることが伺えた。

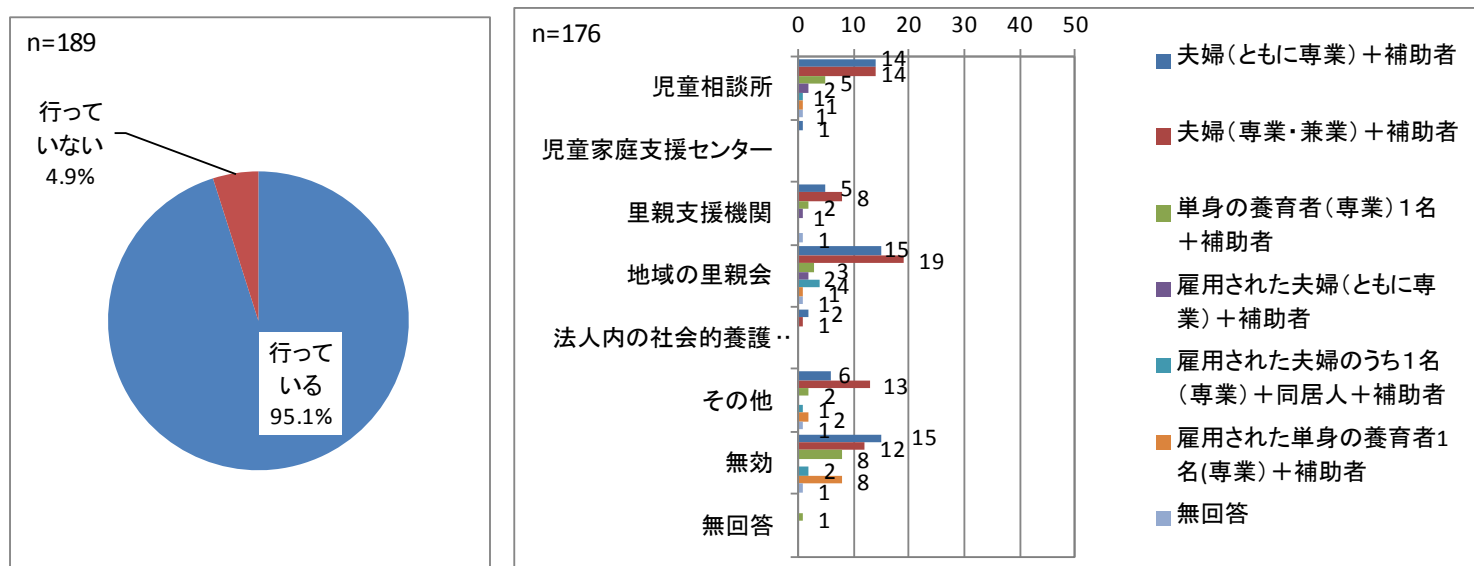
図表 2-2-17 養育の技術に関する研修等の受講



問9. 地域の他の事業者（ファミリーホームや里親）との交流の機会をもつにあたって、地域の関係機関を活用しているか

地域の他のファミリーホームや里親の事業者との交流の機会については、「行っている」が95.1%を占めた。その主たる連携先の機関としては、「地域の里親会」および「児童相談所」との回答が多く、次いで「里親支援機関」も挙げられた。なお、「その他」の回答としては「ファミリーホーム協議会」（10件）が多く挙がっていた。

図表 2-2-18 地域の他の事業者（ファミリーホームや里親）との交流の機会



問10. 養育者が休息をとるための地域サービス等の利用

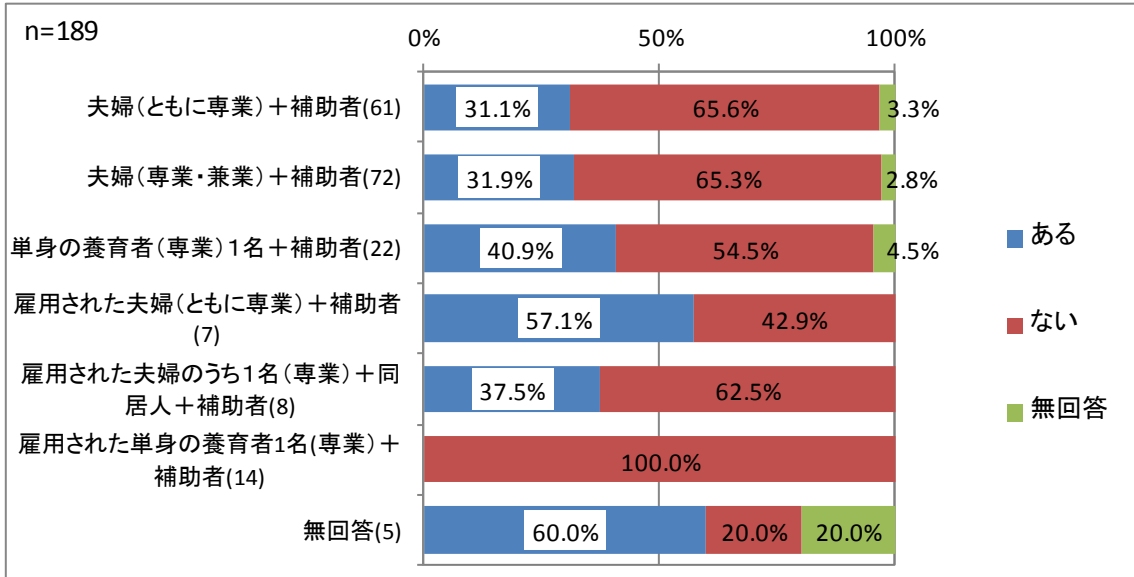
養育者が休息をとるために、地域のサービス等を利用したいと思ったことがあるかについて見ると、全体では「ない」との回答が64.6%を占めた。これをホームの形態別に見ると、雇用された夫婦ないし単身養育者のホームではややばらつきが見られるが¹、個人型の夫婦形態のホームでは同様に約65%となっていた。

ただし、養育者が休息をとったり、冠婚葬祭等で家を空けるときなどにどのような方法をとっているかを尋ねたところ、「その他」の中で「休息は取れない」（12件）、「同行する」（13件）などの回答も多く挙げられていた。

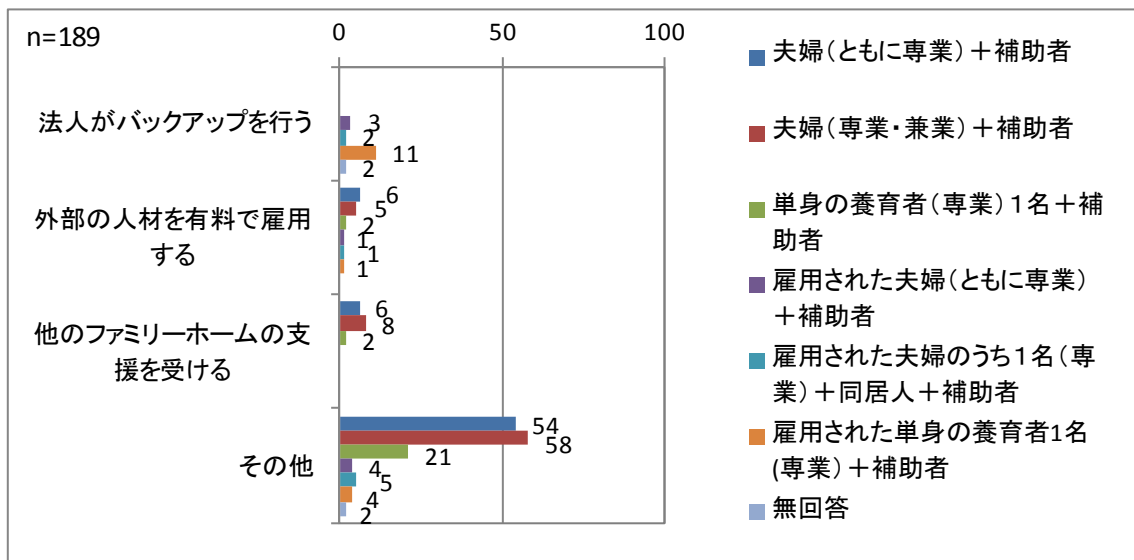
その他の養育者が休息をとるための方法としては、次頁の図表に整理したように、「補助者に依頼」（60件）との回答が突出しており、養育者が休息をとったり、家を空けるときなどに補助者が大きな役割を果たしていることが伺える。

¹ 雇用された夫婦ないし単身養育者のホームは該当件数が10事業者前後と少ないため、構成比の見方に注意が必要である。

図表 2-2-19 養育者が休息をとるために、地域サービス等を利用したいと思ったことがあるか



図表 2-2-20 養育者が休息をとったり、冠婚葬祭等で家を空ける時の方法

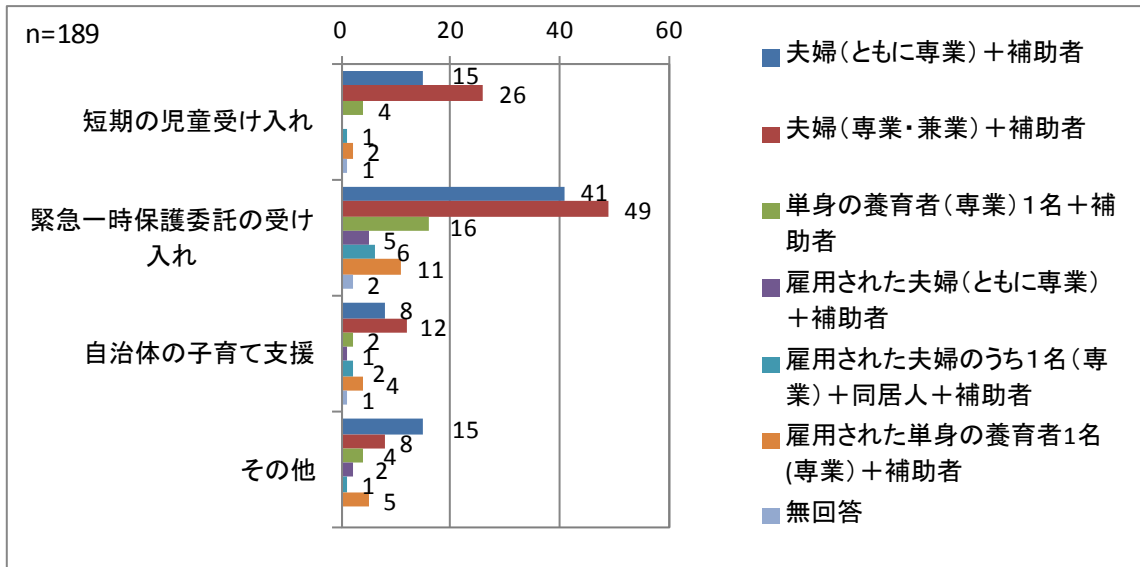


10. (2) 方法/その他FA	回答数
補助者に依頼	60
臨時に人を頼む	7
シルバー人材センターへ依頼	1
実子が支援	10
元里子に依頼	3
家族・親族が支援	15
知人・友人	2
地域に依頼	4
他の里親に依頼	3
子どもが大きい	4
内部調整	13
児童相談所に依頼	2
子供相談センターに伝える	1
児童養護施設の支援	2
保育所・こども園の延長保育	2
養育者の自営の職場	1

問 1 1. ホームで行っている地域に向けた支援

ホームで行われている地域に向けた支援としては、「緊急一時保護委託の受け入れ」が最も多く、次いで「短期児童の受け入れ」となっていた。

図表 2-2-21 ホームで行っている地域に向けた支援

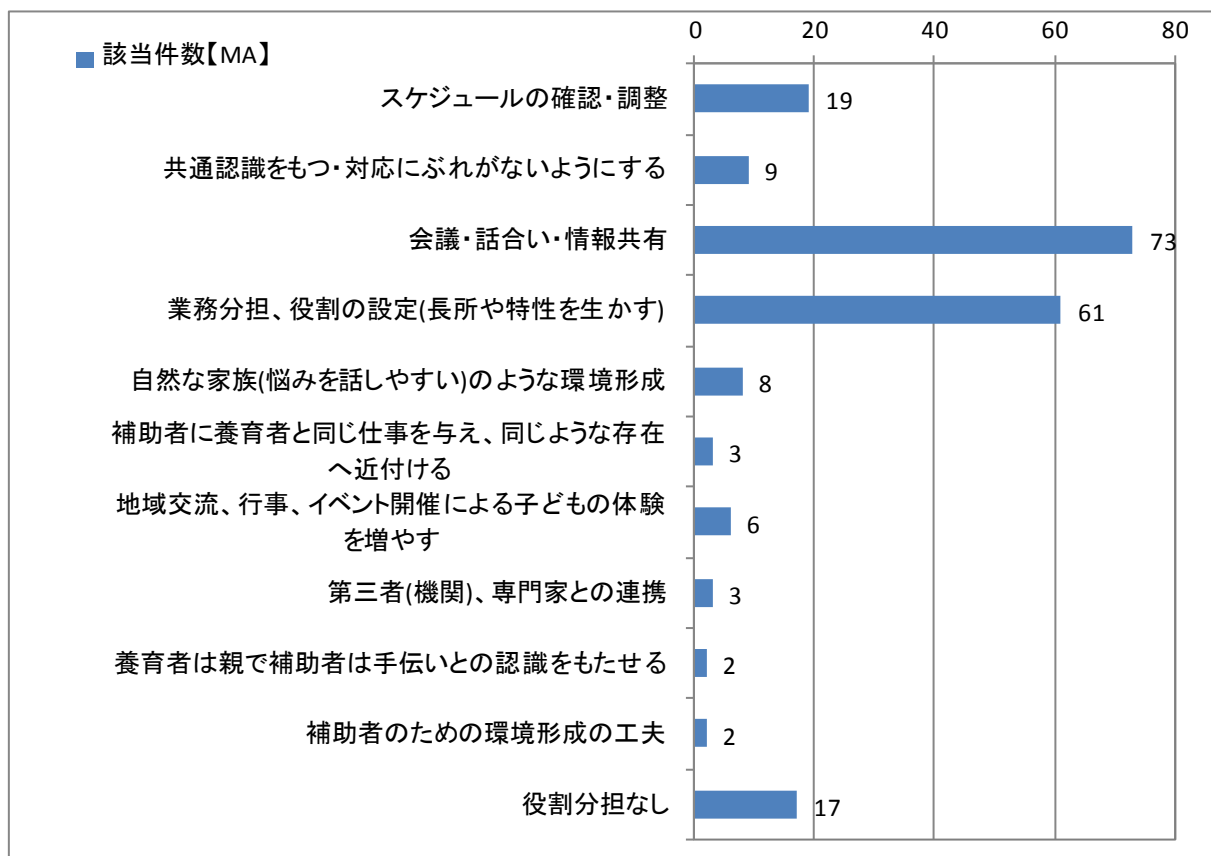


(4) 養育者・補助者のあり方について

問12. 養育者と補助者が果たす役割の分担や連携に関する工夫点

養育者と補助者が果たす役割の分担や連携に関する工夫点について、自由記述では次のような回答が挙げられた。

図表 2-2-22 養育者と補助者の役割分担や連携に関する工夫点(自由記述より)【MA】

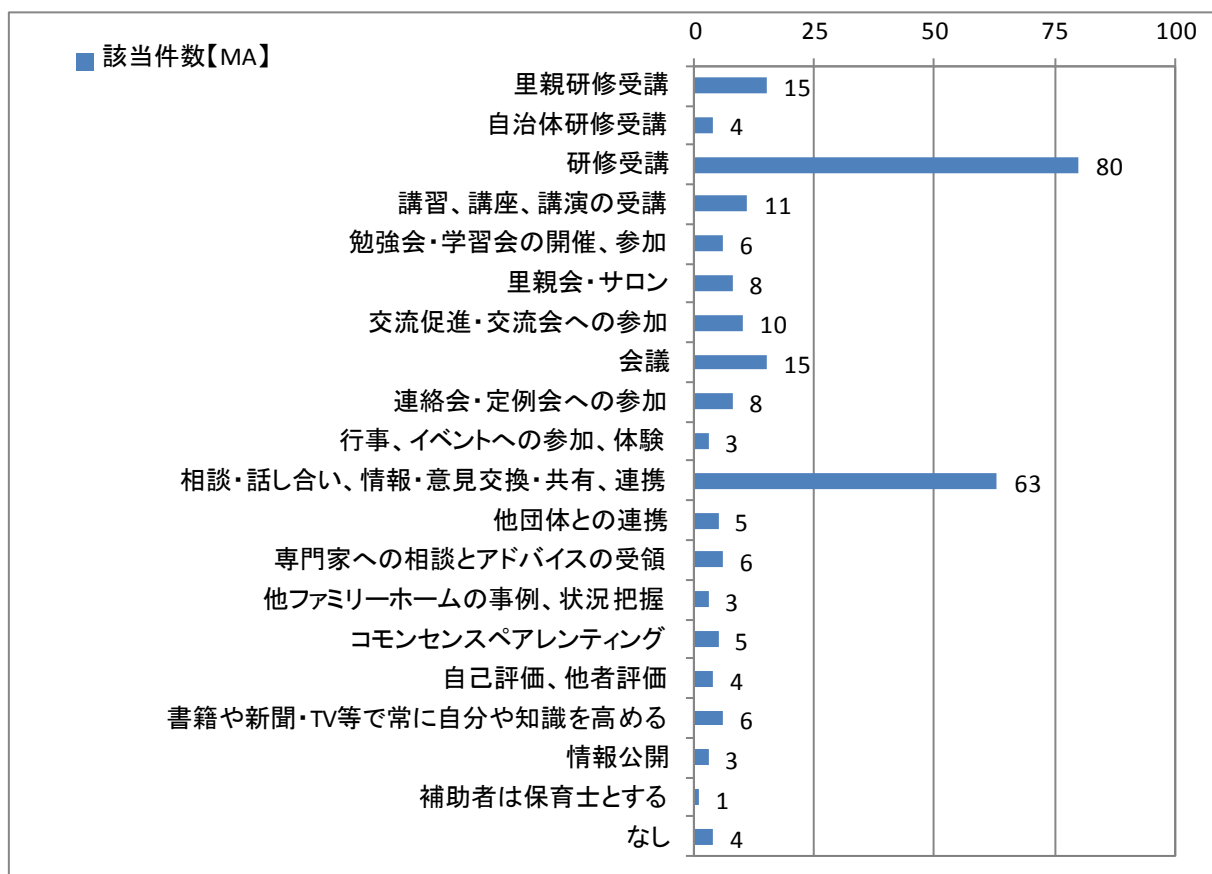


	件数	スケジュールの確認・調整	共通認識をもつ・対応にぶれがないようにする	会議・話し合い・情報共有	業務分担、役割の設定(長所や特性を生かす)	自然な家族(悩みを話しやすい)のような環境形成	補助者に養育者と同じ仕事を与え、同じような存在へ近付ける	地域交流、行事、イベント開催による子どもの体験を増やす	第三者(機関)、専門家との連携	養育者は親で補助者は手伝いとの認識をもたせる	補助者のための環境形成の工夫	役割分担なし
夫婦(ともに専業)+補助者	52	15.4%	3.8%	44.2%	38.5%	3.8%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	1.9%	15.4%
夫婦(専業・兼業)+補助者	58	8.6%	3.4%	41.4%	43.1%	3.4%	0.0%	6.9%	1.7%	1.7%	0.0%	8.6%
単身養育者+補助者	20	20.0%	5.0%	35.0%	40.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	5.0%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	7	14.3%	28.6%	57.1%	28.6%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	8	12.5%	12.5%	62.5%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
雇用単身養育者+補助者	11	0.0%	9.1%	63.6%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	9.1%
該当件数【MA】	160	11.9%	5.6%	45.6%	38.1%	5.0%	1.9%	3.8%	1.9%	1.3%	1.3%	10.6%

問 13. 養育者・補助者の資質向上のために、ホームで行われている取組や工夫点等

養育者・補助者の資質向上のために、ホームで行われている取組や工夫点等について、自由記述では次のような回答が挙げられた。

図表 2-2-23 養育者・補助者の資質向上のための取組や工夫点(自由記述より)【MA】



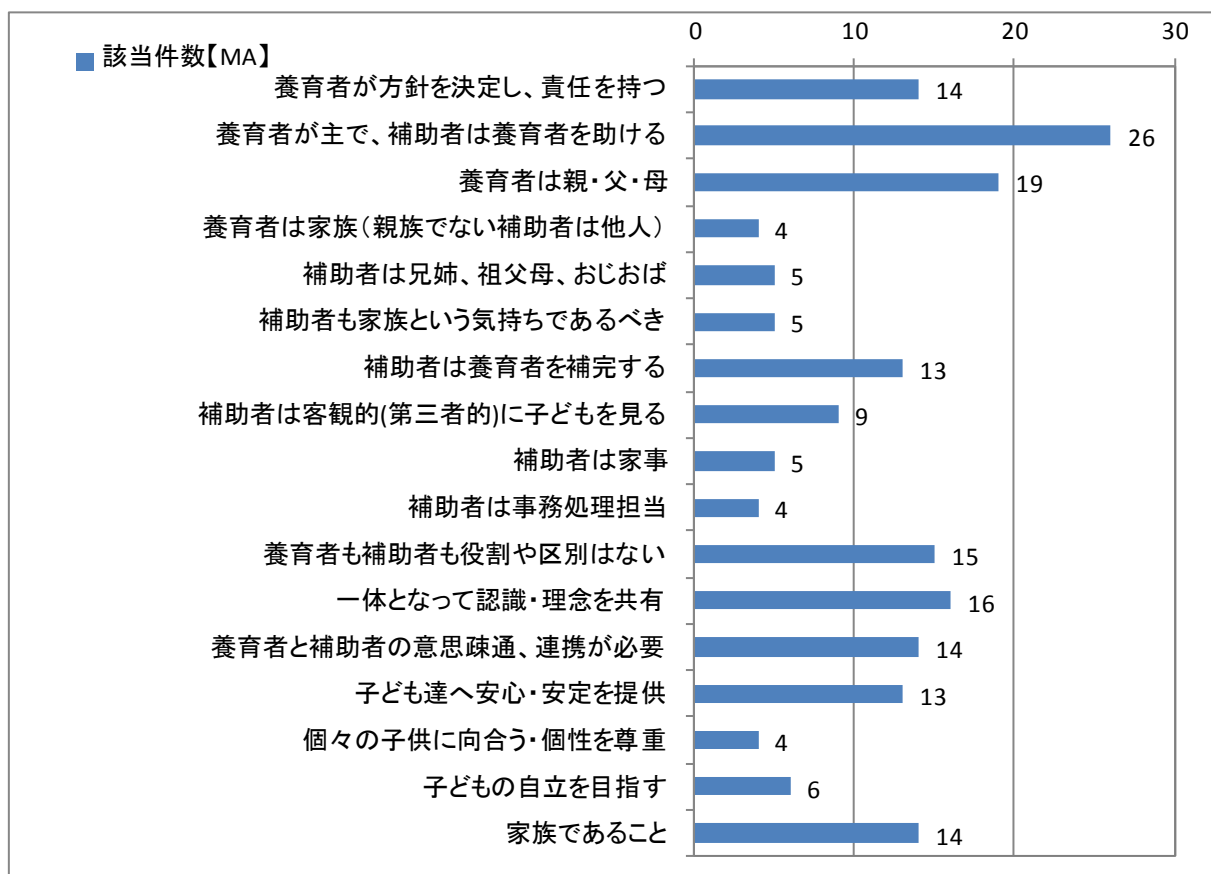
	件数	里親研修受講	自治体研修受講	研修受講	講習、講座、講演の受講	勉強会・学習会の開催、参加	里親会・サロン	交流促進・交流会への参加	会議	連絡会・定例会への参加	行事、イベントへの参加、体験	相談・話し合い、情報・意見交換・共有、連携
夫婦(ともに専業)+補助者	54	11.1%	5.6%	48.1%	3.7%	5.6%	11.1%	13.0%	1.9%	5.6%	1.9%	29.6%
夫婦(専業・兼業)+補助者	61	8.2%	1.6%	50.8%	6.6%	3.3%	3.3%	3.3%	8.2%	4.9%	3.3%	41.0%
単身養育者+補助者	19	10.5%	0.0%	52.6%	5.3%	5.3%	0.0%	5.3%	0.0%	5.3%	0.0%	42.1%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	7	0.0%	0.0%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	14.3%	0.0%	71.4%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	8	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%
雇用単身養育者+補助者	11	9.1%	0.0%	72.7%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	0.0%	0.0%	27.3%
該当件数【MA】	165	9.1%	2.4%	48.5%	6.7%	3.6%	4.8%	6.1%	9.1%	4.8%	1.8%	38.2%

	他団体との連携	専門家への相談とアドバイスの受領	他ファミリーホームの事例、状況把握	コモンセンスペアレンティング	自己評価、他者評価	書籍や新聞・TV等で常に自分や知識を高める	情報公開	補助者は保育士とする	なし
夫婦(ともに専業)+補助者	3.7%	1.9%	5.6%	3.7%	5.6%	1.9%	1.9%	5.6%	
夫婦(専業・兼業)+補助者	1.6%	1.6%	0.0%	1.6%	0.0%	3.3%	1.6%	1.6%	
単身養育者+補助者	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
雇用単身養育者+補助者	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	
該当件数【MA】	3.0%	3.6%	1.8%	3.0%	2.4%	3.6%	1.8%	0.6%	

問14. ファミリーホームにおいて養育者と補助者が果たす役割のあり方

ファミリーホームにおいて養育者と補助者が果たす役割のあり方について、自由記述では次のような回答が挙げられた。

図表 2-2-24 養育者・補助者が果たす役割のあり方(自由記述より)【MA】

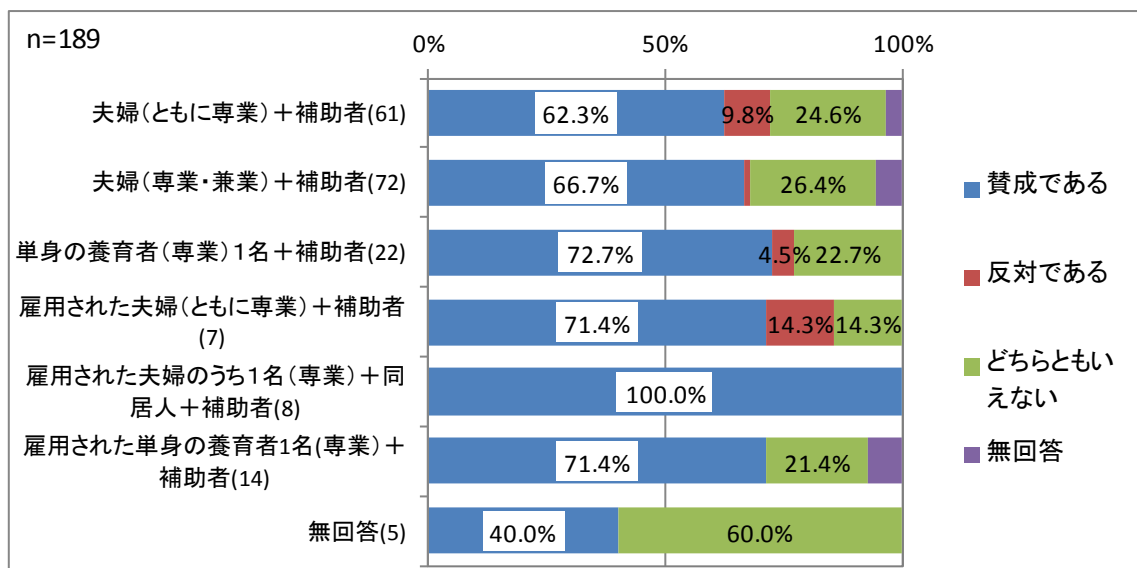


	件数	養育者が方針を決定し、責任を持つ	養育者が主で、補助者は養育者を助ける	養育者は親・父・母	養育者は家族(親族でない補助者は他人)	補助者は兄姉、祖父母、おじおば	補助者も家族という気持ちであるべき	補助者は養育者を補完する	補助者は客観的(第三者的)に子どもを見る	補助者は家事	補助者は事務処理担当	養育者も補助者も役割や区別はない
夫婦(ともに専業)+補助者	51	5.9%	15.7%	7.8%	2.0%	0.0%	2.0%	9.8%	5.9%	3.9%	3.9%	9.8%
夫婦(専業・兼業)+補助者	56	7.1%	17.9%	19.6%	5.4%	7.1%	1.8%	12.5%	8.9%	3.6%	3.6%	8.9%
単身養育者+補助者	19	5.3%	10.5%	5.3%	0.0%	0.0%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	7	42.9%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	7	28.6%	28.6%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%
雇用単身養育者+補助者	9	11.1%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%
該当件数【MA】	154	9.1%	16.9%	12.3%	2.6%	3.2%	3.2%	8.4%	5.8%	3.2%	2.6%	9.7%
	一体となって認識・理念を共有	養育者と補助者の意思疎通、連携が必要	子ども達へ安心・安定を提供	個々の子供に向合う・個性を尊重	子どもの自立を目指す	家族であること						
夫婦(ともに専業)+補助者	15.7%	3.9%	9.8%	0.0%	5.9%	13.7%						
夫婦(専業・兼業)+補助者	7.1%	10.7%	7.1%	3.6%	3.6%	7.1%						
単身養育者+補助者	5.3%	10.5%	10.5%	5.3%	5.3%	15.8%						
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%						
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%						
雇用単身養育者+補助者	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%						
該当件数【MA】	10.4%	9.1%	8.4%	2.6%	3.9%	9.1%						

問15. 補助者としての養育経験を踏まえて養育者として引き継ぐことについて

ファミリーホームの補助者の業務経験を養育経験として認めることに対する考えを尋ねたところ、全体で「賛成である」は67.2%と全体の約7割を占めていた。これをホームの形態別に見ると、いずれの形態においても「賛成である」が「反対である」を大きく上回っているが、個人型の夫婦形態のホームでは他のホームよりも賛成の割合が若干低い傾向が見られる。

図表 2-2-25 補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成か



なお、「反対である」と回答した事業者からは、次のような意見が聞かれた。

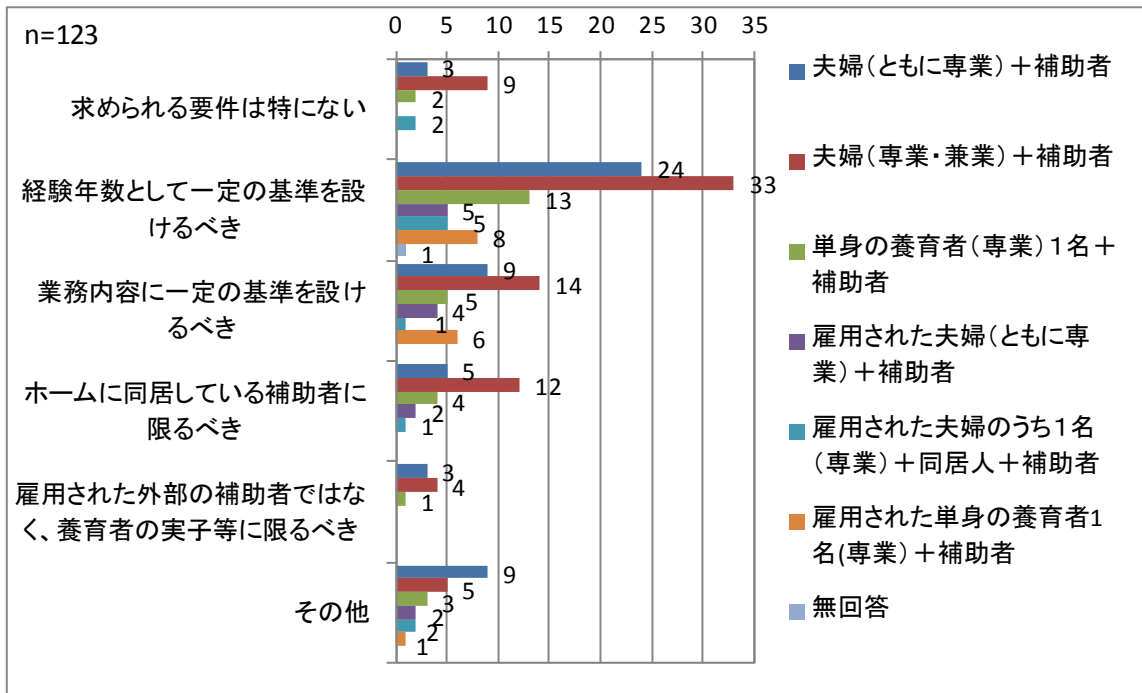
<補助者の業務経験を養育経験と認めることに「反対である」と回答した事業者の意見>

- ・実子夫婦が補助者となっているが、補助者はあくまでも補助者であり責任がない。引き継ぐあるいは引き継いでもらいたいと思うのであれば、補助者も里親登録をし、子どもの委託を受け3～4年経験し、更に複数の養育経験も必要。
- ・補助者についての規定がない中で、認めることには反対。「ファミリーホームは里親の大きくなったもの」ということにも反対。養育経験の積み重ねの上にファミリーホームはあるべきで、“子どもとの生活の共有”という体験が必要。
- ・補助者はあくまでも補助者。24時間子どもたちと生活を共にしているわけではないので、経験者として認めるには抵抗がある。児童相談所、病院、学校等子供を短時間しか見ていない人たちにはわからない行動など、直接経験していない人に引き継ぐから施設やホームで虐待が増えているように思う。里親経験年数、委託児童数も要件に設ける必要がある。

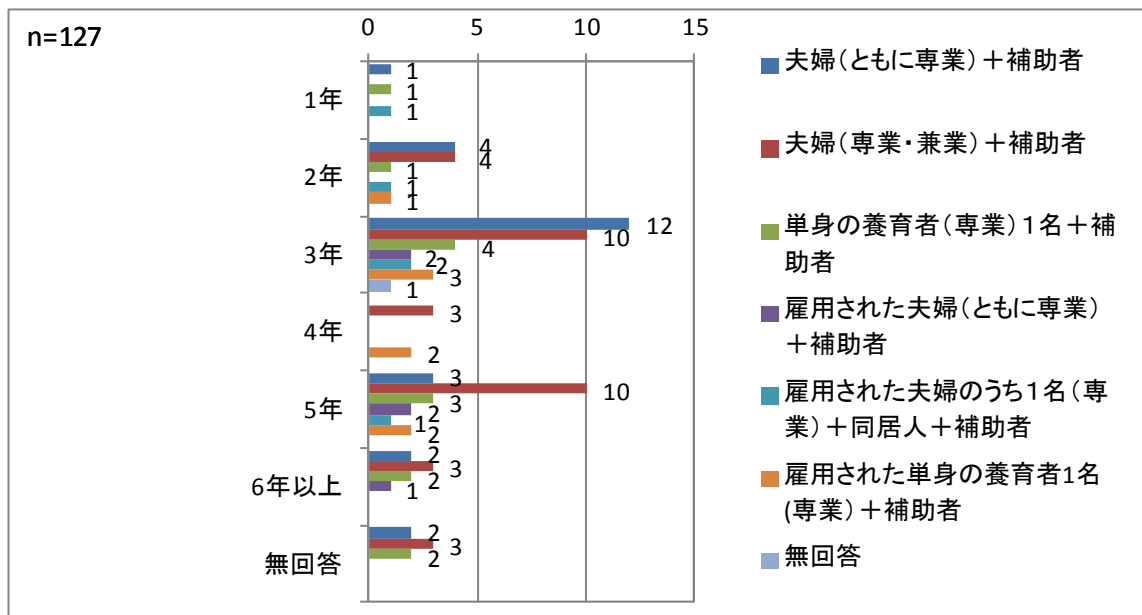
一方、「賛成である」と回答した事業者の中でも、補助者の業務経験を認める上で、補助者に求められる要件があるかを尋ねたところ、補助者の業務経験を認める上で、補助者に求められる要件が特にないと回答したホームは13.0%にとどまり、「経験年数として一定の基準を設けるべき」(72.4%)が最も多く挙げられた。また、「業務内容に一定の基準を設けるべき」(31.7%)、「ホームに同居している補助者に限るべき」(19.5%)との回答も比較的多く挙げられた。

なお、「経験年数として一定の基準を設けるべき」とした場合、その要件と考える具体的な年数については「3年」(38.2%)が最も多く、次いで「5年」(23.6%)が挙げられた。

図表 2-2-26 補助者に求められる要件

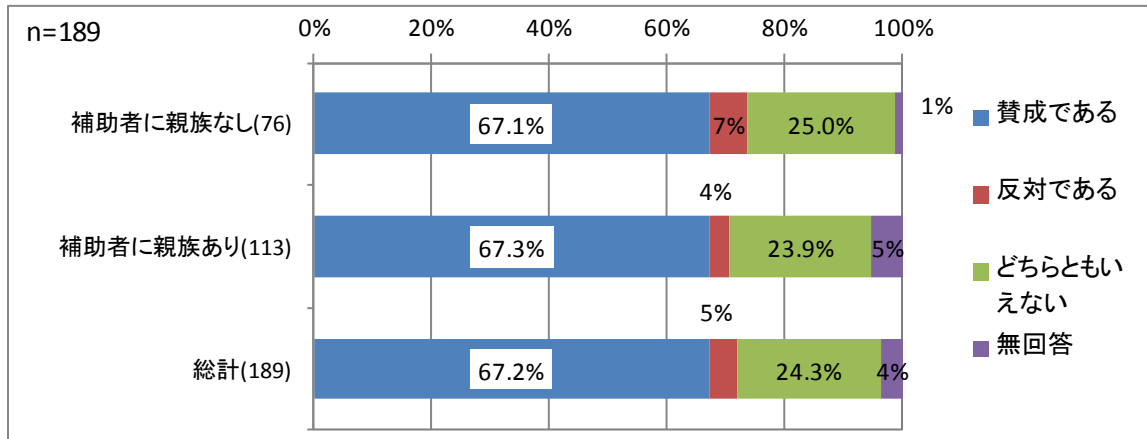


図表 2-2-27 「経験年数として一定の基準を求めるべき」必要と考える年数



なお、補助者の養育経験を認めることへの意見について、親族（実子・養子、親族）が補助者を務めているホームとそれ以外のホームで回答状況が異なるかを見たところ、補助者に親族あり（1人以上いる場合）と親族なしの場合では、特に目立った差異は見られなかった。

図表 2-2-28 補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成か(補助者の親族の有無別)



また、補助者の養育経験を認めることに「反対である」と回答したホームの属性内訳をみると、下表のとおりであった。

<補助者の業務経験を養育経験と認めることに「反対である」と回答した事業者(9件)の属性>

○ホームの形態	・9件のホームの形態をみると、「夫婦(ともに専業)+補助者」が6件、「夫婦(専業・兼業)+補助者」が1件、「単身の養育者(専業)+補助者」が1件、「雇用された夫婦(ともに専業)+補助者」が1件だった。
○補助者の勤務状況	・9件のホームに勤める補助者16人の1週間の勤務時間数をみると、「週20時間以上」が3人、「週20時間未満」が9人だった。
○補助者の役割	・9件のホームに勤める補助者16人がホームで主に担っている業務をみると、「養育補助が中心」が4人、「家事援助が中心」が4人、「どちらともいえない」が3件だった。

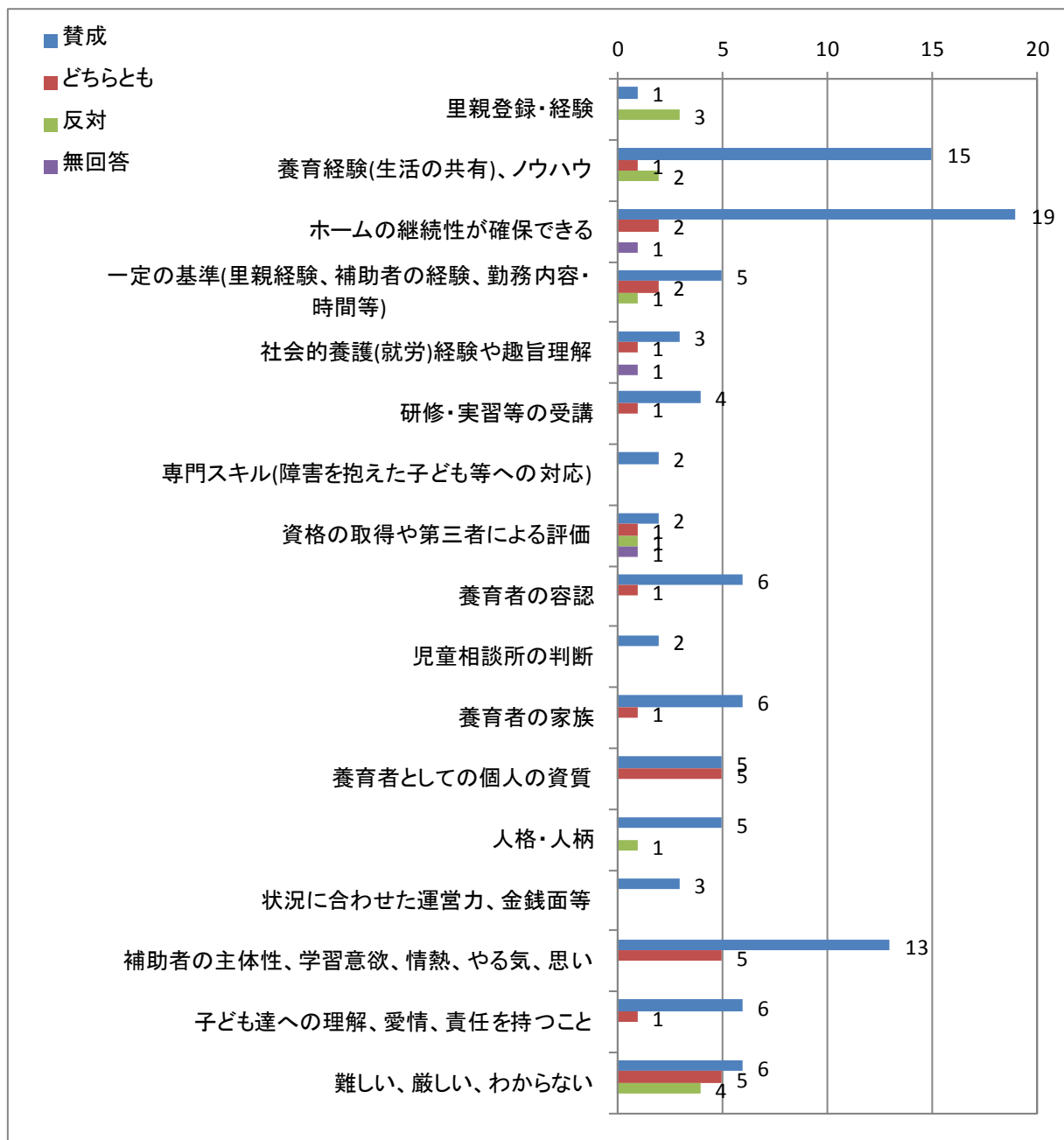
問15.(3) 補助者が補助者としての養育経験を踏まえて養育者として引き継ぐことへの意見

補助者が補助者としての養育経験を踏まえて養育者として引き継ぐことへの意見について、自由記述では次のような回答が挙げられた。

図表 2-2-29 補助者の養育者としての引き継ぎに対する意見(自由記述より)【MA】

	件数	賛成	里親登録・経験	養育経験(生活の共有)、ノウハウ	ホームの継続性が確保できる	一定の基準(里親経験、補助者の経験、勤務内容・時間等)	社会的養護(就労)経験や趣旨理解	研修・実習等の受講	専門スキル(障害を抱えた子ども等への対応)	資格の取得や第三者による評価	養育者の容認	児童相談所の判断
夫婦(ともに専業)+補助者	51	35.3%	3.9%	13.7%	5.9%	9.8%	3.9%	0.0%	2.0%	2.0%	3.9%	3.9%
夫婦(専業・兼業)+補助者	60	48.3%	1.7%	10.0%	15.0%	1.7%	3.3%	1.7%	0.0%	3.3%	5.0%	0.0%
単身養育者+補助者	16	62.5%	0.0%	6.3%	25.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	7	71.4%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	7	85.7%	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
雇用単身養育者+補助者	11	63.6%	0.0%	18.2%	27.3%	9.1%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
該当件数【MA】	155	49.7%	2.6%	11.6%	14.2%	5.2%	3.2%	3.2%	1.3%	3.2%	4.5%	1.3%

	養育者の家族	養育者としての個人の資質	人格・人柄	状況に合わせた運営力、金銭面等	補助者の主体性、学習意欲、情熱、やる気、思い	子ども達への理解、愛情、責任を持つこと	難しい、厳しい、わからない
夫婦(ともに専業)+補助者	7.8%	7.8%	3.9%	2.0%	5.9%	3.9%	9.8%
夫婦(専業・兼業)+補助者	5.0%	5.0%	3.3%	3.3%	15.0%	5.0%	13.3%
単身養育者+補助者	0.0%	18.8%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%	6.3%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
雇用単身養育者+補助者	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	18.2%	9.1%
該当件数【MA】	4.5%	6.5%	3.9%	1.9%	11.6%	4.5%	9.7%



なお、「賛成である」「どちらともいえない」と回答した事業者から寄せられた、補助者の業務経験を養育経験と認めることに対する意見としては、次のような回答が多く挙げられた。

<補助者の業務経験を養育経験と認めることに「賛成である」と回答した事業者の意見>

<養育経験（生活の共有）、ノウハウ>

- ・ホームでの経験がある方が引き継ぎがスムーズであり、安心して任せられると思う。その際、経験年数や業務内容、同居といった要件を満たすことは必須であると考えている。
- ・養育者の下で経験を踏み、同じ考え（ポリシー）を持ってもらえればよい。
- ・培ったノウハウを引き継ぐ者がいればいいなと思っている

<ホームの継続性が確保できる>

- ・養育者とともに子どもたちの養育に関わってきた経験は引き継いでいくことで子どもたちにとっても安心感があり、措置解除後帰る家がない子どもたちにとっての大切な心の古里となる。
- ・事業者の都合で子どもたちの生活環境を変えてしまうことを避ける方法の一つと思う。
- ・ファミリーホームが継承されるためには、補助者が養育経験を積んで継承するという方法が一番その家にいる子ども達のために良いと考える。現在の制度では継承する人が絶たれてしまう。

<補助者の主体性、学習意欲、情熱、やる気、思い>

- ・補助者の持つ資質や、本人の子どもへの熱い思い、社会的養護に関わる経験等。
- ・ホームでの養育全般に関わることはもちろんとして、常に子どもの状態を把握し、子どもの声に耳を傾けることが出来る向上心のある人に引き継ぎたい。
- ・補助者がファミリーホーム運営したいという意思があり、その夫婦に能力と運営力があれば養育者として引き継ぐことも考えたい

<補助者の業務経験を養育経験と認めることに「どちらともいえない」と回答した事業者の意見>

<補助者の資質や姿勢>

- ・主体性を持って臨むのであれば良いが、そうでない場合は引き継ぐべきではないと考えている。
- ・養育者としての素質というものもあり、一概にはどちらとも言えない。
- ・それまでの児童との関係性や取り組み方もあり、また資質によるところも大きいと思われるのでひと括りで答えることはできないが、施設とも里親とも異なる生活（動き）を知って理解出来ている点は大いに評価できるところがある。

<業務経験・研修等>

- ・補助者の養育経験の実態が今の時点では見えにくい。また養育者になるためには資格のようなしかるべき研修と実習が必要である。
- ・補助者がどのような役割で児童と関わっているのか、どの様な責任の割合を持って関わっているかなどによる。

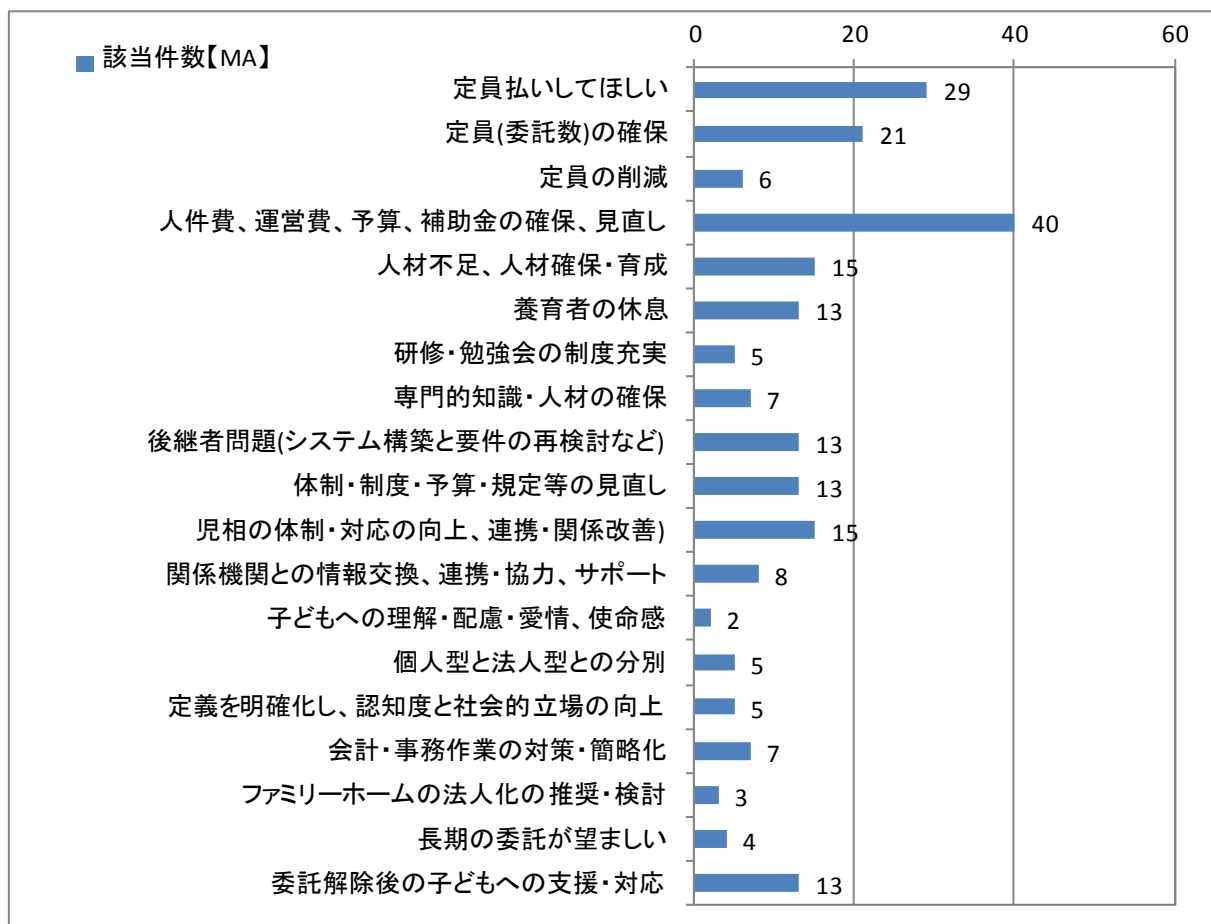
<現状では想定なし>

- ・そのような目的を持って補助者を雇用していない。養育者の足りない部分をただ補う程度の雇用しかしていない。
- ・現状から考えて、補助者は希望してないようである。

問16. ファミリーホームの運営における現状の課題と今後の方向性

ファミリーホームの運営における現状の課題と今後の方向性について、自由記述では次のような回答が挙げられた。

図表 2-2-30 ファミリーホームにおける現状の課題と今後の方向性(自由記述より)【MA】



	件数	定員払いしてほしい	定員(委託数)の確保	定員の削減	人件費、運営費、予算、補助金の確保、見直し	人材不足、人材確保・育成	養育者の休息	研修・勉強会の制度充実	専門的知識・人材の確保	後継者問題(システム構築と要件の再検討など)	体制・制度・予算・規定等の見直し	児相の体制・対応の向上、連携・関係改善)
夫婦(ともに専業)+補助者	57	22.8%	10.5%	1.8%	24.6%	8.8%	5.3%	3.5%	5.3%	7.0%	8.8%	14.0%
夫婦(専業・兼業)+補助者	64	15.6%	18.8%	0.0%	17.2%	6.3%	7.8%	3.1%	0.0%	7.8%	4.7%	7.8%
単身養育者+補助者	18	16.7%	11.1%	5.6%	38.9%	5.6%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	22.2%	5.6%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	7	14.3%	0.0%	14.3%	28.6%	28.6%	28.6%	14.3%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	8	12.5%	0.0%	0.0%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	12.5%
雇用単身養育者+補助者	10	10.0%	0.0%	30.0%	30.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
該当件数【MA】	167	17.4%	12.6%	3.6%	24.0%	9.0%	7.8%	3.0%	4.2%	7.8%	7.8%	9.0%

	関係機関との情報交換、連携・協力、サポート	子どもへの理解・配慮・愛情、使命感	個人型と法人型との分別	定義を明確化し、認知度と社会的立場の向上	会計・事務作業の対策・簡略化	ファミリーホームの法人化の推奨・検討	長期の委託が望ましい	委託解除後の子どもへの支援・対応
夫婦(ともに専業)+補助者	7.0%	0.0%	1.8%	3.5%	8.8%	0.0%	3.5%	5.3%
夫婦(専業・兼業)+補助者	1.6%	1.6%	6.3%	4.7%	1.6%	1.6%	3.1%	15.6%
単身養育者+補助者	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%
雇用夫婦(ともに専業)+補助者	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
雇用夫婦(1名専業)+同居人+補助者	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
雇用単身養育者+補助者	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%
該当件数【MA】	4.8%	1.2%	3.0%	3.0%	4.2%	1.8%	2.4%	7.8%

3. 個人票集計結果

本調査では、調査対象のファミリーホーム事業者に所属するすべての養育者・補助者を対象として1名につき各1通の個人票への回答を依頼し、189事業者から合計680件の回答を得た。本項ではこれらの回答から養育者・補助者の経歴や業務の内容等について分析を行った。

なお、本調査での「補助者」とは、ホームと雇用関係を結んで業務に従事している者を指すものとし、ボランティア（無償・有償）は除外した。

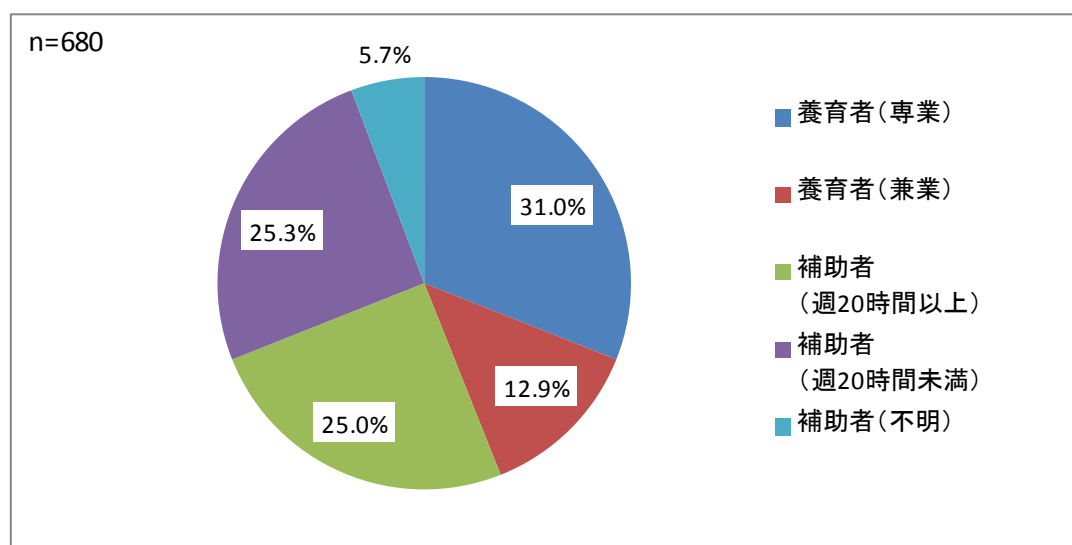
（1）回答者の種別

➤ 回答者の種別

全回答件数における回答者の種別をみると、養育者（専業）が31.0%と最も多く、次いで補助者（週20時間未満）25.3%、補助者（週20時間以上）25.0%であった。

なお、本調査では当初、「養育者（専業）」、「養育者（兼業）」、「補助者（常勤）」、「補助者（パート・アルバイト）」の別を設けて調査を行ったが、回答状況から「補助者（常勤）」と「補助者（パート・アルバイト）」の区別が不明確であったと考えられたため、補助者については1週間の勤務時間数（問6）をもとに再分類を行い、「養育者（専業）」、「養育者（兼業）」、「補助者（週20時間以上）」、「補助者（週20時間未満）」、「補助者（不明）」²の5つの区分を作成し、これに基づいて以降の分析を行った。

図表 2-3-1 回答者の種別

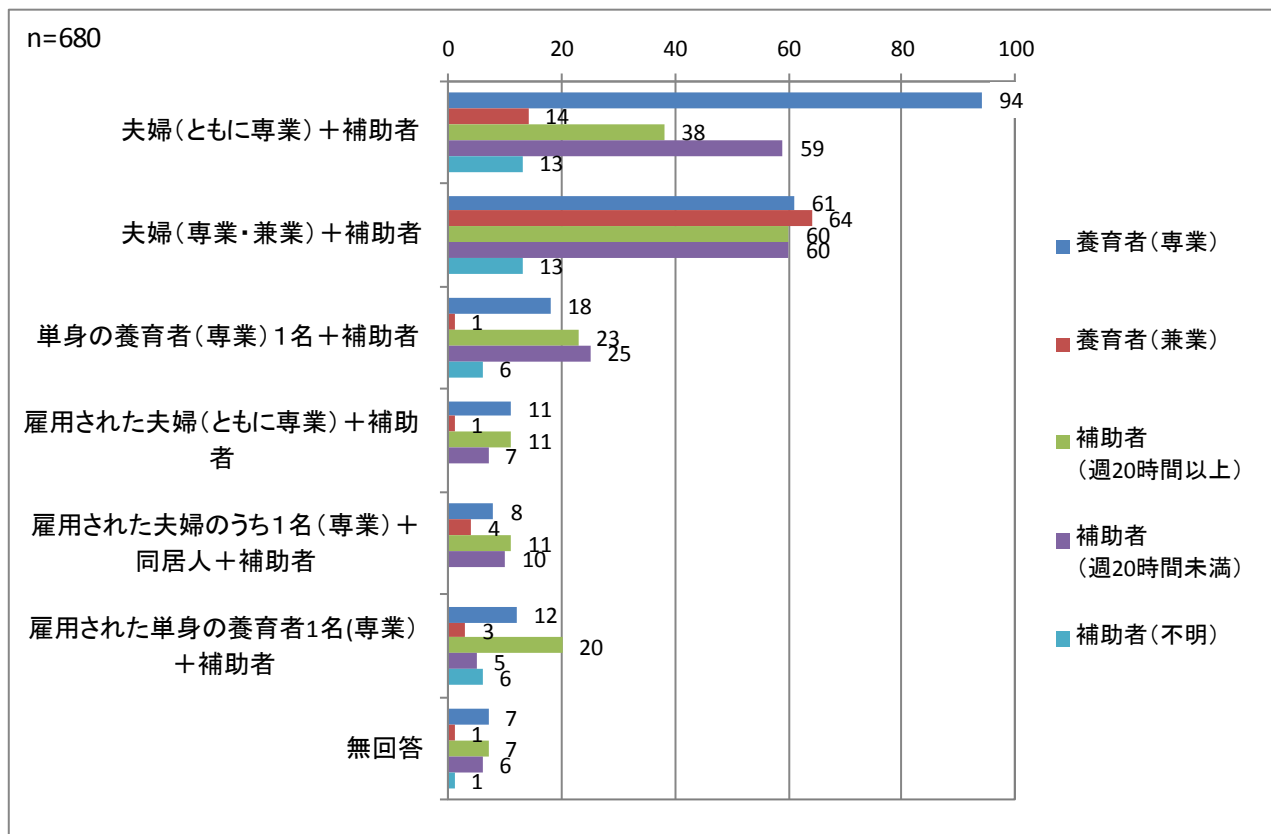


➤ ホームの形態別にみた回答者の種別

なお、全体票との紐付け分析により、ホームの形態別にみた回答者の種別は下図のとおりであった。

² 1週間の勤務時間数が無回答のため、分類不可能であったもの。

図表 2-3-2 回答者の種別(ホームの形態別)



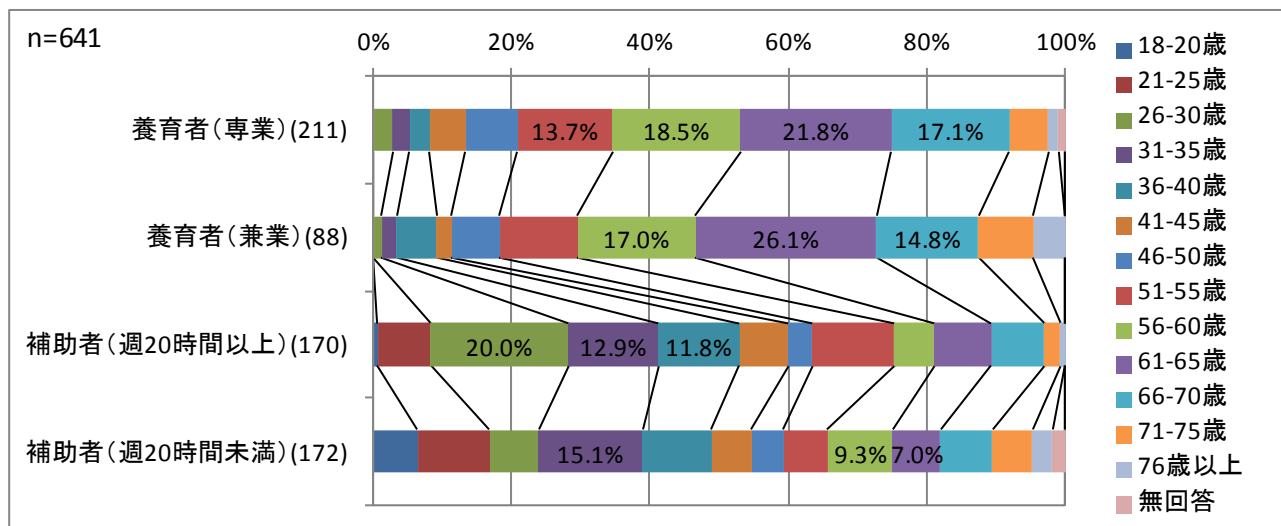
(2) 養育者・補助者の経歴

➤ 年齢

養育者・補助者の年齢を見ると、養育者は50～60代を中心に分布しているのに対し、補助者は様々な年代の層が分布しており、20～30代の構成比も全体の3～4割を占めている。

なお、カテゴリ別の平均年齢は、それぞれ、養育者(専業)57.8歳、養育者(兼業)59.5歳、補助者(週20時間以上)43.1歳、補助者(週20時間未満)44.8歳であった。

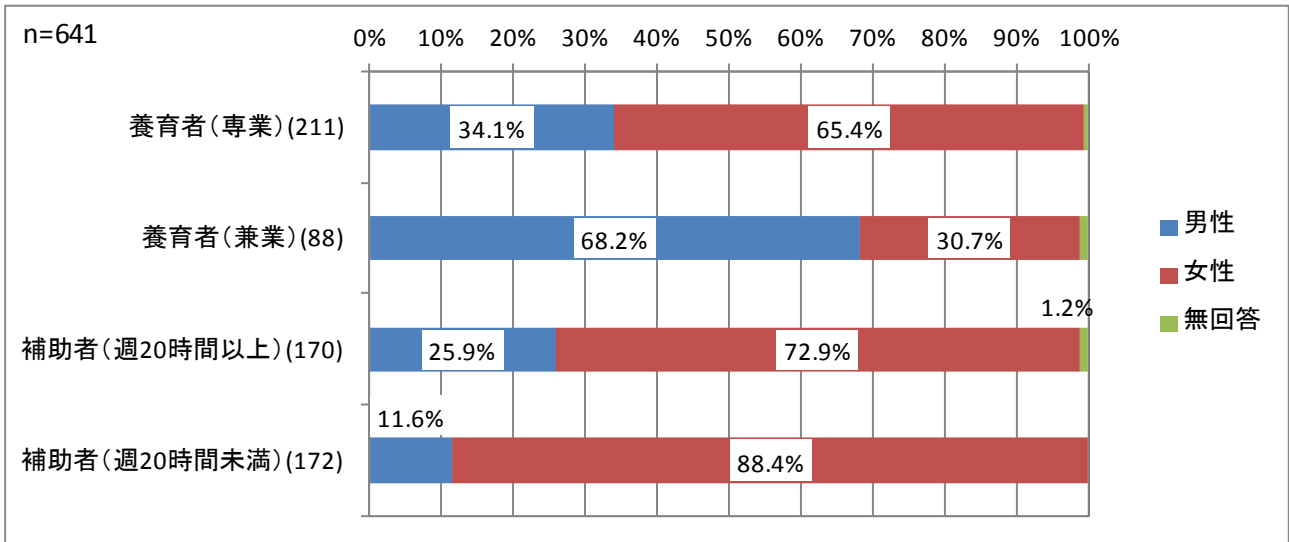
図表 2-3-3 年齢



➤ 性別

性別については、養育者では専業者と兼業者でほぼ逆転した男女構成比となっている。これに対し、補助者では女性の構成比が多く、特に週20時間未満の補助者では女性が全体の約9割を占めている。

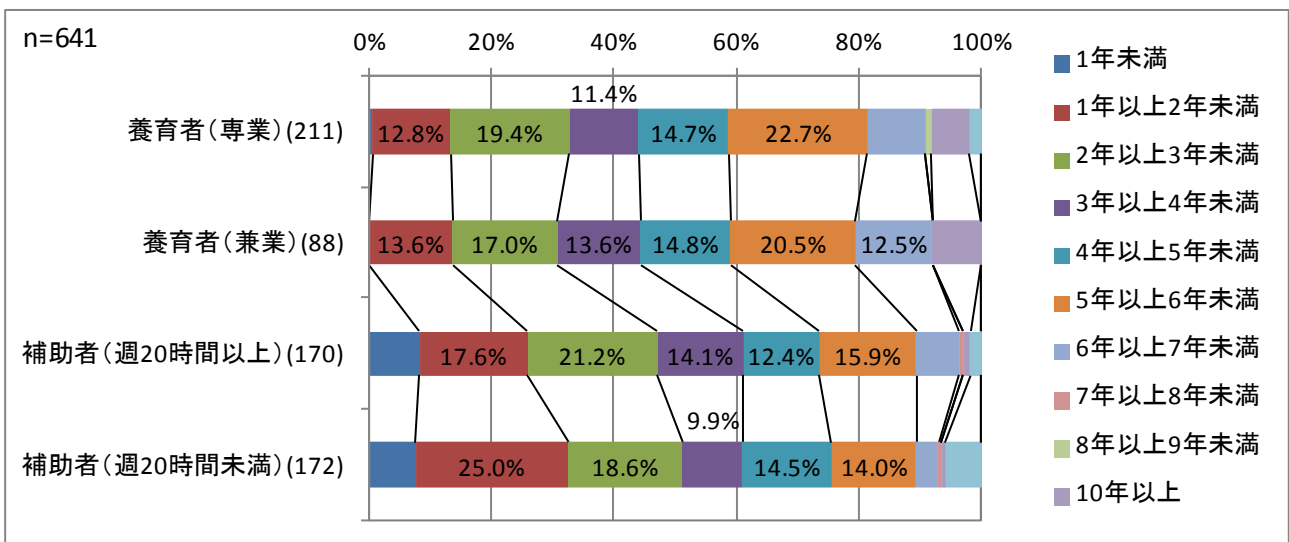
図表 2-3-4 性別



➤ 所属するホームでの経験年数

所属するホームでの経験年数について見ると、全体として、補助者は養育者よりもやや経験年数が短い傾向が見られる。

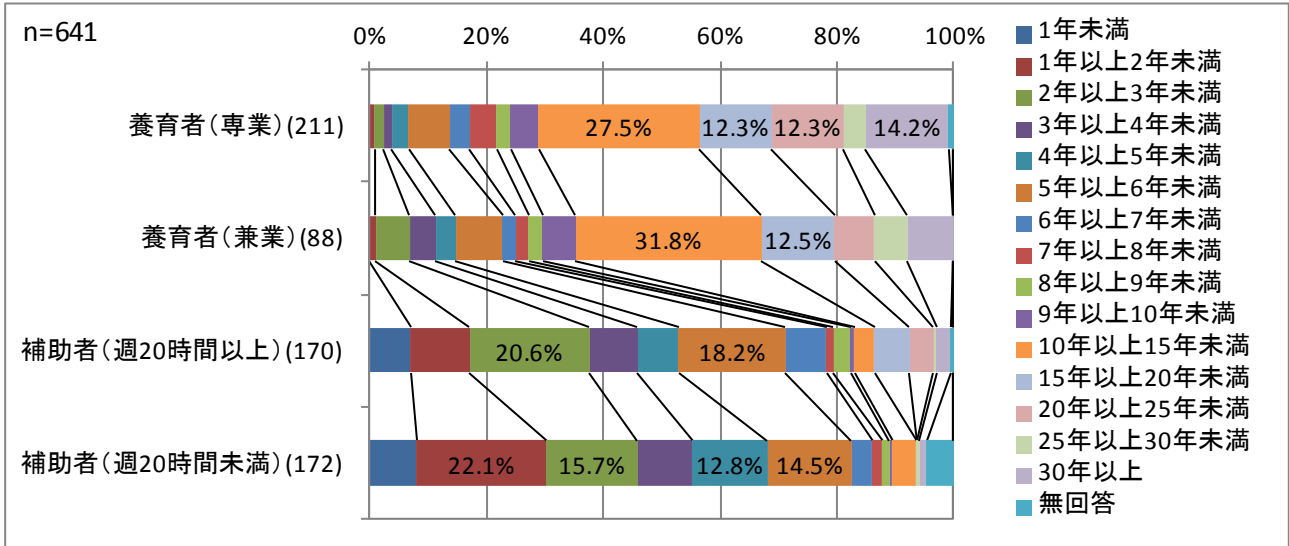
図表 2-3-5 所属するホームでの経験年数



➤ 社会的養護における養育の経験年数

社会的養護における養育の経験年数では、養育者では10年以上の経験を有する割合が全体の6~7割を占めるのに対し、補助者では3年未満までの合計が全体の4割程度を占めており、養育者と補助者の経験年数の差異が大きく表れた。

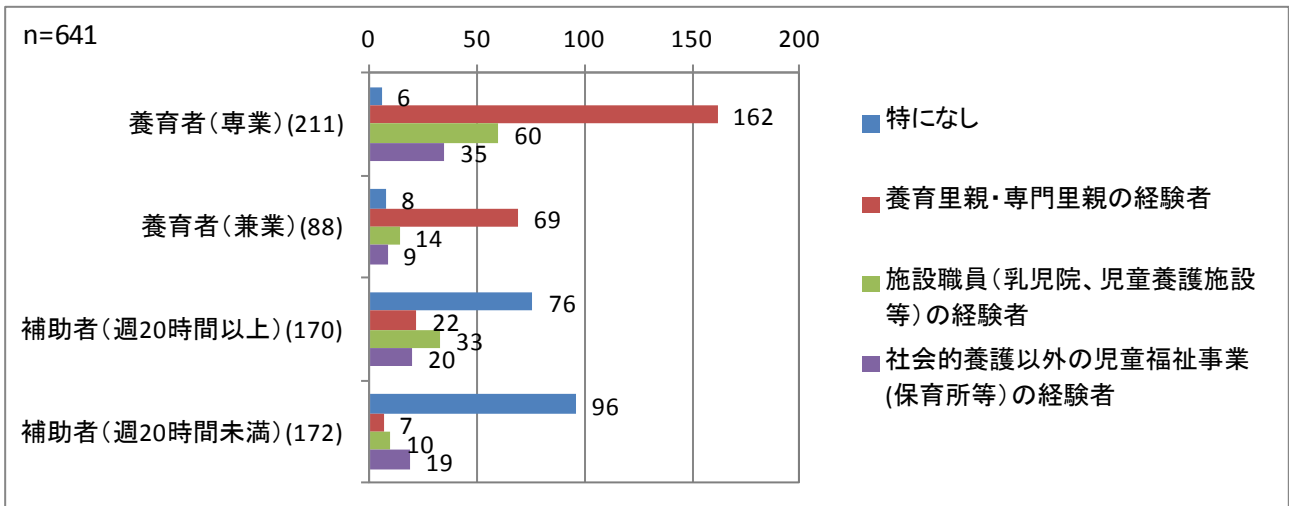
図表 2-3-6 社会的養護における養育の経験年数



➤ 以前の経歴

ホームに勤める以前の経歴を尋ねたところ、養育者では「養育里親・専門里親の経験者」が多く、補助者では「特になし」との回答が最も多かった。

図表 2-3-7 以前の経歴



「養育里親・専門里親の経験者」経験した委託児童数

	3人未満	3人以上5人未満	5人以上8人未満	8人以上10人未満	10人以上15人未満	15人以上20人未満	20人以上25人未満	25人以上30人未満	30人以上	無回答	総計
養育者(専業)	8	11	26	15	32	18	15	9	15	13	162
養育者(兼業)	7	1	12	7	12	4	8	1	10	7	69
補助者(週20時間以上)	8	3			3	3			3	2	22
補助者(週20時間未満)	2	2		2			1				7
補助者(不明)	4				1			1		4	10
総計	29	17	38	24	48	25	24	11	28	26	270

「養育里親・専門里親の経験者」経験年数

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上8年未満	8年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	無回答	総計
養育者(専業)	3	3	8	19	16	38	21	18	7	6	23	162
養育者(兼業)	2	5	2	6	10	19	8	3	5	3	6	69
補助者(週20時間以上)	1	4	2	2	1		3	4	1	1	3	22
補助者(週20時間未満)	1	2	1	1							2	7
補助者(不明)		1	2			5	1				1	10
総計	7	15	15	28	27	62	33	25	13	10	35	270

「施設職員(乳児院、児童養護施設)の経験者」経験年数

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上8年未満	8年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	無回答	総計
養育者(専業)	1	4	8	19	6	8	3	5	2	4		60
養育者(兼業)		4	1			3	1	1	2	1	1	14
補助者(週20時間以上)	1	10	2	4	2	6	2	2		2	2	33
補助者(週20時間未満)		2		3	1	1	1		1	1		10
補助者(不明)						1					2	3
総計	2	20	11	26	9	19	7	8	5	8	5	120

「社会的養護以外の児童福祉事業(保育所等)の経験者」経験年数

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上8年未満	8年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	無回答	総計
養育者(専業)		7	8	5		4	2	3	2	2	2	35
養育者(兼業)		1	3			1	1	1	1	1		9
補助者(週20時間以上)	2	1	6	4	1	1	2	1		1	1	20
補助者(週20時間未満)	1	3	1	2		4	1	3	2	1	1	19
補助者(不明)		1					1					2
総計	3	13	18	11	1	10	7	8	5	5	4	85

なお、以前の経歴の「その他」の内容としては、下表のような回答が挙げられた。

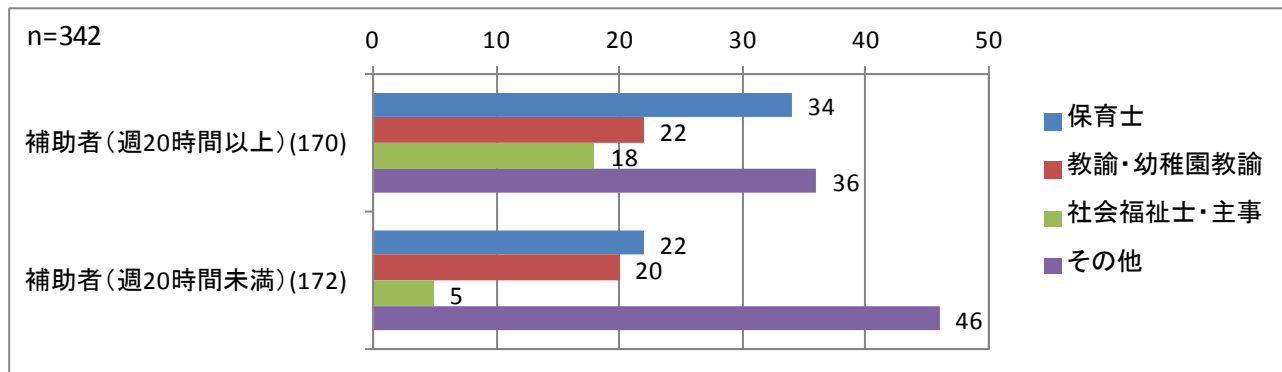
経歴/その他FA	回答数
FH里親補助	1
【11】特別養子縁組里親	1
ファミリーホーム補助	2
里親のもとで養育サポート	2
養育里親の補助者	2
養育補助(レスパイト)	1
里親の補助	1
里親補助及び県単ファミリーグループホーム事業養育者	2
その他社会的養育	1
青年自立支援(寮)	1
【4】自立援助ホーム	1
退所児童等アフターケア事業	1
母子父子自立支援員	1
教職等	6
【17】教員	6
幼稚園教諭	3
小学校教員	2
中学校教員	2
高校教員	3
大学教員	2
塾講師	2
家庭教師	1

経歴/その他FA	回答数
介護福祉	3
【9】介護職	3
高齢者福祉施設	5
ヘルパー	2
障害者支援	3
【11】障害者施設	3
重度心身障害者施設	1
知的障害者施設	4
視覚障害所	1
精神薄弱児施設	1
障害者支援	1
養護学校	1
医療	2
【3】看護師	2
国立医療法人	1
他	8
【16】会社員	8
公務員	1
小中学校の用務員	1
高校の寮の幹事	1
各種施設調理員	2
救護施設	2
児童養護施設出身	1

➤ 保有資格（補助者のみ回答）

補助者が保有している資格について見ると、「その他」を除き、勤務時間数の多寡に関わらず「保育士」、「教諭・幼稚園教諭」の順に回答が多かった。

図表 2-3-8 補助者の保有資格



なお、保有資格の「その他」の内容としては、下表のような回答が挙げられた。

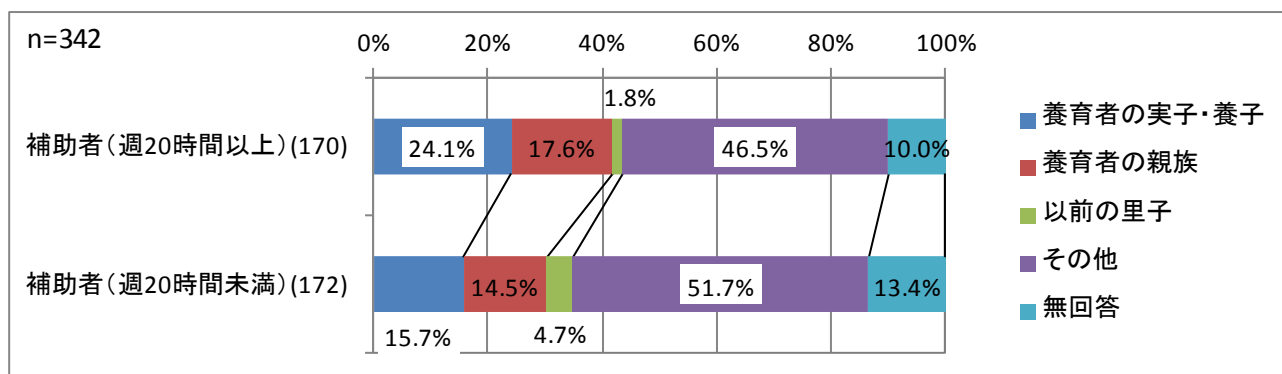
保有資格/その他FA(MA・補助者のみ)		回答数
里親	里親	4
【4】		
子育て関連	児童指導員任用・認定心理士	1
【3】	チャイルド minder	1
	子育て支援	1
介護	介護福祉士	8
【26】	介護支援専門員	4
	ホームヘルパー	11
	身体視覚障害者ガイドヘルパー	1
	視覚障害移動支援	1
	全身性障害者移動支援	1

保有資格/その他FA(MA・補助者のみ)		回答数
医療	看護師	11
【15】	臨床検査技師	1
	歯科衛生士	1
	健康運動実践指導者	1
	初級障がい者スポーツ指導員	1
生活支援	保護司	1
【2】	家庭生活支援	1
他	栄養士	5
【17】	調理師	9
	経理資格	1
	簿記	1
	損保・生保事務	1

➤ 養育者との関係（補助者のみ回答）

補助者と養育者の関係性について見ると、勤務時間数に関わらず、「その他」が最も多く、次いで「養育者の実子・養子」、「養育者の親族」の回答が多かった。補助者が実子・養子および親族である割合は、勤務時間数が多い方が多い傾向が見られる。

図表 2-3-9 補助者と養育者との関係



なお、養育者との関係の「その他」の内容としては、下表のような回答が挙げられた。

養育者との関係/その他FA(SA・補助者のみ)		回答数
友人・知人 【48】	友人	11
	知人	22
	町内の住民	1
	隣人	1
	ボランティア仲間	1
	里親会の後輩	1
	子供が幼稚園児の時の園長	1
	里子の教師	1
	里子の同級生の母	1
	元施設同僚	2
	元同僚	2
	以前施設でお世話になった	1
	恩師	1
	同施設出身者	1
元同居人	1	

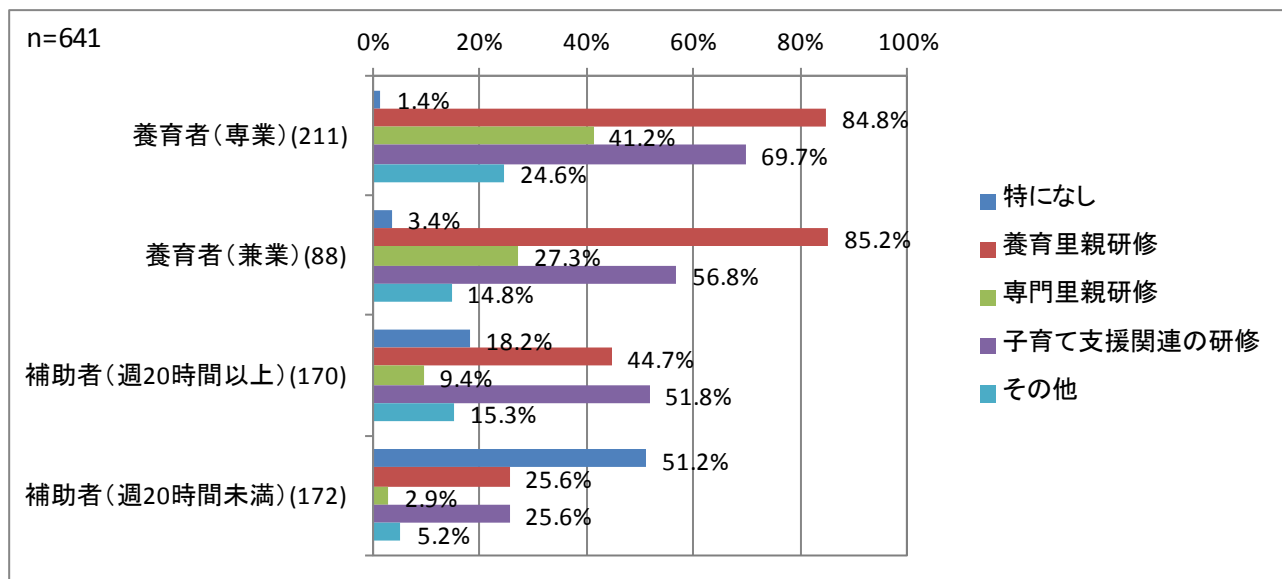
養育者との関係/その他FA(SA・補助者のみ)		回答数
雇用関係等 【11】	雇用関係	6
	職員同士	5

(3) 養育の質向上に向けた取組の状況

問3. 養育の資質向上に関する研修等の受講経験

養育の資質向上に関する研修等の受講経験を見ると、「養育里親研修」「子育て支援関連の研修」が多く挙げられた。養育者・補助者別に見ると、養育者の受講が大半を占めているが、補助者についても、週20時間以上のグループでは全体の44.7%が「養育里親研修」を、51.8%が「子育て支援関連の研修」を受けている。これに対し、補助者（週20時間未満）では、「特になし」が51.2%を占めた。

図表 2-3-10 養育の資質向上に関する研修等の受講経験



なお、研修等の「その他」の内容としては、下表のような回答が挙げられた。

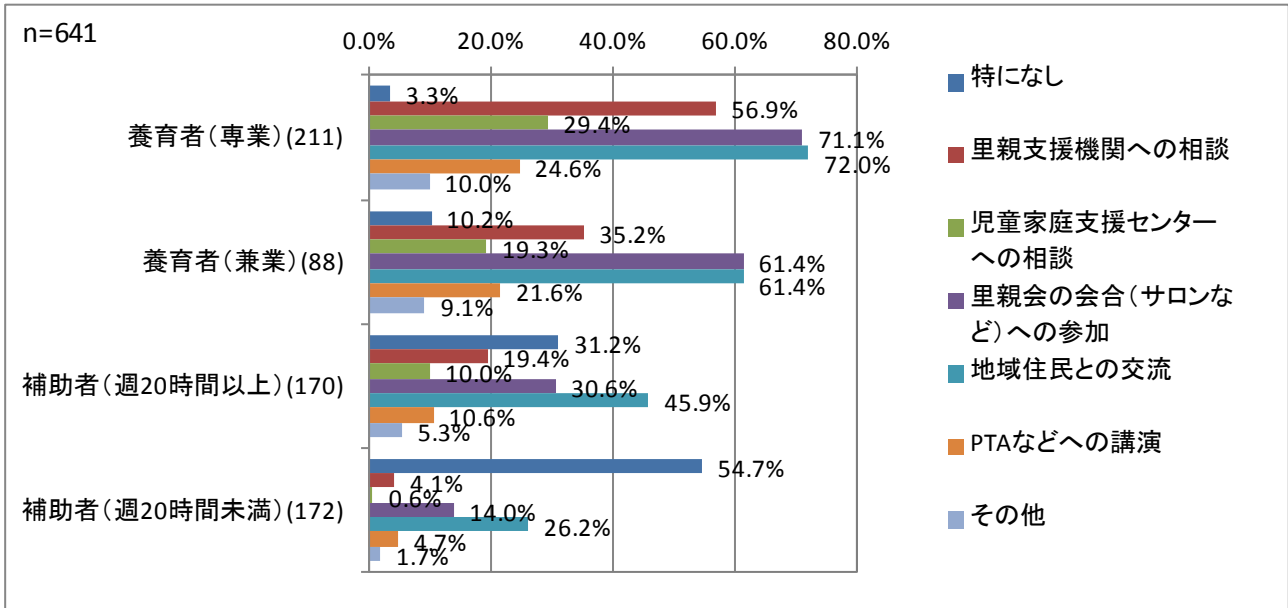
受講経験/その他FA(MA)		回答数
ファミリーホーム 【17】	ファミリーホーム研究大会	7
	ファミリーホーム研修	8
	ファミリーホーム県友大会	1
	認定前研修	1
里親 【10】	地区里親大会	2
	全国里親大会	1
	里親大会	1
	NPO主催の里親研修	2
	里親研修	4
その他社会的養護 【12】	施設虐待防止研修	1
	施設等支援事業指導職員研修講座	1
	児童養護施設関係	2
	児童養護施設職員研修	3
	社会的養護関係機関の研修	2
	社会的擁護に関する研修	1
	県児童福祉研究会新任研修	1
乳児院関連の諸々の研修会	1	
子育て 【30】	子育て関係の研修など	1
	子育ての研修(市が主催)	1
	子供対応	1
	子供の発達について	1
	コモンセンスペアレンティング	15
	親業	1
	自立支援研修他	1
	ペアトレ関連	1
	虐待防止	7
性教育	1	
保育 【3】	保育専門学校卒	1
	保育など	1
	幼児教育関係	1

受講経験/その他FA(MA)		回答数
医療 【21】	発達障害	5
	障害児等の研修	1
	障害福祉の研修	1
	カウンセリング	3
	インクルーシブ研修	2
	特別支援	1
	ファミリーソーシャルワーカーからカウンセリング	1
	精神疾患の研修	1
	トラウマ	1
	心理	1
	統合失調症	1
	依存症	1
	看護系の研修	1
	救命講習	1
セミナー 【4】	自己啓発	2
	人材開発関連研修	2
法制 【3】	少年法	1
	制度関係	1
	性被害	1
主催者別 【14】	県の研修	3
	NPO主催の研修	3
	会計等商工会の研修	1
	大学で履修科目受講	1
	地域の研修	2
	近くの施設での研修に参加	1
	任意団体企画の研修	1
	サロン	1
ホームの勉強会	1	
他 【4】	電話相談	1
	フレンドシップファミリー	1
	多数	2

問4. 「開かれた養育」の実現に向けて行っている取組

「開かれた養育」の実現に関する取組については、養育者では「地域住民との交流」、「里親支援機関への相談」、「里親会の会合(サロンなど)への参加」が多数挙がっているが、補助者については、「特になし」との回答が3~5割を占めている。ただし、補助者(週20時間以上)では「地域住民との交流」45.9%のほか、「里親会の会合(サロンなど)への参加」30.6%となっており、ホームによって一定程度の取組が行われているホームもあることが伺える。

図表 2-3-11 「開かれた養育」の実現に向けて行っている取組



なお、取組等の「その他」の内容としては、下表のような回答が挙げられた。

取組/その他FA(MA)	回答数	取組/その他FA(MA)	回答数
ファミリーホーム		子育て	
【7】 県ファミリーホーム協議会への参加	1	【3】 子育て研修	1
ファミリーホーム協議会への参加	1	子育てサロンへの派遣	1
ファミリーホーム定例会への参加	1	コモンセンスペアレンティング講義	1
ファミリーホームの会合	1		
ファミリーホームの連携	1	宗教団体	
ファミリーホーム定例会への参加	1	【2】 お寺	1
認定前研修講師	1	キリスト教会への出席	1
里親		地域	
【2】 里親会役員	1	【5】 地域の警察	1
里子会への参加	1	市の子育て支援課交流	1
		民生委員、主任児童委員の会合で話	1
児童養護施設		地域団体での講演	1
【3】 児童養護施設への協力	2	市の国際交流センター	1
法人内児童養護施設との交流	1		
		自ホームなど	
学校		【6】 専門家も入った家族支援会議	1
【12】 PTA活動	2	当ホームの第三者委員会や支援会議の開催	1
学校関係	1	親戚との交流	1
学校の役員を引き受ける	1	保護者との連携	1
学校評議員	1	養育状況の定期的報告	1
スクールカウンセラー	1	法人内職員と交流	1
学校への相談	1		
保育園等への相談	1	他	
学校の部活	1	【7】 学習指導	1
参観日、運動会	1	クリニック	1
保育系短大での講演	1	企業との連携	1
大学での講演	1	いろいろな研修	1
		ボランティア	1
子ども会等		国際交流	1
【2】 子ども会役員等	1	現場を体験しながら、すべての人に広く周知してもらう	1
運動クラブ習い事	1		

問5. 今後受講してみたい研修等の内容

今後受講してみたい研修等の内容について、自由記述では次のような回答が挙げられた。

受講してみたい研修の内容/FA	回答数
発達障がい	32
愛着障がい	11
自閉症・アスペルガー	6
その他の障がい	4
障がい児対応	15
被虐児	10
心理・カウンセリング・メンタル・トラウマ対応	19
親子関係再構築	5
思春期・性問題	11
自立	22
問題行動	11
教え方・叱り方	11
ホーム内の人間関係(実子と受託児など)	3
ファミリーホームの養育について	3
他のホームの事例	5
里親研修	6
専門機関(専門家)の講習・講演・研修	5
社会的養護・ファミリーホームの現状	7
子ども(子育て)の支援	4
児相など関係機関との連携	3
なし・わからない	8

	件数	発達障がい	愛着障がい	自閉症・アスペルガー	その他の障がい	障がい児対応	被虐待時対応	心理・カウンセリング・メンタル・トラウマ対応	親子関係再構築	思春期・性問題	自立
養育者(専業)	58	12	4	4	2	6	4	8	3	4	10
養育者(兼業)	20	3				2	2	3		2	4
補助者(週20時間以上)	47	9	5	2	2	4	1	2	1	3	6
補助者(週20時間未満)	28	6	1			3	3	3	1	1	1
補助者(不明)	7	2	1					2			
総計	160	32	11	6	4	15	10	18	5	10	21

	問題行動	教え方・叱り方	ホーム内の人間関係(実子と受託児など)	ファミリーホームの養育について	他のホームの事例	里親研修	専門機関(専門家)の講習・講演・研修	社会的養護・ファミリーホームの現状	子ども(子育て)の支援	児童相談所など関係機関との連携	なし・わからない
養育者(専業)	4	3		2	1	1	2	4	1	3	2
養育者(兼業)	1	1			2		2				3
補助者(週20時間以上)	5	6	1		2	1		2			1
補助者(週20時間未満)	1	1	2	1		2	1	1	2		1
補助者(不明)						1			1		
総計	11	11	3	3	5	5	5	7	4	3	7

(4) 補助者の勤務の状況

次に、補助者の勤務状況について、勤務時間数のグループ別に分析を行った。

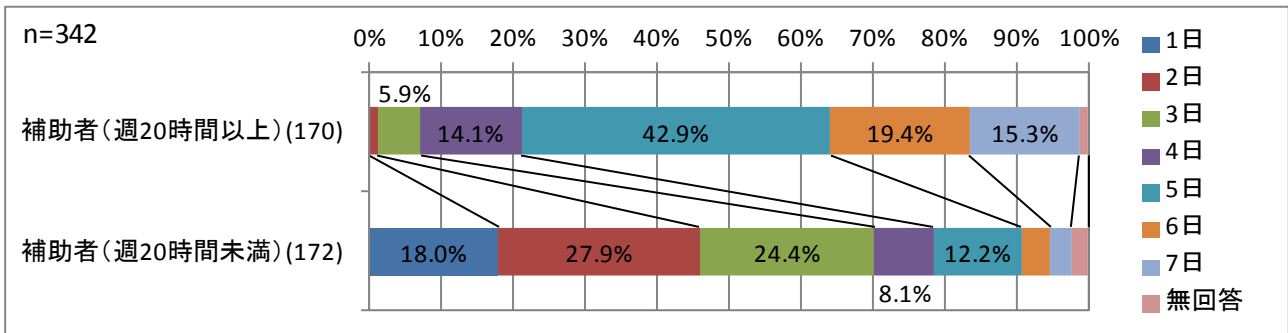
問6. 1週間の勤務状況

➤ 1週間の勤務日数・勤務時間数

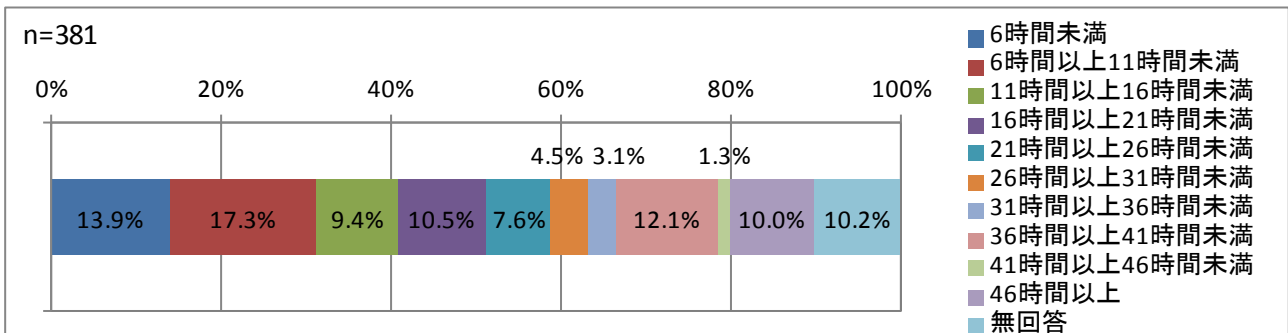
まず、1週間の勤務日数をみると、週20時間以上のグループでは「5日」が42.9%と全体の4割、それ以上を含めて約8割が5日以上の勤務を行っている。

これに対し、週20時間未満のグループでは、「2日」が27.9%と最も多く、次いで「3日」(24.4%)、「1日」(18.0%)であった。

図表 2-3-12 補助者の1週間の勤務日数



図表 2-3-13 補助者の1週間の勤務時間数

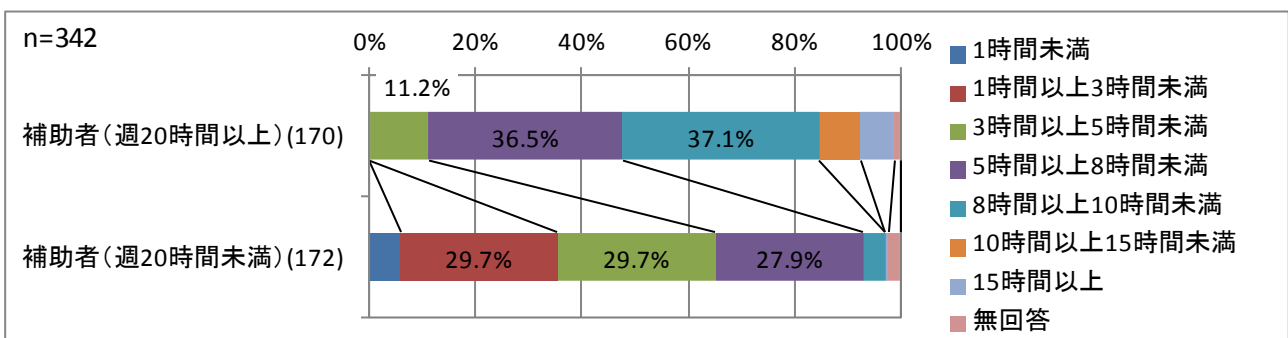


➤ 1日当たりの勤務時間数

1週間の勤務時間数および勤務日数から算出した、1日辺りの勤務時間数について見ると、週20時間以上のグループでは「8時間以上10時間未満」「5時間以上8時間未満」がともに4割弱を占めた。

これに対し、週20時間未満のグループでは、「1時間以上3時間未満」「3時間以上5時間未満」「5時間以上8時間未満」がそれぞれ3割弱であった。

図表 2-3-14 補助者の1日当たりの勤務時間数



問7. 雇用の状況

➤ 給与（月給）

補助者の給与（月給）については、勤務時間数等の勤務時間および時間単価に大きなばらつきが見られ、全体的な分布は下表のとおりであった。

図表 2-3-15 補助者の給与(月給)

	1万円未満	1万～2万円未満	2万～3万円未満	3万～4万円未満	4万～5万円未満	5万～6万円未満	6万～7万円未満	7万～8万円未満	8万～9万円未満	9万～10万円未満	10万～12.5万円未満
補助者(週20時間以上)		1	1	3	4	8	7	11	20	1	36
補助者(週20時間未満)	7	20	29	26	21	20	10	4	8	1	10
補助者(不明)	1	3		1		4	1		5	2	2
総計	8	24	30	30	25	32	18	15	33	4	48

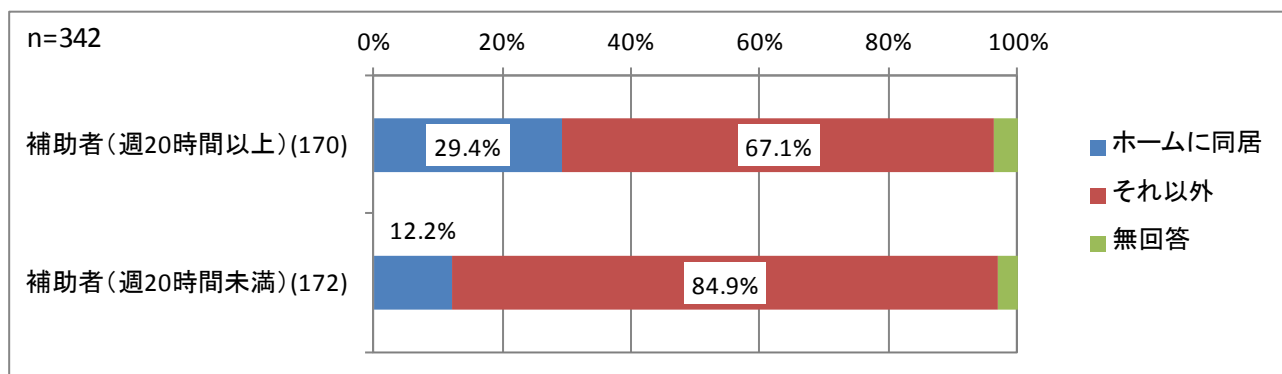
	12.5万～15万円未満	15万～17.5万円未満	17.5万～20万円未満	20万円以上	無回答	総計
補助者(週20時間以上)	18	24	11	16	9	170
補助者(週20時間未満)	1	2	1	1	11	172
補助者(不明)	1	2			17	39
総計	20	28	12	17	37	381

➤ 生活場所

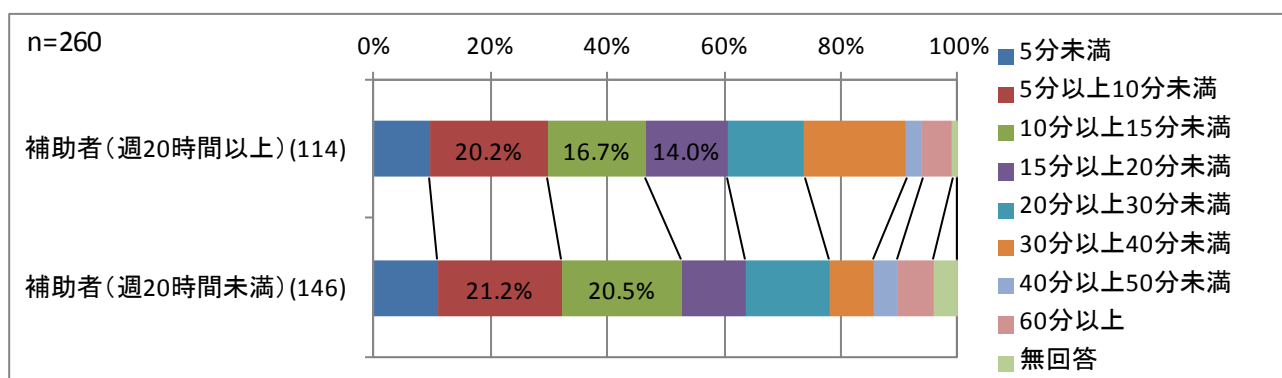
補助者の生活場所については、週20時間以上のグループの方が、週20時間未満のグループよりも「ホームに同居」の割合が15ポイント以上高かった。

なお、「それ以外」の場合、補助者の自宅からホームまでの時間距離（分）はそれぞればらついており、平均値は週20時間以上のグループで18.3分、週20時間未満のグループで18.0分であった。

図表 2-3-16 補助者の生活場所



「それ以外」ホームまでの時間距離(分)



なお、ホームに同居している補助者の内訳をみると、その約4割が養育者の実子・養子、2割強が養育者の親族であるが、その他の補助者が同居しているケースも約2割あった。

養育者との関係性別にみた、生活の場所

	ホームに同居	それ以外	無回答	総計
養育者の実子・養子	33	39	1	73
養育者の親族	19	41	6	66
以前の里子	4	9		13
その他	16	156	7	179
無回答	11	34	5	50
総計	83	279	19	381

ホームに同居している補助者で、養育者との関係性が「その他」の補助者について、所属しているホームの形態をみると、個人型（夫婦型および単身養育者）のホームの事例が多かった。

「その他」と回答した補助者の所属ホームの形態

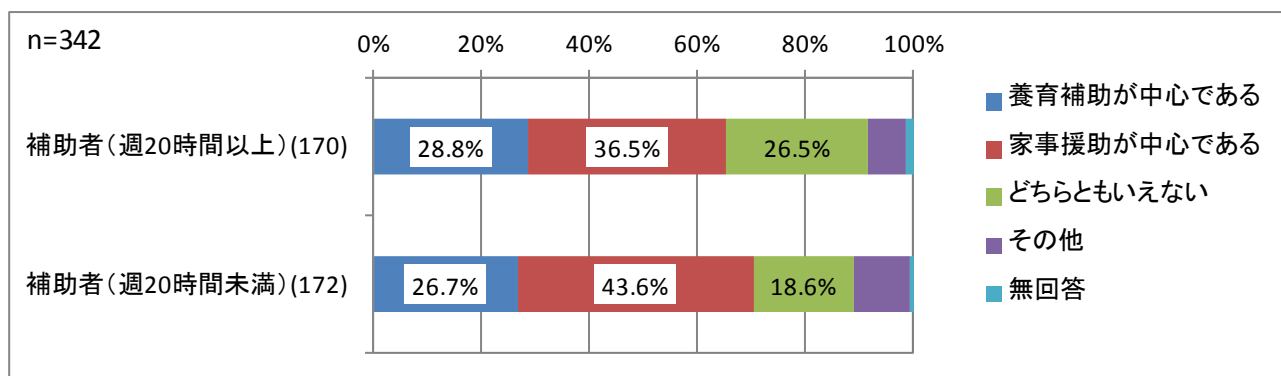
	夫婦(ともに専業)+補助者	夫婦(専業・兼業)+補助者	単身の養育者(専業)1名+補助者	雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	総計
ホームに同居している「その他」の補助者	2	8	3	1	1	1	16

問8. (1) ホームで主に担っている業務

補助者がホームで主に担っている業務について、「養育補助と家事援助のどちらが中心か」を尋ねたところ、全体として「家事援助が中心である」が4割前後とやや多く、次いで「養育補助が中心である」、「どちらともいえない」の順であった。

勤務時間数のグループ別に見ると、「養育補助が中心である」と回答した割合は両グループで構成比の差異はあまり大きく見られなかったが、「家事援助が中心である」と回答した割合は、週20時間未満のグループの方が約7ポイント高かった。

図表 2-3-17 補助者がホームで主に担っている業務

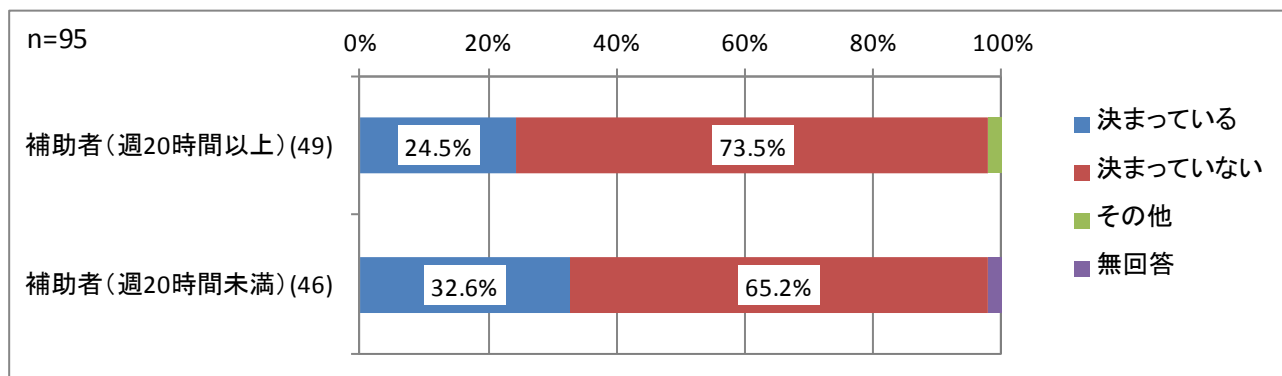


問8. (2) 養育補助にあたり担当する子どもが決まっているか【養育補助が中心の場合】

養育補助が中心の場合、担当する子どもが決まっているかを尋ねたところ、「決まっている」

と回答した割合は、週 20 時間未満のグループの方が週 20 時間以上のグループよりも約 8 ポイント高かった。

図表 2-3-18 養育補助にあたり担当する子どもが決まっているか

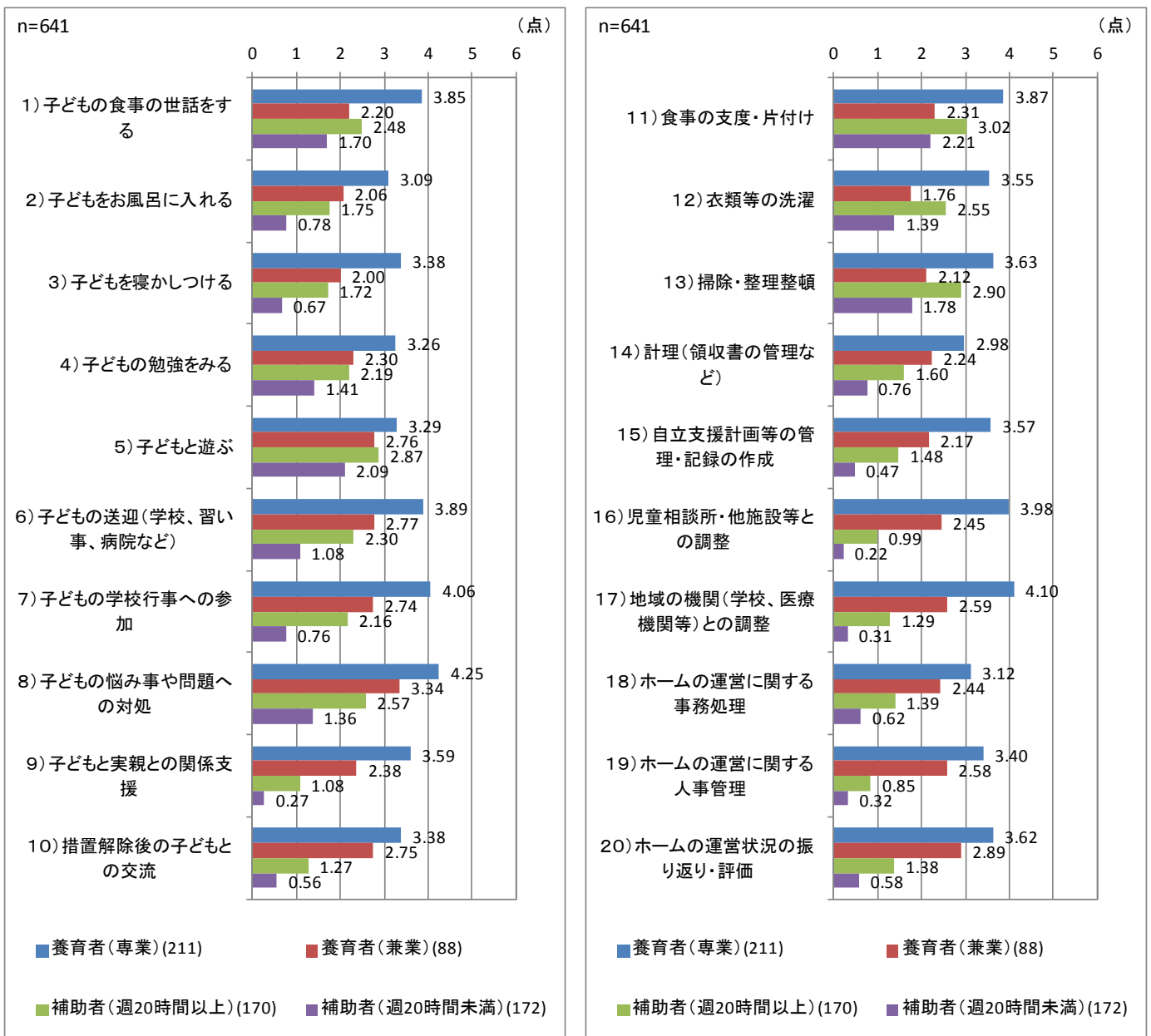


(5) 養育者・補助者がホームの業務において果たしている役割

問10. 児童の養育、家事、関係機関との調整、ホームの運営に関する業務で果たしている役割

本設問では、回答者がホームの業務の中で果たしている役割について、児童の養育、家事、関係機関との調整、ホームの運営に関する業務のそれぞれにつき、「ほとんど行っていない」から「中心となって行っている」までの6段階で評価してもらった。この回答結果をもとに、「ほとんど行っていない」から「中心となって行っている」までの6段階にそれぞれ0（ゼロ）点から6点のポイントを付与し、業務内容別に果たしている役割の度合いを表す指標（以下、業務の度合いとする）を作成した。

図表 2-3-19 養育者・補助者の業務の度合い



この結果をみると、まず、1)～10)の児童の養育に関する業務、11)～13)の家事に関する業務、14)～20)のホームの運営に関する業務のすべてにおいて、いずれの項目でも、養育者（専業）が役割を果たしている度合いが最も高かった。

これを補助者（週 20 時間以上）と比較すると、養育に関する業務の中でも、「子どもと遊ぶ」、「子どもの勉強をみる」、「子どもの食事の世話」、「子どもをお風呂に入れる」などの日常生活支援の場面では 0.5～1.5 ポイント程度の差異だが、「子どもの実親との関係支援」、「措置解除後の子どもとの交流」では 2～2.5 ポイントと開きが大きくなっている。

次に、養育者（兼業）との比較を行うと、家事（食事の支度・片付け、衣類等の洗濯、掃除・整理整頓）だけでなく、児童の養育に関する業務の一部（子どもの食事の世話をする、子どもと遊ぶ）でも、養育者（専業）よりも補助者（週 20 時間以上）の方が高いポイントを示した。

また、補助者（週 20 時間未満）が果たしている役割について見ると、補助者（週 20 時間未満）のポイントは、「食事の支度・片付け」（2.21）や「衣類等の洗濯」（1.89）、「掃除・整理整頓」（1.78）の家事業務のほか、「子どもと遊ぶ」（2.09）や「子どもの食事の世話をする」（1.70）で比較的高い結果となった。一方、児童の養育に関する日常生活支援の中でも、1 ポイントを下回る項目（子どもをお風呂に入れる、子どもを寝かしつける、子どもの学校行事への参加）も見られた。

補助者の勤務時間の長短による違いに着目すると、児童の養育に関する業務、家事に関する業務、ホームの運営に関する業務のいずれでも勤務時間の長い補助者の方が役割を果たしている度合いが高いものの、「子どもの食事の世話をする」や「子どもの勉強をみる」、「子どもと遊ぶ」、「食事の支度・片付け」などでは、勤務時間の長い補助者との差異（0.78～0.81 ポイント）が比較的小さいが、「子どもの学校行事への参加」、「子どもの送迎（学校、習い事、病院など）」、「子どもの悩み事や問題への対処」などでは、その差（1.21～1.40 ポイント）が比較的大きかった。

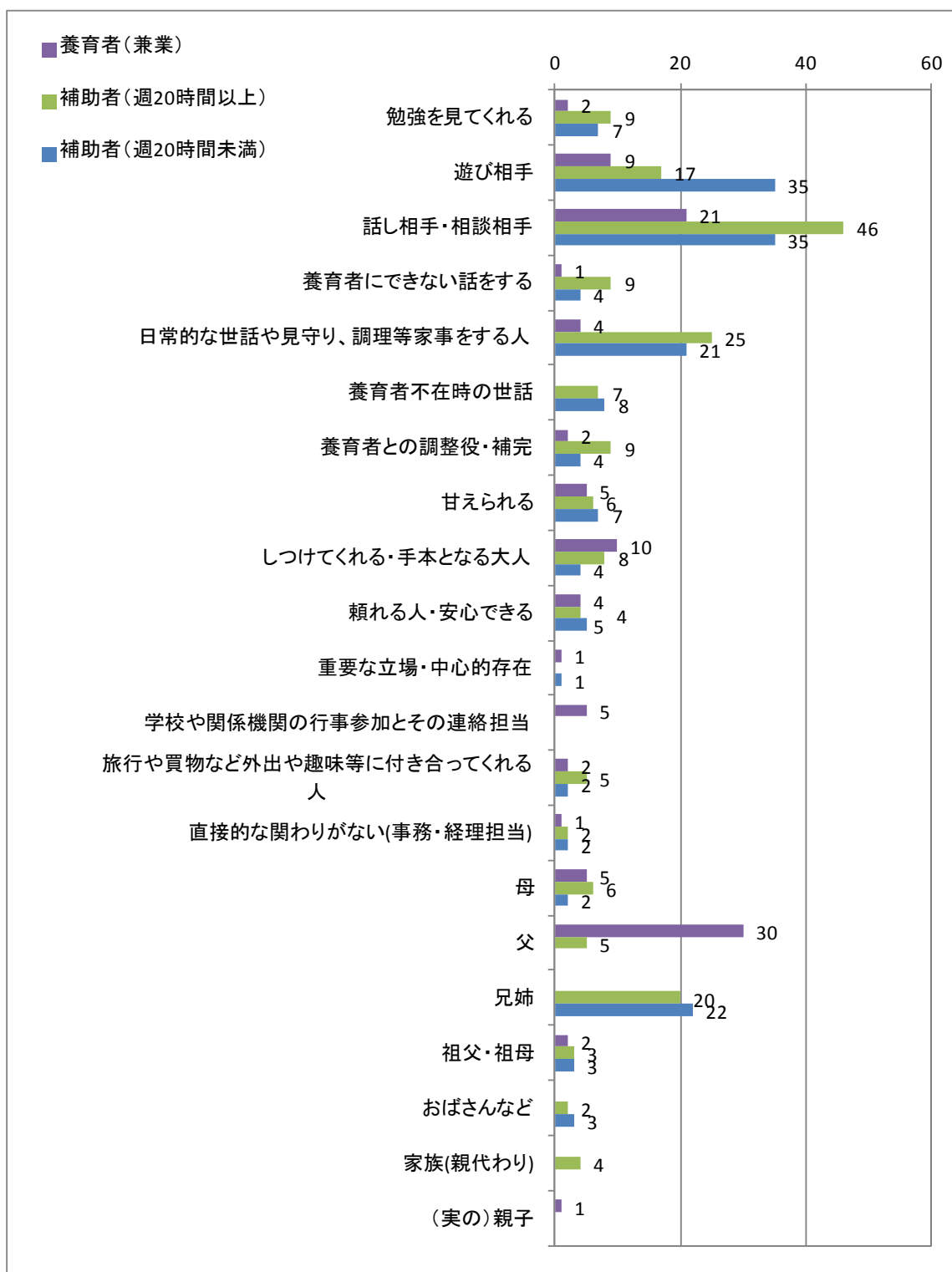
なお、ホームの運営に関する業務では、おおむねすべての項目において、養育者（専業）と補助者（週 20 時間以上）の間で 2～3 ポイント程度、養育者（兼業）と補助者（週 20 時間以上）の間でも 1～2 ポイント程度の差が出ており、運営に関する業務は特に養育者が中心となっていて行われていることが伺える。

問 1 1. 児童にとって、他の養育者・補助者に比べてどのような存在か

兼業養育者および補助者に対し、児童にとって、自身が他の養育者・補助者に比べてどのような存在かを尋ねたところ、自由記述の中で次のような回答が挙げられた。

補助者の中でも、1週間の勤務時間数が20時間以上の者と20時間未満の者を比較すると、「遊び相手」では勤務時間が長い補助者よりも短い補助者の方で回答割合が多く、「話し相手・相談相手」では勤務時間が長い補助者の方で回答割合が多かった。「日常的な世話や見守り、調理等家事をする人」や「兄姉」では、同程度の回答割合であった。

図表 2-3-20 児童にとって自身(養育者・補助者)がどのような存在か(自由記述より)【MA】



第3章 ファミリーホームの養育に関する 事例調査結果

1. 実施概要

(1) 調査の目的

本調査では、先行して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、ファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけや役割・機能、および児童との関係性などについて、ホームの形態による違いや特徴を整理するために、具体的な事例を収集することを目指した。

(2) 調査の概要

全国ファミリーホームの中から、ホームの形態が異なる以下の4ホームを対象として、訪問インタビュー形式による事例調査を実施した。調査対象ホームの選定にあたっては、本調査研究事業の検討委員会より推薦を依頼し、各ホームへの協力依頼を行った。

▶ 調査対象の選定方針

事例調査の対象とするファミリーホームの選定にあたっては、次の方針に沿って、検討を行った。

<調査対象の選定方針>

- | | |
|-----|---|
| 方針1 | 次の3つの類型のホームを、各1つ以上含むものとする。
①個人型で親族が補助者を務めているホーム
②個人型で親族以外の第三者が補助者を務めているホーム
③法人型（社会福祉法人等）のホーム |
| 方針2 | 同一類型の中で2ヶ所を選定する際には、ホーム開設前の経歴（里親出身／施設出身）の違いを考慮し、異なる特徴のホームを選定する。 |
| 方針3 | 調査対象のホームは、できるだけ開設4年以上の事業者とする。 |

上記の選定方針に基づき、次の4ホームを選定し、事例調査を実施した。

図表 3-1-1 調査対象のホーム

形態	調査対象ホーム	調査実施日
I 里親が開設したホーム (第三者が補助者)	Aホーム	平成28年3月2日(水)
II 里親が開設したホーム (親族が補助者)	Bホーム	平成28年3月3日(木)
III 元施設職員が開設したホーム	Cホーム	平成28年3月10日(木)
IV 社会福祉法人が開設したホーム	Dホーム	平成28年3月9日(水)

注) 元施設職員が開設したホーム、および社会福祉法人設置のホームについては、開設後4年を経過するホームは少なく、また遠方となるため、開設後4年以内のホームを選定した。

➤ 調査の実施方法

調査者が対象ホームを訪問し、養育者（1名）および養育補助者¹（1名あるいは複数）に対し、個別にインタビューを実施した。また、協力可能な場合には、当該ホームの委託児童の中から、計1～2名にも短時間の個別インタビューを行った。その際、可能な範囲で、幼少の児童（小学生など）と年長の児童（中・高生など）などの、年齢層の異なる児童の紹介を依頼した。

主なヒアリング項目は下表のとおりである。

図表 3-1-2 主なヒアリング項目

調査項目
<養育者・養育補助者>
1) ホームにおける養育者・補助者の方の位置づけについて
・ 養育者／補助者の方が行っている業務、子どもとの関係性
・ 養育者／補助者の方に求められる役割・機能
2) ホームの運営における考え方
・ 養育者／補助者の方の役割分担や連携に関する工夫点
・ 補助者の方の経験を認め、養育者としてホームを引き継ぐことへの考え
・ ホームの運営上の課題と今後の方向性 等
<委託児童>
・ 養育者／補助者の方への認識の違い
・ 養育者／補助者の方に期待すること 等

（3）留意事項

- ・ 調査への協力依頼にあたり、本調査を通じて得られた調査結果は、事業者や個人が特定される可能性のある一切の情報を除き、本事業の一環として作成する報告書の一部として匿名で掲載されることを説明し、同意の取得を行った。
- ・ 委託児童へのインタビューを実施する場合には、児童相談所へご報告を依頼した。

¹ 養育補助者の定義は、アンケート調査に従い、ホームと雇用関係を結んで業務に従事している方を指すものとし、ボランティア（有償・無償）などは含まないとした。

2. 事例Ⅰ 里親が開設したホーム（第三者が補助者）

（1）ホームの概要

- ・ Aホームは、養育者（専業）、夫、元里子2名（ともに大学生）と、5名の委託児童（中学生から2歳まで）の計9名が暮らすファミリーホームである。委託児童のうち幼児を除く4名は、それぞれ軽度～重度の知的障害がある。
- ・ 同ホームには6名の補助者が勤務している。うち2名は元里子の大学生（20歳、21歳）で、他4名は第三者である。第三者の補助者は、里親時代に里子が通っていた幼稚園の同級生の母親で養育者の30年来の友人であるE氏（教員免許保持）、現在中学生の委託児童の同級生の母親2名（ともに40代）、保育士の資格者が1名（40代）である。現在中学生の委託児童の同級生の母親2名は自身の子どもに発達障害があり、Aホームの補助者の仕事に関心を持った。
- ・ 普段は40代の補助者3名がシフト制でサポートに入っている。シフト対応が難しい場合や急な用事で人手が必要になった時などには、養育者の要請に対応し、E氏がサポートを行っている。
- ・ 子ども養育について特に担当制はとっておらず、適宜、必要な支援を行ってもらう。ただし、小学校1年生（重度の知的障害）、療育通園施設（年中）の児童（知的障害）、幼児はそれぞれ手がかかるので、子どもが在宅の時間帯はほとんど面倒を見てもらっている。

図表 3-2-1 事例Ⅰホームの概要

□ホームの概要	Aホーム
□調査実施日	平成28年3月2日（水）14～16時
□インタビュー対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育者（専業） ・ 補助者（第三者、元里子①、元里子②）計3名 ・ 委託児童①（中学2年生・男子） ・ 委託児童②（小学5年生・女子）
□備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームの委託児童は全5名（中学2年生、小学校5年生、特別支援学校小学部1年生、療育通園施設（年中）、幼児） ・ 元里子2名、養育者（専業）の夫が同居 ・ 補助者は全6名

（2）養育者（専業）

➤ 養育者と補助者の役割分担

- ・ 養育者しか対応できないことは、基本的に、子どもの要求（してほしいこと）に応えることだと考えている。子どもから学校などの話を聞いたり、連絡帳のやりとり、学校関係の調整・手配、保護者会への参加などは自分が行っている。
- ・ 補助者には、自分が不在になる時間帯にサポートに入り、子どもの面倒を見てもらっている。また、シフトで勤務している補助者は掃除や洗濯などの家事が中心である。シフトで勤務している3名は自身の子育てにもまだ手がかかるので、時間的な融通は効きにくい。

- その分、E氏が人手が足りない時などの急な依頼に応じてくれており、とても助かっている。
- ・元里子の補助者は、子どもを外に遊びに連れ出したり、子どもの用事（映画を見たい、〇〇を買いたい等）にあわせて一緒に外出したりしている。また、朝夕の子どもの支度や世話を手伝ってもらっている。男子をお風呂に入れる仕事も担ってもらっている。ホームに住んでいる元里子が補助者として動いてくれることで、緊急時の対応などに助かっている。
 - ・子どもは大人のことをよく観察しており、補助者が自分たちにどんな視線を送っているのか、どんな人物なのかを見抜いていると思う。補助者に合わせて、子どもの方から関わり方を変えたりしている。

➤ 補助者に期待すること

- ・補助者の要件としては、何らかの資格を持っているかどうかよりも、人物として適任かどうかの方が重要だと考える。Aホームの補助者は、子どもの幼稚園時代の保護者つながりなどで人柄をよく知った上で、補助者としてサポートしてもらえないかと声かけを行って現在に至る。補助者は安心して任せられる、信頼できる人でなくてはいけないと思う。
- ・補助者の人柄としては、ボランティアな精神を持っていることが大切だと思う。また、Aホームには障害を持った子どもたちが多く、障害に対する理解も必要である。

➤ 今後への課題

- ・養育者の場合は地域の里親会やサロンなどの機会に他の事業者と接する機会があるが、補助者にはそのような機会がない。しかし、他のホームの状況を知ることが、補助者にとって勉強になることだと考える。そうした取組を行うことが、親族、元里子、第三者などの様々な補助者がいる中で、その差を埋めていくことにつながるのではないかと。
- ・都道府県ではこれまで、里親とファミリーホームの主管課は別々なので、事業者の会合も別々に行われていたが、先日、初めて合同の顔合わせ会が開催された。今後、里親とファミリーホームの事業者の交流も進んでいくことを期待する。

(3) 補助者（第三者）E氏

➤ 養育者との関係性

- ・養育者とは30年来の友人であり、住まいも近所なので、今は補助者になっている元里子が幼少の頃からホームの様子を垣間見てきた。
- ・Aホームの委託児童が増えてきたことは何となく知っていたが、補助者として手伝い出したのは2011年3月からである。障害のある子どもが多く、手がかかるので、サポートをしてほしいと説明を受けた。

➤ 補助者としての役割

- ・補助者としての役割は、仕事というよりも、「子どもと一緒に遊んでいる」という感覚である。自分はシフト制で定期的にホームに入るわけではなく、手が足りないなどの緊急時に依頼を受けて対応しているので、養育者が困っている時に助け舟を出すことが自分の役割だと感じている。
- ・ホームに来ている時は、子どもの面倒を見たり、空いた時間に掃除をしたりしている。養

育者の手が回らない部分を自分がサポートできれば、という思いで動いている。

- ・子どもたちにとってのお母さんはあくまで養育者なので、補助者はあくまでサポートをする役割だと思っている。なので、ホームの教育方針やルールはきちんと守るようにしている。また、普段はあまり密に関わっているわけではないが、子どもの誕生日や成人のお祝いなどの機会には差し入れをして一緒にお祝いをしている。

➤ 補助者としての気付き

- ・補助者であり、近所のおばさんという立場だが、遠くからでも子どもたちの成長を見せてもらっていることに喜びを感じている。
- ・元里子の2人が大きく成長し、今では養育者のよき相談相手になってくれていると思う。

(4) 補助者（元里子）

➤ 補助者としての役割

- ・土日や学校がない日には、毎週のように子どもたちを外に遊びに連れて行っている。また、平日の朝に小さい子どもの支度をさせ、食事・歯磨きをさせ、スクールバスに送るまで面倒をみている。大学から帰宅した後は、夕飯を一緒にとり、お風呂に入れたりしている。
- ・子どもに勉強を教えたこともあるが、そういう機会はあまり多くはない。それよりも、子どもが必要なものを一緒に買いに言ったり、生活面でのサポートをすることが多い。
- ・子どもの連絡帳の情報を共有し、お母さん（養育者）の都合が悪い時や子どもから指名があった時などには授業参観にも行ったりしている。

➤ 補助者としての気付き

- ・自分たちは、補助者という立場はあまり意識しておらず、一緒に生活をしている「家族」という感覚である。補助者が家族であるか、一緒に生活しているかどうかは、子どもとの関わりにおいて大きな違いがあると思う。
- ・2歳の子どもの小さい子どもにとっては、お母さんの不在時などに一緒に遊んでくれる人（補助者）がいることは大きいのではないかと。

➤ 補助者の要件

- ・補助者も人によって様々で、子どもの好みを把握できていなかったり、一生懸命に頑張ってくれてもうまく合わないこともある。しかし、家族が忙しい時などに子どもの面倒を見てくれる人は必要だと思う。
- ・外の世界から家の中に人が入っているということは、簡単なことではないと思う。補助者がいなければ運営が成り立たないのがファミリーホームだと思うが、子どものために、社会的に信頼の置ける人でなければならないと思う。

(5) 委託児童（中学校2年生・男子）

➤ 概要

- ・現在、中学校2年生で、里親時代からAホームで生活している。委託期間は11年になる。
- ・療育手帳を持っている。

➤ 補助者はどんな存在か

- ・学校のことや困ったことなどを真っ先に話すのはお母さん（養育者）である。
- ・元里子の2人は自分にとっては「お兄さん」である。勉強を教えてもらったり、映画に連れて行ってもらったり、サッカーのスパイクを探してくれたりしたことがある。
- ・他の補助者は、自分の同級生の保護者などなので、「同級生のお母さん」というイメージの方が強い。
- ・補助者の中には、お母さん（養育者）が不在の時に家の小さい子どもを甘やかしてしまい、家のルールを守らない人もいるが、それはきちんと守るべきだと思う。

(6) 委託児童（小学校5年生・女子）

➤ 概要

- ・現在、小学校5年生で、Aホームでの委託期間は9年である。
- ・療育手帳を持っている。

➤ 補助者はどんな存在か

- ・学校のことや困ったことなどは、お母さん（養育者）にも話すし、補助者にも話したりする。話しやすさは、あまり変わらないと思う。
- ・補助者がご飯を作ってくれる時もあるが、特に好き嫌いはない。

3. 事例Ⅱ 里親が開設したホーム（親族が補助者）

（1）ホームの概要

- ・ Bホームは、養育者（専業）、養育者の夫である補助者と、6名の委託児童（高校生から中学生まで）の計8名が暮らすファミリーホームである。
- ・ 現在の6名の委託児童は高校3年生から中学2年生まで、同年代の子どもたちが多い。このうち、高校2年・女子と中学2年・女子は姉妹で、幼少の頃から里子としてBホームで暮らしている。その他の子どもは、3～4年間ホームに在籍し、高校卒業とともに卒業していく子が多い。
- ・ 3年前まで実子の長男が、2016年2月まで次男が同居していた。現在はいずれも高校を卒業し、実家を離れている。
- ・ 同ホームには2名の補助者が勤務している。1名は同居の夫で、もう1名は近隣（車で5分程）に住んでいる養育者の実母である。

図表 3-3-1 事例Ⅱホームの概要

□ホームの概要	Bホーム
□調査実施日	平成28年3月3日（木）16～18時
□インタビュー対象者	・ 養育者（専業） ・ 補助者（養育者（専業）の母） ・ 委託児童①（高校3年生・女子） ・ 委託児童②（中学2年生・女子）
□備考	・ ホームの委託児童は全6名（高校3年生、高校2年生、高校2年生、高校1年生、高校1年生、中学2年生）※高校2年生と中学2年生は姉妹 ・ 夫の養育者（兼業）が同居 ・ 補助者は全2名

（2）養育者（専業）

➤ 養育者と補助者の役割分担

- ・ 食事の支度、子どもが学校に持っていくお弁当の準備、学校に関する事務全般などを基本的にすべて担っている。子どもの年齢が大きいため、帰宅時間はばらばらになることが多いが、帰宅している子どもは7時頃に一緒に夕飯をとっている。
- ・ 洗濯物は夕食などが済んだ後、夜中にまわすことが多い。
- ・ 習い事などは基本的には子どもが自分で通っているが、女子が夜遅くなる時などは車で送り迎えをしている。
- ・ 補助者（母）は家の掃除をしたり、学校行事などに参加してもらったりしている。補助者（夫）は週末に食事の支度をしたりすることがある。
- ・ 実子か委託児童かに関わらず、子どもにとって、普段の出来事などを一番に話したい相手はやはり母親だと思う。補助者は、子どもとの直接的な関わりを持つ部分も、そうでない部分も両方を持つのではないか。

- ・子どもは大人のことをよく見ており、誰がいる時にどんな行動をとるかを使い分けていることもある。例えば、学校の課題など何かやらなければいけないことがある時に、お母さん（養育者）の目はごまかせないが、お父さん（補助者）には「今日は大丈夫」などと話しているようだ。

➤ 親族が補助者を務めることについて

- ・補助者は基本的に家族の一員だと考えている。
- ・Bホームでは、学校の授業参観に家族でない人が行ったり、家に「お手伝いさんが来ている」という雰囲気にしたくなかったので、自分の家族が補助者になって運営を行ってきた。
- ・年始などの機会には、Bホームの一同のほか、養育者の兄妹やその家族なども交えて大家族で食事をすることもある。
- ・親族が補助者を務めている分、第三者が補助者を務めているホームのように「外の風」は入りにくいので、児童相談所の職員が来訪する機会などを大切にしている。
- ・外部の目が入らないことで、普段は特に困ると感じることはないが、有事の場合には対応に苦労するかもしれない。

➤ 措置解除後の交流について

- ・ホームを卒業していった子どもとも連絡を取っており、たまに遊びに来る子どももいる。成人式の機会に袴を着せたこともある。

(3) 補助者（実母）

➤ 養育者との関係性

- ・養育者の実母である。夫（養育者の実父）は約20年前に他界しており、時間は比較的自由になる。
- ・60歳頃まで音楽教室の先生をしており、自宅で音楽やリトミックなどを教えていた。学生時代に幼児教育課程を出ており、幼稚園教諭と保育士の資格を持っている。
- ・Bホームから車で5分ほどの距離に住んでおり、週3～4日の頻度で手伝いに来ている。週ごとに手伝いに来る日程をその都度決めているので、勤務日や時間帯は一定ではないが、1日当たりの勤務時間は平均すると5時間ほどである。
- ・ファミリーホームになる以前も、里親時代から手伝いを行っており、幼稚園のお迎えをしたり、上の子どもが学校行事などの間に下の子どもを預かったりしていた。自宅に子どもを預かって絵本を読んだり、ピアノを教えたりしていた。

➤ 補助者としての役割

- ・補助者としての役割は、養育の仕方には口を出さず、食事や身の回りのことなどで養育者の手が回っていない部分の家事をサポートすることだと考えている。日中に家の掃除をしたり、養育者が家を空ける時に留守宅を預かったりしている。普段の食事はホームとは別々だが、自宅でおかずを作り、取りに来てもらうことなどはある。
- ・養育者の夫（補助者）とも仲が良いので、平日だけでなく、土日に来ることもある。
- ・また、子どもの話を聞いたり、子どもの学校行事などの機会に参加したりすることを通じ

て、一般の家庭のような「おばあちゃん」という存在を身近に感じてもらうことも自分の役割だと思っている。

- ・実際に、子どもたちからは「おばあちゃん」と呼んでもらい、合唱コンクールや卒業式などの機会に学校行事に参加したり、普段の生活の中で声かけをすることを喜んでくれていると思う。
- ・文化的な活動をサポートすることで、実の孫と同じように、色々な体験をさせてあげたいと思っている。

(4) 委託児童（高校3年生・女子）

➤ 概要

- ・現在、高校3年生で、Bホームでの委託期間は4年である。

➤ 養育者はどんな存在か

- ・お母さん（養育者）は自分がきちんと生活していればそれを分かってくれるので、接しやすい存在である。お弁当も毎日用意してもらっている。
- ・旅行をしたり、行ったことがないところに連れて行ってもらったりもした。
- ・悩み事がある時などにはあまり自分から話す方ではないが、相談しやすいのは友達だと思う。去年2回行った自立支援スクールでも、悩み事を話そうという企画があった。また、月1回会っている実母には「何かあったでしょ」と言われて話したりもする。

➤ 補助者はどんな存在か

- ・お父さん（補助者）は週末になると、レストランで食べるような料理を作ってくれる。
- ・お母さんを立てて色々と動いているお父さんの姿は、自分にはとても新鮮だった。自分が知らなかった「お父さん像」を見せてもらっている。
- ・自分は小さい頃に祖父母と接したことがなかったので、おばあさん（補助者）も新鮮である。
- ・学校の発表会などに来てくれて嬉しかった。「おばあちゃんって、こういう存在なんだ」と感じている。

➤ 自立に向けて

- ・4月から就職自立を控えており、3月から一人暮らしを始める。中学生の頃から自立したいという思いを持っていたが、いざとなると不安や寂しさがある。
- ・しばらくはホームと一人暮らしの新居を行き来しながら、アルバイトと食事の支度などの家事を両立する練習をこなささいと言ってもらっているので、心強い。

(5) 委託児童（中学2年生・女子）

➤ 概要

- ・現在、中学2年生で、Bホームでの委託期間は12年になる。
- ・3歳上の実姉もBホームと一緒に生活している。

➤ 養育者はどんな存在か

- ・学校での出来事や日々のことはお母さん（養育者）やみんなに話している。みんなの前で話しづらいつと感じたことはあまりない。
- ・悩み事などがある時は、お母さんに話したり、子ども同士で話したりすることもある。
- ・実母には年に1～2回会いに行っているが、祖母には会ったことがない。

➤ 補助者はどんな存在か

- ・お父さん（補助者）はお母さん（養育者）とは違う料理を作ってくれる。学校のことなどを自分から話すことはあまりないが、聞かれれば話もする。
- ・おばあさん（補助者）は土日に来てくれたりしている。小さい頃はピアノを教わったりもした。

➤ 卒業した子どもたちについて

- ・たまにだが、卒業した子どもが家に遊びに来ることもある。
- ・自分が卒業した時にも、遊びにこれる場所であればいいなと思っている。

4. 事例Ⅲ 元施設職員が開設したホーム

(1) ホームの概要

- ・Cホームは、養育者の夫婦（ともに専業）と、6名の委託児童（高校生から小学生まで）の計8名が暮らすファミリーホームである。最年長の18歳女子は措置延長1年目であり、地元企業に障害者雇用枠で勤務しながら、自立を目指している。委託児童の半数ほどは実親との交流がある。
- ・Cホームは、もともとは児童養護施設の地域小規模施設として設立された。その後、養育者が児童養護施設を退職し、ファミリーホームとしての事業を開始した。現在の委託児童のうち年長の2名は、養育者が地域小規模児童養護施設に勤務していた頃から児童養護施設に措置されていた児童である。
- ・同ホームの補助者は1名のみで、養育者が児童養護施設に勤務していた時に同僚だった、元施設職員（女性）である。週5日間、1日当たり8時間の勤務を行っている。

図表 3-4-1 事例Ⅲホームの概要

□ホームの概要	Cホーム
□調査実施日	平成28年3月10日（木）15時～17時
□インタビュー対象者	・養育者（専業夫婦） ・補助者 ・委託児童①（高校1年生・男子） ・委託児童②（小学校6年生・女子）
□備考	・ホームの委託児童は全6名（18歳会社員、高校1年生、中学3年生、小学校6年生、小学校6年生、小学校5年生） ・同居の妻も養育者（専業） ・補助者はインタビューを行った1名のみ

(2) 養育者（専業夫婦）

➤ 養育者の経歴

- ・養育者（夫）は地域小規模児童養護施設（以下、グループホームとする。）に関心を持ち、地元の児童養護施設がグループホームを開設するにあたり、児童養護施設職員となった。夫はそれ以前は別の仕事をしていたが、妻は結婚前に児童養護施設に勤務していた経験があった。
- ・児童養護施設のグループホームとして現在のホームを設立し、養育者（夫婦）が本園を含めて約10年間、施設職員として勤務していた。
- ・その後、養育者（夫）が施設を退職し、平成23年より夫婦による自営型のファミリーホームとして現在の事業を開始した。
- ・現在も地域の児童養護施設長等とつながりを持っており、月1回ほどの頻度でプライベートで意見交換をする機会がある。また、県ファミリーホーム協議会の代表も務めており、年3回の会合も行っている。

➤ 補助者に期待すること

- ・6人の子どもたちを一時に夫婦だけでみることは無理があるので、家事手伝いではなく、しっかりと養育に参加できる、信頼のおける人に補助者を頼みたい。
- ・そのため、補助者には、児童養護の経験があり、何かが起こった時に適切な対応をとることができる人であってほしいと考えている。養育者（夫婦）で家を空ける時もあるが、しっかりと留守を預かることができる。
- ・子どもとの家庭的な関係性を築くために、大人の数は少ない方がいいと思っている。
- ・現在ホームに勤めている補助者は、児童養護施設職員時代の元同僚（女性）である。養育経験があるだけでなく、児童票の読み方にも慣れているなどの知識の裏づけもある人物なので、信頼できる。
- ・補助者は、養育者（夫婦）の考えにただ従うのではなく、自分の意見を持ちしっかりと伝えることができる人であってほしい。養育の一端を担っているという自覚を持ち、養育者と一緒に養育論を語れる人であればよいと思う。
- ・以前、妻の姉が補助者として支援に入っていた時期もあったが、学校対応や児童相談所対応はやはり、子どもの養育経験がある人でないと安心して任せることができないと思う。
- ・補助者の要件としては、養育の経験があることだけでなく、専門職としての裏づけとして資格（例えば保育士、社会福祉士、社会福祉主事など）を持っていることが望ましい。
- ・補助者にも様々なレベルがあると思うので、その人が持つ資格や経験、責務などによって、処遇を決める制度があればよいと考えている。

➤ 養育者と補助者の役割分担

- ・ホームの運営に関する会計業務や認可などの事務的な手続は養育者（夫）が行っているが、それ以外の業務は養育者（夫婦）と補助者が一体的に行っている。
- ・養育者（妻）と補助者が家事を一緒にこなしており、朝・夕の食事と一緒に取っている。子どもを学校に送り出した後、朝食をとる際に、子どもに関する情報交換を3人で行っている。夕食は子どもと一緒に皆で食べている。
- ・児童相談所から新しい委託児童の説明を受ける際には、養育者（夫婦）だけでなく補助者も一緒に話を聞いている。

➤ ホームの引継ぎについて

- ・養育者（夫婦）には2名の実子がいるが、ファミリーホームの後継者になる見込みはない。養育者（夫婦）が引退する時に、もし補助者が望むのであれば、引き継いでもらえればよいと思う。
- ・ファミリーホームでの業務経験が資格取得時の実習先として認められるようになればと考えている。里親制度についても同様である。

➤ 元施設職員がファミリーホームを開設することについて

- ・児童養護施設時代に管理職として本園に勤務した時期もあったが、施設と比べると、子どもに対応する大人が常に一定というファミリーホームの家庭的な環境は、子どものためにとっても重要だと感じている。ホームに来た当初は落ち着かない子どもや1人が怖いという子どもでも、大人がきちんと自分を見ていてくれることが分かると、次第に落ち着きを取り戻していく。

- ・個別的な養育とは、子どもにかかる時間を平等にすることではなく、1人1人に合った対応をすることだと思うが、施設では自分の考え方を他の職員に理解してもらうことはなかなか難しかった。また、家庭環境調整などの専門職を置くことで、子ども養育が「役割分担」になってしまっている点も施設の養育の難しさだと思う。
- ・このような理由から施設の養育には満足できず、勤務時間が増えても子どものためになる養育がしたいと、ファミリーホームとしての独立を決めた。ファミリーホームになっても、養育者は公共の立場であり、「子どものためになるか」を最優先に考えなければならないと考えている。
- ・施設職員の中でも、同じような考えでファミリーホームに関心を持つ仲間は増えていると思う。

➤ 児童養護施設等とファミリーホームの連携について

- ・県内では行政方針の下でファミリーホームの設置が促進されており、児童養護施設等の運営法人によるファミリーホームの新規開設も行われている。しかし、職員の勤務体制等の面で運営上の難しさもあると聞く。
- ・児童養護施設等の施設が、レスパイトなどの面で地域のファミリーホームを支援するという形が望ましいのではないかと。

➤ 地域との交流について

- ・ファミリーホームとして地域の中で暮らしていくためには、子どもたちのプライベートを守りつつ、必要な情報公開は行うというバランスが重要だと考えている。
- ・地域の人々にファミリーホームのことを理解してもらうために、養育者（夫）が学校のPTA役員や行政の充て職を務めるなど、自分からアプローチするようにしている。

➤ 委託解除後の交流について

- ・Cホームではこれまでに3名の子ども（グループホーム時代から在籍）がホームを卒業している。1名は大学へ、2名（姉妹）は就職自立へと進んだ。
- ・子どもが自立しても帰ってこれる場所でありたい。卒業した子どもが長期休暇などに帰省して来たり、依頼を受けて保証人を引き受けたりすることもある。

(3) 補助者（元施設職員）

➤ 養育者との関係性

- ・児童養護施設で約15年勤務した経験がある。Cホームでは、グループホーム時代に1～2年、ファミリーホームに移行した時から約5年勤務している。
- ・保育士の資格を持っており、児童養護施設以外に保育園で勤務していたこともある。
- ・現在、Cホームでは週5日間、1日8時間（7時～10時、16時～就寝時まで）勤務している。Cホームから車で15分ほどの距離に住んでいる。

➤ 補助者としての役割

- ・養育者（夫婦）も専門なので、自分がホームに来るときには夫婦もいることが多い。子ど

もたちからは「お姉さん」と呼ばれている。

- ・基本的には養育者（夫婦）と一緒に動き、手が薄くなったところにサポートに入っている。例えば、食事の支度中に来客が来た時、子どもの勉強をみる時などである。それぞれが帰宅し、宿題を始める頃になると、バタバタとしてくる。
- ・朝も配膳を手伝ったり、寝ている子どもを起こしたりしている。

➤ 子どもとの関係性

- ・子どもたちとは学校の話や友達と帰ってくる時の話などをよくしている。
- ・子どもたちにとっては養育者（夫婦）がお父さん・お母さんなので、そこを崩さないように注意している。例えば、何か対処が必要なことがあれば、まず養育者（夫婦）に言うように伝えている。夫婦が不在の時には自分が責任をもって対応するが、「後でお父さん・お母さんにも話してね」と子どもに伝えている。また、夫婦がダメと言ったことを自分が許してしまわないように気をつけている。
- ・子どもに注意したりすることは、養育者（妻）も自分も同じようにしていると思う。

➤ 補助者の要件

- ・補助者にも様々な形があると思うので、必ずしも1つのあり方に決める必要はないのではないかと思う。それぞれのホームのやり方を許容することも必要ではないか。
- ・しかし、施設の単位が小さくなっただけ、というファミリーホームが増えないようにしなくてはいけないと思う。

➤ ホームの引継ぎについて

- ・ホームの引継ぎについて養育者（夫婦）と明確に話したことはないが、夫婦の年齢を考慮し、児童相談所には新しく委託を受ける児童の年齢に配慮してもらうよう調整している。一代で閉じることを考え、今の体制でしっかりと養育をできる範囲を考えていると思う。
- ・ファミリーホームを閉じたとしても、卒業した子どもたちが帰ってこれる場所ではあってほしいと思っている。施設でも卒業する子どもたちに「いつでも来てね」と伝えていたが、職員の交代があったり、入所中の子どもたちに手一杯になってしまう状況では、なかなかアフターケアまでをすることは難しかった。
- ・Cホームを卒業した子どもたちは、自分も本園時代に小さい頃を知っている子どもなので、遊びに来てくれると嬉しく思う。今の子どもたちにとっても「帰る場所」であってほしい。

(4) 委託児童（高校1年生・男子）

➤ 概要

- ・現在、高校1年生で、Cホームでの委託期間は8年になる。
- ・Cホームに来る前は児童養護施設の本園で生活していた。

➤ ファミリーホームについて

- ・児童養護施設は子どもも大人も人数が多く、男子と女子で生活単位が別れていた。子どもの担当職員はだいたい同じだった。お姉さん（補助者）は本園時代に女子の担当だったの

で、以前から知っているが、よく話す相手だったわけではない。お父さん（養育者）は本園時代の自分のことを覚えているそうだが、よく自分は覚えていない。

- ・施設は人数が多いので、子ども同士や大人とのコミュニケーションを通じて、社会性が身につく環境だったと思う。
- ・ファミリーホームは家族がどんな存在かを考えることができる環境だと思う。

➤ 養育者・補助者はどんな存在か

- ・普段、考えていることなどをあまり自分から話すタイプではない。
- ・お父さん・お母さんから、お姉さんからも注意を受けることはあり、同じように厳しい。
- ・学校から帰宅後は、お母さんが食事の支度をしている間に、お姉さんが小学生の勉強をみたりしている。お姉さんは子どもの話をよく聞いてくれるので人気があると思う。
- ・お父さん・お母さんはあまり動くことが得意でなさそうだが、お姉さんは活発に動き回っている。小さい子どもと一緒に遊んだり、外に食事に行く時なども「心配だから」とついて来たりする。
- ・実親とは会っていない。

➤ 卒業した子どもたちについて

- ・ホームを卒業した年長者は、自分にとっては長い時間を一緒に過ごした友達、という感覚である。

(5) 委託児童（小学校6年生・女子）

➤ 概要

- ・現在、小学校6年生で、Cホームでの委託期間は2年である。

➤ 養育者・補助者はどんな存在か

- ・普段はお姉さんが勉強をみてくれたりと面倒をみてくれることが多い。その時、お母さんは食事の支度をしていることが多い。お父さんはあまり動かない。
- ・年齢の近い子ども同士でケンカをする時もあるが、そういう時にはお母さんやお姉さんが仲裁に入る。
- ・子どもたちにお姉さんがついている時間が多いので、自分にとってはお姉さんが一番話しやすい。お父さん・お母さんとは違うが、お姉さんも家族の一員だと思っている。

5. 事例Ⅳ 社会福祉法人が開設したホーム

(1) ホームの概要

- ・Dホームは、養育者（専業）、養育者の夫（補助者）、実子、6名の委託児童（高校3年生から幼児まで）で暮らすファミリーホームである。委託児童は、全員が発達障害を有している。
- ・Dホームは、児童福祉法、障害者総合支援法等に基づく事業を実施している社会福祉法人を母体としている。養育者、補助者（養育者の夫）ともに、社会福祉法人の職員として雇用されている。
- ・同ホームには、前述の養育者の夫のほか、保育士の補助者、その他2名の補助者が勤務している。養育者の夫は、児童の父親としての役割、同ホームの管理者として関係機関、対外的な調整、ホーム内の経費管理を担っている。保育士の資格を有する補助者は、障害者施設等での勤務経験がある。その他2名の補助者は、法人の福祉サービスを利用していた子どもの母親であり、子どもが成人したことから、これまでの経験を活かしてファミリーホームの運営に参加することを希望している。うち1名は、週1回の宿直、もう1名は週1日養育補助を担当している。
- ・ファミリーホーム設立の経緯は、母体である社会福祉法人に勤務する職員10名が里親となり、15人の児童を養育してきたことから始まる。その後、職員のうち里親経験者が、施設勤務経験、里親としての養育経験を活かし、専門的知識、経験に裏付けられた2か所のファミリーホームの運営を開始した。2か所のホームは近隣に立地している。

図表 3-5-1 事例Ⅳホームの概要

□ホームの概要	Dホーム
□調査実施日	平成28年3月9日（水）11時～13時30分
□インタビュー対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者（専業） ・補助者（養育者の夫・専業） ・法人本部統括部長・理事
□備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームの委託児童は6名（高校3年生、高校2年生、中学2年生（特別支援学級）、小学校4年生（特別支援学級）、幼児（児童発達支援センター通所）、幼児（児童デイサービス通所）） ・実子、養育者の夫（補助者）が同居 ・補助者は全4名

(2) 養育者（専業）

➤ 養育者と補助者の役割分担

- ・基本的に養育者が母親としての機能、補助者（養育者の夫）が父親機能を果たしている。補助者は、養育者の委託児童への関わり方、方針の一貫性をくずさないよう、生活支援、勉強の補助、余暇、遊び等、様々な生活場面において補助を行なっている。
- ・日常的な家事は、養育者と補助者（保育士）が中心的に担っている。
- ・補助者は、支援を行う上で、母親である養育者と児童との関係をこわさないようにするこ

とに留意している。

- ・保育士の資格を有する補助者は、同ホームでの従事期間も長く、委託児童にとっては、母親役である養育者に次ぐ、頼りになる存在として認知されている。
- ・補助者がホームの生活に関与することで、委託児童が、本来は養育者に関わって欲しい時間、気持ちを他の児童のために譲り、補助者とその時間を過ごす等の選択肢が生まれる。そのため、子どもは、多様な大人と関わりながら、ホームの中で、子どもも大人もゆずりあいながら、ともに暮らす関係づくりに寄与していると考ええる。
- ・補助者は、児童にとって家族の一員としてサポートできるような関係づくりを目指している。そのため、補助者にも、コモンセンス・ペアレンティング等の専門的プログラムの研修を受ける機会を用意している。

➤ 補助者に期待すること

- ・子どもは、当初から大人に対して、虐待体験や引きこもり等の経験に起因すると考えられる「試し行動」をとることが頻繁に見受けられる。子どもの反応に対して、養育者のみならず、補助者、法人が運営する他の事業所等の職員といった多様な大人が、子ども本人から気持ちを聞きだす等の関わりを持つように努めている。そうした対応により、子どもの気持ちに寄り添い、様々なコミュニケーション経験や考え方を身につける機会を提供することができると考ええる。
- ・その際、補助者や関係者は、子どもと自分の関係について勝手に判断せず、養育者にすぐに話し、語り合う関係づくりを重視している。
- ・補助者がホームに関わることで、ホームの生活に第三者の視点が加わる点が重要なポイントであると考ええる。客観性や密室化しないという観点からも、補助者の存在は大きいと考ええる。

➤ 今後の課題

- ・養育者を含め、専門的な支援に関する知識や情報を常に入手する取組が必要であると考えている。そうした観点から、養育者は、養育の合間にボランティアとして近隣にある児童発達支援センターに関わるようにしている。
- ・養育者も補助者も委託児童の個別支援計画を共有し、よく理解した上で子どもに関わることが重要であると考ええる。委託児童が発達障害を有する場合、障害者支援サービスの通いの場を活用していることもあり、そうした関係機関と方針を共有することも重要な課題であると考ええる。
- ・ファミリーホームでの暮らしは、子どもと養育者、補助者間の愛着形成が最も重要な課題であると考ええる。かつて、委託児童の中である子どもが、自分は5歳くらいからファミリーホームで暮らしたかったと語ったことがあった。その理由を聞いてみると、固定した大人との愛着関係を求めていることがよく分かった。こうした子どもが求める愛着関係を確実なものにしていくためには、養育者が、子どもとの愛着形成を適切に実現できる補助者を育てていく関係づくりも重要な課題であると考えている。
- ・ファミリーホームは、養育者である夫婦と子どもだけでは、行き詰ることも想定される。補助者も含めて、チームとして支えあいながら暮らしていく仕組みを実現させることが重要な課題であると考ええる。

(3) 補助者（専業：養育者の夫）

➤ 養育者との関係

- ・補助者①は、養育者の夫であり、妻同様に法人職員として雇用されている。同ホーム開設当初は、法人が運営するグループホームの職員として勤務しながら、ファミリーホームにも関与していた。しかしながら、夫婦でファミリーホームの運営に関わる方が効果的な支援ができるであろうとの考えから、補助者として従事するようになった。

➤ 補助者としての役割

- ・補助者は、母子の関係を壊さないように関わるのが重要であると考えている。また、生活支援機能を補完することが役割の中心ではなく、あくまでホームを構成する家族の一員として子どもに関わる大人としての存在・役割が果たせることが重要であると考えている。
- ・補助者①は、父親的存在であり、家事や子どもの生活支援に関わる時間は、他の補助者と比べて少ない。余暇や子どもと遊ぶこと等の他、対外的対応、関係機関との会議への出席、研修会への参加、行政監査の対応、経理管理等を担当している。

➤ 補助者の位置づけ

- ・ファミリーホームの補助者は、社会的養護関係施設や障害者施設等での勤務経験が重要なスキルを培うと考えている。本ファミリーホームは、里親家庭や一般家庭では対応が難しい課題を持った児童について、家庭的支援を提供することを目指しているためである。
- ・そのため、補助者に対しても研修等の教育、サポート体制が必要であると考えている。

➤ 今後の課題

- ・本ファミリーホームは、小規模施設よりも児童一人当たりの措置費が少額であるため、法人本体からの補助を受けて運営している実態にある。
- ・委託児童が大学卒業後の年度末まで継続的に生活できるよう措置延長を実現する必要がある。誕生日が措置解除日であると、子どもの生活としては、現実性がないと考える。
- ・発達障害を有する児童の自立に向けた支援が必要であると考え。特に、18歳から20歳までの間は、児童福祉法から障害者施策に移行する狭間となるため、支援体制として課題があると考え。
- ・同ホームは、発達障害を有する児童が共に暮らしているため、そうした児童に適した専門性、補助者の関わりについて意見を述べた点がある。本来、ファミリーホームには、多様な形があり、そのホームごとにあつた関わりが持てる補助者という観点も必要であると考え。

6. 調査結果のまとめ

調査結果のまとめとして、ファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけや役割・機能、および児童との関係性等の違いをみるために、調査を行った4ホームのインタビュー記録をもとに、次の各項目について調査結果のポイントを抜粋し、図表 3-2-1 のとおり整理を行った。

養育者の位置づけ・役割

ホームの中で養育者がどのような位置づけ・役割を担っているか

補助者の位置づけ・役割

(養育補助)

ホームの養育補助に関して、補助者がどのような位置づけ・役割を担っているか
(家事援助)

ホームの家事補助に関して、補助者がどのような位置づけ・役割を担っているか
(ホームの運営)

ホームの運営に関して、補助者がどのような位置づけ・役割を担っているか

児童との関係性の違い

養育者・補助者と児童との関係性がどのように異なっているか

補助者の要件への意見

補助者の要件や補助者の経験を養育経験と認めることなどについて、養育者・補助者がどのような意見を持っているか

その他

その他、インタビューの中で特徴的だった点

図表 3-6-1 調査結果のまとめ

	事例Ⅰ 里親が開設したホーム (第三者が補助者)	事例Ⅱ 里親が開設したホーム (親族が補助者)	事例Ⅲ 元施設職員が開設した ホーム	事例Ⅳ 社会福祉法人が開設した ホーム
□養育者の位置 づけ・役割	<ul style="list-style-type: none"> ・母親として子どもの求めに応える(子どもの話を聞くなど) ・学校などの対外関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・母親として基本的な家事や子どもの対応をすべて担う 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者(専業夫婦)は父親・母親の役割 ・運営事務は養育者が行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者が母親の役割
□補助者の位置 づけ・役割	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者の補助者はシフト制か個別の要請に応じて入り、適宜必要な支援を行ってもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者の求めに応じて、適宜必要な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名が週5日常勤し、養育者夫婦とともに、子どもの養育を含む業務を一体的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者(養育者の夫)は父親の役割と管理者の役割 ・他の補助者は生活場面の補助
(養育補助)	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者の不在時に子どもの面倒を見る、子どもと遊ぶ ・手のかかる子どもの世話や人手が足りない時に養育者をサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者の方針を尊重する ・子どもに「お父さん」や「おばあちゃん」の存在を見せる ・週末や季節行事を楽しみ、学校行事などに一緒に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が食事の支度等を行う間に、子どもの面倒を中心的にみる ・毎日、子どもの状況について養育者夫婦と情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援、勉強の補助、余暇、遊び等、様々な場面で支援 ・経験の長い補助者(保育士)は、母親に次いで頼りにされる存在
(家事援助)	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除や洗濯などの家事援助が中心。食事の支度は養育者も補助者も行う ・養育者が困った時に助けることが役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者の手が回らない時に、食事の支度や掃除などの家事をサポートする 	<ul style="list-style-type: none"> ・母親と手分けして掃除・洗濯などの家事を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者と補助者(保育士)が中心的に担っている
(ホームの運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所への対応も養育者と一緒に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者であり管理者の夫が対外調整や運営事務等を行う
□児童との関係 性の違い	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者は母親、補助者は幼少から子どもの成長と一緒に見守ってきた、近所の友人 ・補助者は地域の同級生の母親等なので、子どもにとっては同級生のお母さんが手伝いにくるという感覚 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者も補助者も含めて家族 ・養育者・補助者に関わらず子どもの話を聞くが、子どもが一番話したい相手は母親(養育者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者は子どもと接する時間が多いため、親しみやすい「お姉さん」という存在 ・養育者夫婦と区別なく、子どもを叱ったり注意したりする ・ただし養育者の方針を尊重して子どもに接するよう意識 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者は養育者と児童の関係を壊さないように留意する ・養育者や補助者だけでなく、法人が運営する事業所の職員等の多様な大人が子どもに寄り添い、養育者と共有する

	事例Ⅰ 里親が開設したホーム (第三者が補助者)	事例Ⅱ 里親が開設したホーム (親族が補助者)	事例Ⅲ 元施設職員が開設した ホーム	事例Ⅳ 社会福祉法人が開設した ホーム
□補助者の要件 への意見	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者が安心して子どもを任せられる人物かどうかが重要 ・ボランティアな精神が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに「家族」を感じてもらうために、補助者も親族で運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者と一緒に子どもの養育の一端を担うという自覚 ・児童養育の経験があり、専門性（資格等）があること ・養育者が養育方法などを相談しながらともに取り組める 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護関係施設や障害施設等での勤務経験を通じてスキルが培われる ・養育者と補助者を含めたチームとしての支え合いが重要
□その他	<ul style="list-style-type: none"> ・元里子の補助者（同居）は家族のような存在であり、養育者の相談相手 ・補助者が他のホームの様子を知り、学ぶ機会があると良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが知らなかった「おばあちゃん」や「お父さん」像を見せることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームが一代限りになることを考え、委託児童の年齢等を考慮している 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者の関わりによりホームの生活に第三者の視点が加わる（客観性、密室性化しない） ・補助者にもCSPなどの専門的プログラムの研修機会を用意 ・補助者への研修等の教育、サポート体制が必要

以上の比較検証から考察された主な結果は、次のとおりである。

➤ 補助者の位置づけと役割

養育者と比較した補助者の役割の違いをみると、第三者が補助者を務めているホームでは、補助者は養育者の要請に応じて手が回らない部分のサポートが行う役割を担っていたが、元施設職員が養育者、元同僚が補助者を務めているホームでは、養育者・補助者の区別なく一体となって子どもの養育にあたることが重視されているなど、ホームによって補助者の位置づけに対する考え方には大きな違いがあることがうかがわれた。

雇用する補助者の人数についても、家事支援を中心に複数人数の補助者がサポートに入っている事例もあれば、子どもとの関係性の構築を重視し、養育者の人数は少ない方がよいと考えているホームもあった。

➤ 補助者と児童との関係性

補助者と児童との関係性は、ホームの形態によって異なる特徴が見られた。例えば、第三者が補助者を務めているホームでは、補助者は「近所の知人が手伝いにくる感覚」との回答があったが、親族が補助者となっているホームでは「子どもの知らない、おばあちゃんやお父さん像」など、補助者も含めたホームが家族と認識されていた。元施設職員が養育者となっているホームでは、常勤の補助者 1 名が養育者と一体的に支援を行っているため、同様に「家族の一員」との認識があったが、社会福祉法人が設置したホームでは、養育者・補助者だけでなく法人の職員を含めた多様な大人が関わりを持っているとのことであった。

➤ 補助者の経験を養育経験と認めることへの意見

補助者の経験を養育経験と認めることについては、養育者が安心して任せられる補助者の資質、子どもの養育を担うという自覚や専門性、社会的養護関係施設や障害施設等での勤務経験を通じたスキルなど、補助者の資質や経験によって検討すべきとの意見が多く聞かれた。

➤ ホームの継続性について

委託解除後の児童との交流は多くのホームで行われており、卒業した子どもが「里帰り」できる場所が必要との意見が多く聞かれた。一方、養育者が代替わりすることによるホームの継続性について具体的な検討が行われている事例は少なかったが、元施設職員が開設したホームでは、ホームが一代限りになることを考え、児童相談所に委託児童の年齢等を考慮してもらっているとの声も聞かれた。

第4章 調査のまとめと考察

1. 補助者の経歴や勤務状況等について

本調査研究では、ファミリーホームにおける補助者の位置づけや役割・機能等に関する論点に着目し、全国のファミリーホームにおける養育者と補助者の実態を把握することを目的としてアンケート調査および事例調査を実施した。

この結果、補助者の経歴等の全体像や、養育者との比較において見た補助者の経歴等の傾向として、次のような点が明らかになった。また、補助者の中でも、その勤務状況により異なる傾向があることがうかがわれた。

(1) 補助者の基本属性

補助者の基本属性については、アンケート調査に回答した補助者の約8割を女性が占めており、年齢層の平均値は40代半ばであった。ただし、その内訳をみると、養育者に比べて年齢層のばらつきが大きく、20代前半から60～70代まで幅広い分布が見られる。全体的には、養育者の年齢は50～60代を中心に分布しているのに対し、補助者では20～30代の構成比も全体の3～4割を占めており、養育者に比べて年齢層が低い傾向がみられた。

(2) 養育者との関係性

上記のとおり、補助者の年齢層に幅広い分布が見られる要因として、養育者の親族、元里子、地域の第三者などの様々な属性の人物が、補助者としてホームに勤務していることが考えられる。この点について、アンケート調査結果から補助者と養育者との関係性をみると、補助者の勤務状況（1週間の勤務時間数が20時間以上か、20時間未満か）に関わらず、養育者の実子・養子、養育者の親族のほか、友人・知人との回答が多く挙げられていた。

事例調査の中でも、地域の友人や元里子が補助者を務めているホーム、親族（夫や実母）が補助者を務めているホーム、施設勤務時代の元同僚が補助者を勤めているホームなど、様々な形態のホームがあった。

(3) 社会的養護やホームでの経験、資格の状況

養育者と補助者の社会的養護における養育の経験年数を比較すると、養育者では10年以上の経験を有する割合が全体の6～7割を占めるのに対し、補助者では3年未満までの合計が全体の4割程度を占めており、養育者と補助者の経験年数の差異が大きく表れている。ホームに勤める以前の経歴は、養育者では養育里親・専門里親や施設職員の経験者が多くを占めるが、補助者では特に社会的養護やその他の児童福祉事業の経験を持たない者が約半数を占める。この傾向は、特に勤務時間数が短い補助者¹に顕著にみられた。

また、補助者が有する資格についてみると、保育士や教諭・幼稚園教諭が1～2割であり、その他としては医療関係（看護師等）や介護関係（ホームヘルパー等）の資格保持者が多かった。

¹ 本項では、アンケート調査結果分析に従い、1週間の勤務時間数が20時間以上の者を「勤務時間が長い補助者」、20時間未満の者を「勤務時間が短い補助者」と表記している。

(4) 勤務の状況

補助者の1週間の勤務時間数をみると、6時間未満から46時間以上まで幅広い分布があり、全体の中央値は24.0時間であった。

勤務時間が長い補助者と勤務時間が短い補助者で比較分析を行ったところ、1週間の勤務日数は、勤務時間が長い補助者では5日が全体の4割を占めるが、短い補助者では2~3日が全体の5割強である。1日当たりの勤務時間数をみても、勤務時間が短い補助者は3時間未満が3割強となっており、特定の日、かつ限られた時間内で、部分的なサポートを行っている補助者が多いことがうかがえる。

事例調査の中でも、ホームの運営方針および補助者の属性（年代、家族の状況、養育者との関係性など）により、休日を除き常勤の仕事として朝晩まで勤務している補助者、シフト制などにより所定の日数・時間数で勤務を行っている補助者、養育者からの要請に応じて必要時のみ支援を行っている補助者などの様々なパターンがあった。

(5) 居住の状況

補助者の生活の場所については、アンケート調査によれば、ホーム以外に居住している補助者が全体の7割強であり、補助者がホーム外から通っているケースが大半であることが分かった。ただし、ホーム以外に居住している場合でも、ホームから時間距離で15分未満の近距離に居住しているケースが全体の半数ほどである。

居住の状況と勤務時間数の関係性をみると、勤務時間数の長い補助者では、勤務時間が短い補助者よりも15ポイント以上、ホームに同居している割合が高い。ホームに同居している補助者の内訳をみると、その約4割が養育者の実子・養子、2割強が養育者の親族だが、その他の補助者が同居しているケースも約2割あった。なお、その他の補助者がホームに同居している事例の多くは、個人型（夫婦型および単身養育者）のホームであった。

2. ホームにおける補助者の位置づけや役割の違いについて

同様に、ホームにおける補助者の位置づけや役割の違いについて、養育者との比較において見た補助者の業務や児童との関係性の違いなどを見ると、次のような傾向があることが明らかになった。

(1) 補助者の配置状況

ホームにおける補助者の配置人数をみると、全体として、2人（約3割）ないし3人（約2割）の回答が多数を占めた。特に、個人型の夫婦形態（ともに専業あるいは専業・兼業）では1～2人の配置が多く、雇用された養育者（夫婦ないし単身者）や個人型の単身養育者のホームでは、2～4人の配置が多いなど、ホームの形態により、やや傾向の違いが見られた。ただし、本調査の回答者は個人型の夫婦形態が全体の7割を占めており、雇用された養育者の形態の回答件数が少ないことには留意が必要である。

(2) 補助者の位置づけと役割

➤ 養育者と比較した役割の違い

ホームの業務において養育者（専業・兼業）と補助者（勤務時間が長い・短い）が果たしている具体的な役割を比較分析すると、児童の養育に関する業務、家事に関する業務、ホームの運営に関する業務のすべてにおいて、いずれの項目でも養育者（専業）が役割を果たしている度合いが最も高いが、「子どもと遊ぶ」、「子どもの勉強をみる」、「子どもの食事の世話」、「子どもをお風呂に入れる」などの日常的な子どもの生活支援の場面では、勤務時間の長い補助者が果たす役割も養育者に近接していた。一方、「子どもの実親との関係支援」、「措置解除後の子どもとの交流」などでは、養育者との差異が比較的大きい。

アンケート調査の自由記述において、養育者が養育者と補助者の役割の違いをどのように区別しているかを尋ねたところ、養育者は全般的、かつ直接的に子どもの養育を担い、補助者は養育者の補助・支援を行うとの回答が多数挙げられた。より具体的に、補助者は家事、食事作り等の生活支援を担うとの回答も多数あった。しかし、その一方、約2割のホームからは区別はないとの回答があり、ホームによる方針の違いがあることが明確に表れた。

この点は事例調査でも同様であった。第三者が補助者を務めているホームでは補助者は養育者の要請に応じて手が回らない部分のサポートが行う役割を担っていたが、元施設職員が養育者、元同僚が補助者を務めているホームでは、養育者・補助者の区別なく一体となって子どもの養育にあたることが重視されていた。

➤ 勤務時間の長短による役割の違い

補助者に対し、ホームで主に担っている業務は養育補助が中心か、家事援助が中心かを尋ねたところ、全体的な傾向としては、勤務時間の長短に関わらず家事援助が中心との回答が

最も多かったが、勤務時間が短い補助者の方が家事援助が中心と回答した割合が約 7 ポイント高く、「どちらともいえない」との回答では勤務時間が長い補助者が約 8 ポイント高い結果となった。つまり、勤務時間が長い補助者の方が、養育補助に近い業務を担う割合がやや増加すると考えられる。

補助者の勤務時間の長短による違いに着目すると、児童の養育に関する業務、家事に関する業務、ホームの運営に関する業務のいずれでも勤務時間の長い補助者の方が役割を果たしている度合いが高いものの、「子どもの食事の世話をする」や「子どもの勉強をみる」、「子どもと遊ぶ」、「食事の支度・片付け」などでは、勤務時間の長い補助者との差異が比較的小さいが、「子どもの学校行事への参加」、「子どもの送迎（学校、習い事、病院など）」、「子どもの悩み事や問題への対処」などでは、その差が比較的大きかった。つまり、日常的な子どもの生活支援の中でも、ホーム内での具体的な支援の場面では勤務時間の短い補助者も一定の役割を果たしているが、ホーム外に関わる対外関係や、子どもとの信頼関係が必要とされる悩み事への対応などの場面では、勤務時間の長い補助者の方が役割を果たしていると考えられる。

➤ 養育者が休息等をとるための支援

また、アンケート調査の中で、補助者が果たしている役割の一つとして挙げられたものが、養育者が休息をとったり、家を空ける時の代替機能であった。「養育者が休息等をとるために地域のサービス等を利用したいと思ったことがあるか」の問いに対しては、ホームの 6 割強がないと回答しており、実際に家を空ける際にどのような方法をとったかを見ると、補助者に依頼するとの回答が約 3 割と突出して多かった。養育者が休息をとったり、家を空けるときのなどに補助者が大きな役割を果たしていることがうかがえる。

(3) 補助者と児童との関係性

➤ 補助者はどのような存在か

アンケート調査の自由回答において、ホームに対し、児童が養育者と補助者の役割の違いをどのように捉えているかを尋ねたところ、養育者は父母であり、重要な悩みや問題について相談をできる人との回答が多数挙げられた。これに対し、補助者は家事手伝いとの回答が多く、補助者は兄姉・先輩といった回答も一定程度あった。なお、個人型のホーム形態（夫婦および単身養育者）では、補助者に対し、日常的な世話をする人、日常的な話し相手との回答も多く挙げられた。

また、児童が補助者に対し、どのような存在を求めているかを尋ねたところ、ホームの形態を問わず、養育者の多忙や不在時に留守を預かり世話をする人との回答が最も多く挙げられた。また、兄姉・祖父母、親戚との回答も多かった。

この点について、事例調査では、ホームの形態によって異なる特徴が見られた。例えば、第三者が補助者を務めているホームでは、補助者は「近所の知人が手伝いにくる感覚」との回答があったが、親族が補助者となっているホームでは「子どもの知らない、おばあちゃんやお父さん像」など、補助者も含めたホームが家族と認識されていた。元施設職員が養育者となっているホームでは、常勤の補助者 1 名が養育者と一体的に支援を行っているため、同様に「家族の一員」との認識があったが、社会福祉法人が設置したホームでは、養育者・補

助者だけでなく法人の職員を含めた多様な大人が関わりを持っているとのことであった。

➤ **勤務時間の長短による違い**

アンケート調査の自由回答から児童との関係性が補助者の勤務時間の長短によって異なるかについてみると、「遊び相手」では勤務時間が長い補助者よりも短い補助者の方で回答割合が多く、「話し相手・相談相手」では勤務時間が長い補助者の方で回答割合が多かった。「日常的な世話や見守り、調理等家事をする人」や「兄姉」では、同程度の回答割合であった。

(4) 養育の資質向上、開かれた養育のための取組

➤ **養育の資質向上のための取組**

養育の資質向上に関する研修等の受講経験を見ると、養育者では「養育里親研修」「子育て支援関連の研修」が多く挙げられた。一方、補助者については、勤務時間の長い補助者では全体の4割強が「養育里親研修」を、約5割が「子育て支援関連の研修」を受けているが、勤務時間の短い補助者では、特に受講経験のない者が全体の半数強を占めた。

➤ **開かれた養育のための取組**

開かれた養育のための取組についても、養育者では地域住民との交流や、里親支援機関への相談、里親会の会合（サロンなど）への参加が多数挙げられているが、補助者については、「特になし」との回答が3～5割を占めている。この点について、事例調査の中では、補助者が他のホームの様子を知り、学ぶ機会があると良いとの意見も聞かれた。

また、今後受講してみたい研修の内容としては、発達障害や障がい児への対応、子どもの心理支援、自立支援などの回答が多く挙げられた。

3. 補助者の経験を養育経験と認めることなどについて

ファミリーホームにおける子どもの養育の継続性の観点から、養育補助者としての経験を養育経験として認めることや、補助者が養育者としてファミリーホームの引継ぎを行うことなどに対するファミリーホーム事業者の意見を収集したところ、次のような結果であった。

(1) 補助者の経験と養育経験として認めることへの意見

ファミリーホームの補助者の業務経験を養育経験として認めることに対する考えを尋ねたところ、全体として賛成との回答が約7割を占めた。これをホームの形態別に見ると、いずれの形態においても賛成が反対を大きく上回っているが、個人型の夫婦形態のホームでは他のホームよりも賛成の割合がやや低い傾向が見られる。

賛成と回答したホームの考えとして多く挙げられた点は、ホームの継続性は子どもの養育の継続性の観点から重要であるとの意見や、養育の資質や子どもへの思い、向上心を持った補助者がホームを引き継ぐことで、これまでに培われた養育のノウハウを活かすことができるなどの意見であった。

「どちらともいえない」と回答したホームの回答の中では、補助者の資質や姿勢によるなどの意見や、補助者としての業務経験の内容や研修等の状況によるなどの意見があった。

一方、反対と回答したホームからは、補助者はあくまでも補助者であり責任や24時間対応の経験に欠けることや、補助者の要件が不明確な現段階で養育経験を認めることは難しいとの意見があった。

(2) 補助者に求められる要件

また、「賛成である」と回答した事業者の中でも、補助者の業務経験を認める上で、補助者に求められる要件が特にないと回答したホームは約1割にとどまり、その他からは補助者に求められる要件として様々な点が挙げられた。

その中でも、補助者に求められる要件としての回答が多かった項目は、「経験年数として一定の基準を設けるべき」(7割強)であった。また、「業務内容に一定の基準を設けるべき」(約3割)、「ホームに同居している補助者に限るべき」(約2割)との回答も比較的多く挙げられた。なお、「経験年数として一定の基準を設けるべき」と回答した場合、その要件と考える具体的な年数については、「3年」との回答が約4割と最も多く、次いで「5年」(2割強)との意見であった。

4. おわりに

本調査研究では、ファミリーホームが抱えている様々な課題の整理を出発点としながら、特にファミリーホームにおける養育補助者の位置づけや役割・機能等に関する論点に着目し、全国のファミリーホームにおける養育者と養育補助者の位置づけ等の実態を把握することを目指して調査を行った。その結果、上述のように、ホームの形態や養育者と補助者の関係性等によって、補助者の経歴・勤務状況やホームの中で果たしている役割、児童との関係性などが多様に異なっている実態が明らかになった。ファミリーホームの養育者には、一定程度の経験と技能が必要であるとして、その適格性が担保されているが、補助者は要件が設定されておらず、養育者と一体となった養育を行っている者から、食事作りなどの家事支援だけを行う者まで、その業務内容は多様である。

このように補助者の実態が多様に異なっている現状を踏まえ、調査検討委員会では、補助者の要件が定まっていない現段階において、補助者の業務経験を養育経験と認めることや、ホームの後継者となる要件についての議論は、実態を踏まえて今後、丁寧に検討されるべきであるとの意見が多数出された。例えば、補助者としての基本的な資格要件の検討、将来的に養育者として認定できる業務内容の検証などを考慮した上で判断すべきであり、しっかりと条件を付与することが必要との意見があった。また、補助者の要件については、ファミリーホームに求められる、養育にふさわしい家庭環境とは何かを深掘りし、明確化することで浮かび上がってくる可能性があるのではないか、との指摘もあった。

ただし、本調査の中で、ファミリーホームにおける子どもの養育の継続性の観点から、養育補助者としての経験を養育経験として認めることや、補助者が養育者としてファミリーホームの引継ぎを行うことなどに対するファミリーホーム事業者の意見を収集し、補助者に求められる要件として経験年数などの一定の意見が示されたこと、一方でそれらに慎重な意見も示されたことなどは、今後、補助者の要件等について具体的な検討を行うための重要な基礎資料となるであろう。

調査検討委員会は、本調査研究において明らかになった、補助者の実態を踏まえ、補助者の要件を定めるべきか、補助者の要件を養育経験として認めるかどうか、ホームの継続性を担保するために後継者をどのように考えるかといった論点について、今後、丁寧な議論が行われる必要があるとの意見で一致した。ファミリーホームが抱える多様な課題の中の重要な論点として、関連制度の全体的な動向を踏まえ、検討を行っていく必要がある。

資料編

資料1	アンケート調査票（全体票）	1
資料2	アンケート調査票（個人票）	8
資料3	アンケート調査（全体票）集計表	12
資料4	アンケート調査（個人票）集計表	22
資料5	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱	29

ファミリーホームの養育に関する調査

アンケート調査票 《全体票》

調査ご協力をお願い

ファミリーホーム事業者 様

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

厚生労働省では、平成 23 年に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の提言等を踏まえ、社会的養護に関する様々な課題について調査検討を行うことを目的とする「平成 27 年度 先駆的ケア策定・検証調査事業」を、みずほ情報総研株式会社への委託事業として実施しております。

この度、本事業において、家庭的養護の推進の観点から更なる活用が期待されているファミリーホームについて、ファミリーホームの養育者と養育補助者の位置づけ、役割、機能等に関する全国の実態を把握し、今後の推進に向けた検討のための基礎資料を収集することを目的として、全国のファミリーホームの皆様を対象にアンケート調査を行うことといたしました。

つきましては、ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、調査へご協力いただきたく、お願いいたします。

なお、本調査結果はとりまとめの上、公表いたしますが、とりまとめ及び公表に際しては統計的処理を行うものとし、個人情報等の記載は一切いたしません。以下の回答方法をご確認の上、調査へのご回答賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 9 月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課

【回答方法】

- ・ 本調査での「補助者」とは、貴ホームと雇用関係を結んで業務に従事している者を指すものとし、ボランティア（有償・無償）などは含みません。
- ・ 調査票は、全体票（本票）と個人票で構成しています。全体票のほか、養育者・補助者の方の人数分の個人票（1名につき1票）へのご回答をお願いいたします。
- ・ 本調査票は、特に指定がない限り、平成 27 年 9 月 1 日時点についてご回答下さい。それぞれの設問に沿って、選択肢の中から回答を選択するか、数値あるいは自由記述の回答を所定欄にご記入下さい。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。
- ・ ご回答の後、平成 27 年 10 月 23 日（金）までに、返信用封筒を用いてご投函下さい（切手は不要です）。回収期限を過ぎた場合にも、調査票は貴重な資料として活用させていただきます。回収期限に間に合わない場合もご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

「ファミリーホームの養育に関する調査」事務局（天羽（あもう）、佐藤、山本）

TEL：0120-825-571（平日9：30～17：30）

Eメール：familyhome@mizuho-ir.co.jp

I 貴ファミリーホームの概要についてご記入下さい

都道府県		区市町村	
事業者名			
設置主体 (番号1つに○)	1. 個人 3. 法人(NPO)	2. 法人(社会福祉法人) 4. 法人(その他:)	
開設年月	(西暦) 年 月		
ファミリーホームの形態 (番号1つに○) (括弧内に人数を記入)	≪自営型≫ 1. 夫婦(ともに専業) + 補助者 → (補助者の人数: 名) 2. 夫婦(専業・兼業) + 補助者 → (補助者の人数: 名) 3. 単身の養育者(専業) 1名 + 補助者 → (補助者の人数: 名) ≪法人型※≫ ※施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行う場合 4. 雇用された夫婦(ともに専業) + 補助者 → (補助者の人数: 名) 5. 雇用された夫婦のうち1名(専業) + 同居人 + 補助者 → (補助者の人数: 名) 6. 雇用された単身の養育者(専業) 1名 + 補助者 → (補助者の人数: 名)		
定員数・委託児童数 (各欄に人数を記入)	定 員 数	名	
	うち委託児童数	名	
養育者・委託児童 以外の同居者 (番号すべてに○)	1. 実子・養子(補助者) 3. 親族(補助者) 5. その他()	2. 実子・養子(補助者以外) 4. 親族(補助者以外)	

※本調査での「補助者」とは、貴ホームと雇用関係を結んで業務に従事している者を指すものとし、ボランティア(有償・無償)などは含みません。

Ⅱ 養育者・補助者と児童との関係性についてお伺いします

1. 貴ホームでは、児童との関わりにおける養育者と補助者の役割の違いをどのように区別していますか。貴ホームでの状況をご記入下さい。

(例：養育者は直接的に子どもの養育を担い、補助者は養育者とうまく関係性を結べない子どもがいないかなどを客観的に見守る など)

2. 児童は養育者と補助者の役割の違いをどのように捉えていると考えられますか。貴ホームでの状況をご記入下さい。

(例：子どもにとって、養育者は実親子関係の悩み等の重要な悩みを相談する人、補助者は日常の学校生活などの話を聞いてもらう人 など)

3. 児童は、補助者に対し、どのような存在であることを求めていると考えられますか。貴ホームでの状況をご記入下さい。

(例：養育者が不在になる時に代わりに家にいてくれる人 など)

4. 委託解除後（家庭引き取り、自立後）の児童との交流・フォローアップについて、次の（1）（2）に従い、当てはまるものを選び、○をつけて下さい。

- （1）委託解除後の児童との間で、児童の求めに応じ、交流を継続する機会はどの程度ありますか。（例：児童と連絡を取り合う、実家のような役割を果たす など）

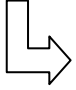
- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 委託解除した児童の7割以上 | 2. 委託解除した児童の5～6割程度 |
| 3. 委託解除した児童の3～4割程度 | 4. 委託解除した児童の1～2割程度 |
| 5. ほとんどない | |

(2) 上記の(1)で「1. 委託解除した児童の7割以上」～「4. 委託解除した児童の1～2割程度」と回答した方にお伺いします。措置解除後の児童との交流・フォローアップの手段として、当てはまるものをすべて選び、○をつけて下さい。

1. 電話でのやりとり	2. 手紙・メール等のやりとり
3. ホームへの児童の訪問	4. 児童の住まい、職場等への訪問(児童のみ)
5. 児童の住まい、職場等への訪問(児童および親族)	6. 飲食店等での面会
7. その他()	

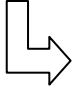
Ⅲ 児童の養育およびホームの運営にあたっての地域の関係機関の活用状況についてお伺いします

5. 貴ホームでは、**児童の自立支援計画や養育計画の作成・協議等**にあたって、地域のどの関係機関を活用していますか。「1. 行っている」を選択した場合には、主たる連携先の機関をお答え下さい。(○は1つ)

1. 行っている	2. 行っていない
 a. 児童相談所 c. 里親支援機関* e. 法人内の社会的養護関係施設	b. 児童家庭支援センター d. 地域の里親会 f. その他()

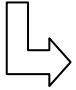
※里親支援機関を児童家庭支援センターや里親会が受託している場合には、「里親支援機関」を選択して下さい。

6. 貴ホームでは、**児童の親子関係再構築支援や家庭環境の調整**にあたって、地域のどの関係機関を活用していますか。「1. 行っている」を選択した場合には、主たる連携先の機関をお答え下さい。(○は1つ)

1. 行っている	2. 行っていない
 a. 児童相談所 c. 地域の里親支援機関 e. 法人内の社会的養護関係施設	b. 児童家庭支援センター d. 地域の里親会 f. その他()


※里親支援機関を児童家庭支援センターや里親会が受託している場合には、「里親支援機関」を選択して下さい。

7. 貴ホームでは、**児童の養育に関する相談を行いたい時に**、地域の関係機関との間で連携を行っていますか。「1. 行っている」を選択した場合には、主たる連携先の機関をお答え下さい。(○は1つ)

1. 行っている	2. 行っていない
 a. 児童相談所 c. 地域の里親支援機関 e. 法人内の社会的養護関係施設	b. 児童家庭支援センター d. 地域の里親会 f. その他()


※里親支援機関を児童家庭支援センターや里親会が受託している場合には、「里親支援機関」を選択して下さい。

8. 貴ホームでは、**養育の技術に関する研修等を受けるために**、地域のどの関係機関を活用していますか。「1. 行っている」を選択した場合には、主たる連携先の機関をお答え下さい。(〇は1つ)

1. 行っている	2. 行っていない
 a. 児童相談所 c. 地域の里親支援機関 e. 法人内の社会的養護関係施設	b. 児童家庭支援センター d. 地域の里親会 f. その他 ()

※里親支援機関を児童家庭支援センターや里親会が受託している場合には、「里親支援機関」を選択して下さい。

9. 貴ホームでは、**地域の他の事業者（ファミリーホームや里親）との交流の機会をもつために**、地域のどの関係機関を活用していますか。「1. 行っている」を選択した場合には、主たる連携先の機関をお答え下さい。(〇は1つ)

1. 行っている	2. 行っていない
 a. 児童相談所 c. 地域の里親支援機関 e. 法人内の社会的養護関係施設	b. 児童家庭支援センター d. 地域の里親会 f. その他 ()

※里親支援機関を児童家庭支援センターや里親会が受託している場合には、「里親支援機関」を選択して下さい。

10. 養育者が休息をとるための方法について、次の(1)(2)に従い、当てはまるものを選び、〇をつけて下さい。

(1) 過去に、養育者が休息をとるために、地域のサービス等を利用したいと思ったことがありますか。

1. ある	2. ない
-------	-------

(2) 貴ホームでは、養育者が休息をとったり、冠婚葬祭等で家を空ける時などに、どのような方法をとっていますか。当てはまるものをすべて選び、〇をつけて下さい。

1. 法人がバックアップを行う ⇒ (具体的に：)
2. 外部の人材（施設職員等）を有料で雇用する
3. 他のファミリーホームの支援を受ける
4. その他 ()

11. 貴ホームで行われている地域に向けた支援として、当てはまるものをすべて選び、〇をつけて下さい。

1. 季節里親、週末里親などによる短期の児童の受け入れ
2. 緊急一時保護委託の受け入れ
3. 自治体の子育て支援（ショートステイ、トワイライトステイなど）
4. その他 ()

IV 養育者・補助者のあり方等についてお伺いします

12. ファミリーホームにおける養育者と補助者が果たす役割の分担や連携について、貴ホームで工夫されている点がありましたら、ご記入下さい。

13. 養育者・補助者の養育の資質向上のために、貴ホームで行われている取組や工夫点等がありましたらご回答下さい。

14. ファミリーホームにおいて養育者と補助者が果たす役割のあり方について、貴ホームのご意見をお聞かせ下さい。

15. ファミリーホームの補助者が、補助者としての養育経験を踏まえて養育者として引き継ぐことについて、次の(1)～(3)に従い、当てはまるものを選び、○をつけて下さい。

(1) 補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成ですか。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 1. 賛成である
⇒(2)、(3)にご回答下さい。 | 2. 反対である
⇒(3)でその理由をお聞かせ下さい。 |
| 3. どちらともいえない | |

(2) 上記の(1)で「1. 賛成である」と回答した方にお伺いします。

補助者の業務経験を養育経験として認める上で、補助者に求められる要件がありますか。当てはまるものをすべて選び、○をつけて下さい。

- | |
|--|
| 0. 求められる要件は特にな |
| 1. 経験年数として一定の基準を設けるべき ⇒(必要と考える年数：_____年) |
| 2. 業務内容に一定の基準を設けるべき ⇒(必要を考慮する業務：_____) |
| 3. ホームに同居している補助者に限るべき |
| 4. 雇用された外部の補助者ではなく、養育者の実子等に限るべき |
| 5. その他(_____) |

(3) ファミリーホームの補助者が、補助者としての養育経験を踏まえて養育者として引き継ぐことについて、貴ホームのご意見をお聞かせ下さい

--

16. ファミリーホームの運営における現状の課題と今後の方向性について、貴ホームのご意見をお聞かせ下さい。

--

質問項目は以上です。ご回答頂きありがとうございました。

返信用封筒をお使いの上、個人票とあわせて、平成27年10月23日(金)までにご投函下さいますようお願い申し上げます。

ファミリーホームの養育に関する調査 アンケート調査票 《個人票》

【回答方法】

- ・ 本票では、養育者と補助者の方の経歴や業務の内容についてお伺いします。お手数ですが、貴ホームに所属されている養育者・補助者の方お一人につき本票一枚とし、人数分の個人票にご回答をお願いいたします。
- ・ 本調査での「補助者」とは、貴ホームと雇用関係を結んで業務に従事している者を指すものとし、ボランティア（有償・無償）などは含みません。
- ・ 個人票（本票）の枚数が不足する場合には、お手数ですが、本票をコピーし、ご回答をお願いいたします。

1. あなたに当てはまるものに○をつけて下さい。

1. 養育者（専業）	2. 養育者（兼業）
3. 補助者（常勤）	4. 補助者（パート・アルバイト）

2. あなたの経歴について、下表に従って当てはまる内容をご回答下さい。

なお、養育者の方は①～⑤、補助者の方は①～⑦について、ご回答をお願いします。

① 年齢	歳	② 性別(1つに○)	男性 ・ 女性
③ 貴ホームでの経験年数	年	※家事援助などを含みます	
④ 社会的養護における養育の経験年数	年	※貴ホームでの経験年数も含みます	
⑤ 以前の経歴 (すべてに○)	1. 養育里親・専門里親の経験者 → (経験した委託児童の数 名)		
	→ (経験年数 年 か月)		
	2. 施設職員（乳児院、児童養護施設等）の経験者		
	→ (経験年数 年 か月)		
	3. 社会的養護以外の児童福祉事業（保育所等）の経験者		
→ (経験年数 年 か月)			
4. 特になし			
5. その他 ()			
⑥ 保有資格 (番号すべてに○)	1. 保育士	2. 教諭・幼稚園教諭	
	3. 社会福祉士・主事	4. その他 ()	
⑦ 養育者との関係 (番号1つに○)	1. 養育者の実子・養子	2. 養育者の親族	
	3. 以前の里子	4. その他 ()	

3. 養育の資質向上に関する研修等として、あなたが受講経験のある研修等をすべて選び、○をつけて下さい。（5の場合、○は1つのみ）

1. 養育里親研修	2. 専門里親研修
3. 子育て支援関連の研修	4. その他 ()
5. 特になし	

4. 「開かれた養育」の実現に向けて、あなたが行っている取組として当てはまるものすべてを選び、○をつけて下さい。(7の場合、○は1つのみ)

1. 里親支援機関への相談	2. 児童家庭支援センターへの相談
3. 里親会の会合(サロンなど)への参加	4. 地域住民との交流
5. PTAなどへの講演	6. その他()
7. 特になし	

※里親支援機関を児童家庭支援センターや里親会が受託している場合には、「里親支援機関」を選択して下さい。

5. あなたが今後受講してみたい研修等があれば、その内容を自由にご記入下さい。

6. 【問6～9は補助者の方のみにお伺いします。養育者の方は問10にお進み下さい。】
あなたの1週間の勤務時間について、下表に従って当てはまる内容をご回答下さい。

1週間の勤務状況*	■1週間の勤務日数：	日
	■1週間の勤務時間数：	時間

※週によって変動がある場合や1ヶ月単位の契約になっている場合には、1ヶ月で平均した1週間あたりの勤務日数および勤務時間数をご記入下さい。

7. あなたの雇用状況について、下表に従って当てはまる内容をご回答下さい。

給与(月額)*	■手取り額 約	円
---------	---------	---

※月によって変動がある場合は、年間で平均した月額をご記入下さい。また、賞与が支給されている場合には、賞与分も含めて1ヶ月あたりの平均額をご記入下さい。

8. あなたの生活場所として、当てはまるものを選び、○をつけて下さい。

生活場所	1. ホームに同居	
	2. それ以外	→ (ホームまでの時間距離*:) 分

※「ホームまでの時間距離」は、徒歩や車などの手段に関わらず、合計でかかる所要時間を記入して下さい。

9. あなたがホームで担っている業務について、次の(1)(2)に従い、当てはまるものを選び、○をつけて下さい。

(1) あなたの業務は、養育補助と家事援助のどちらが中心ですか。当てはまるものを選び、○をつけて下さい。

1. 養育補助が中心である ⇒ (2)へ	2. 家事援助が中心である
3. どちらともいえない	4. その他()

(2) 上記の(1)で「1. 養育補助が中心である」と回答した方にお伺いします。

養育補助にあたり、委託児童全体の中であなたが担当する子どもは決まっていますか。

1. 決まっている	2. 決まっていない
3. その他()	

10. 児童の養育、家事、関係機関との調整、ホームの運営に関するそれぞれの業務について、あなたが果たしている役割をご回答ください。
 回答時には、各項目の内容を「ほとんど行っていない」(0)から「中心となって行っている」(5)までの6段階で評価し、当てはまる数字1つに○印をつけてください。

	<選択肢> 0 ⇒ ほとんど行っていない 1 ⇒ 補助的に行っている 2 ⇒ どちらかといえば補助的に行っている 3 ⇒ 同等に行っている 4 ⇒ どちらかといえば中心となって行っている 5 ⇒ 中心となって行っている	記入(例) それぞれ、あてはまる数字1つに○					
		0	1	2	3	4	5
児童の養育	1) 子どもの食事の世話をする	0	1	2	3	4	5
	2) 子どもをお風呂に入れる	0	1	2	3	4	5
	3) 子どもを寝かしつける	0	1	2	3	4	5
	4) 子どもの勉強をみる	0	1	2	3	4	5
	5) 子どもと遊ぶ	0	1	2	3	4	5
	6) 子どもの送迎(学校、習い事、病院など)	0	1	2	3	4	5
	7) 子どもの学校行事への参加	0	1	2	3	4	5
	8) 子どもの悩み事や問題への対応	0	1	2	3	4	5
	9) 子どもと実親との関係支援	0	1	2	3	4	5
	10) 措置解除後の子どもとの交流	0	1	2	3	4	5
家事	11) 食事の支度・片付け	0	1	2	3	4	5
	12) 衣類等の洗濯	0	1	2	3	4	5
	13) 掃除・整理整頓	0	1	2	3	4	5
	14) 経理(領収書の管理など)	0	1	2	3	4	5
関係機関との調整	15) 自立支援計画等の管理・記録の作成	0	1	2	3	4	5
	16) 児童相談所・他施設等との調整	0	1	2	3	4	5
	17) 地域の機関(学校、医療機関等)との調整	0	1	2	3	4	5
事業運営	18) ホームの運営に関する事務処理	0	1	2	3	4	5
	19) ホームの運営に関する人事管理	0	1	2	3	4	5
	20) ホームの運営状況の振り返り・評価	0	1	2	3	4	5
その他 (括弧内に 内容を記入)	21) ()	0	1	2	3	4	5
	22) ()	0	1	2	3	4	5
	23) ()	0	1	2	3	4	5

※兼業養育者の方は、仕事がある日の児童との関わりについてご回答下さい。

11. 【問 11 は兼業養育者の方・補助者の方にお伺いします。】

あなたと児童との関係性についてお伺いします。

児童にとって、あなたは、貴ホームの他の養育者・補助者と比べて、どのような存在であると考えられますか。あなたのお考えを自由にご記入下さい。

(例：日常の学校生活などの話を聞いてもらえる人、養育者に言いづらい悩みを話せる人 など)

質問項目は以上です。ご回答頂きありがとうございました。

返信用封筒をお使いの上、全体票とあわせて、**平成 27 年 10 月 23 日 (金)** までにご投函下さいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
「ファミリーホームの養育に関する調査」事務局 (天羽 (あもう)、佐藤、山本)
TEL : 0120-825-571 (平日 9:30~17:30)
Eメール : familyhome@mizuho-ir.co.jp

I ホームの概要

【回答者属性】都道府県

	事業者数		事業者数
北海道	7	札幌市	5
青森県	4	仙台市	2
宮城県	3	さいたま市	3
山形県	3	千葉市	3
茨城県	3	横浜市	5
栃木県	5	川崎市	2
群馬県	2	相模原市	1
埼玉県	10	新潟市	1
千葉県	2	浜松市	1
東京都	4	名古屋市	5
新潟県	1	京都市	1
富山県	1	大阪市	9
石川県	2	神戸市	1
山梨県	4	岡山市	2
長野県	2	広島市	2
岐阜県	1	北九州市	5
静岡県	5	福岡市	10
愛知県	6	熊本市	2
三重県	3	横須賀市	1
滋賀県	5	無回答	
大阪府	3	総計	189
兵庫県	3		
奈良県	1		
和歌山県	1		
鳥取県	3		
岡山県	2		
広島県	2		
山口県	3		
香川県	1		
愛媛県	5		
高知県	3		
福岡県	3		
佐賀県	1		
長崎県	2		
熊本県	2		
大分県	10		
鹿児島県	3		
沖縄県	7		

【回答者属性】設置主体

	事業者数
個人	149
法人(社会福祉法人)	12
法人(NPO)	17
法人(その他)	10
無回答	1
総計	189

【回答者属性】開設年

	事業者数
-1990	1
1991-2000	3
2001-2005	2
2006-2010	51
2011	28
2012	23
2013	32
2014	31
2015	1
無回答	17
総計	189

【回答者属性】ホームの形態

	事業者数
夫婦(ともに専業)+補助者	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	14
無回答	5
総計	189

【回答者属性】補助者の人数

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者		26	19	9	2	1		1		3	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	2	26	26	13	2	2		1			72
単身の養育者(専業)1名+補助者		1	7	6	5			1	1		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者		1	3	2	1						7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者		1	1	1	3	1				1	8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者			6	6		1				1	14
無回答					1	1				3	5
総計	2	55	62	37	14	6	2	2	1	8	189

【回答者属性】定員数

	4人	5人	6人	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者			8	53	61
夫婦(専業・兼業)+補助者		1	5	65	72
単身の養育者(専業)1名+補助者			4	18	22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者				7	7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者			1	7	8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者			2	12	14
無回答				4	5
総計	1		20	166	189

【回答者属性】委託児童数

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	無回答	総計	
夫婦(ともに専業)+補助者				2	6	13	17	21	2	61
夫婦(専業・兼業)+補助者		2	1	3	8	19	18	20	1	72
単身の養育者(専業)1名+補助者				1	2	4	8	7		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者							2	5		7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者						2	3	3		8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者				1			8	5		14
無回答						1	1	2		5
総計		2	1	7	16	39	57	63	3	189

【回答者属性】養育者・委託児童以外の同居者

	実子・養子 (補助者)	実子・養子 (補助者以 外)	親族(補助 者)	親族(補助 者以外)	その他
夫婦(ともに専業)+補助者	16	18	7	7	7
夫婦(専業・兼業)+補助者	16	13	7	9	16
単身の養育者(専業)1名+補助者	6	5	4	2	4
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者		3			
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	2	2	1	1	1
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	1		1	1	2
無回答	1				2
総計	42	41	20	20	32

II 養育者・補助者と児童との関係

4. (1) 委託解除後(家庭引き取り、自立後)の児童との交流・フォローアップの機会

	委託解除した児童の7割以上	委託解除した児童の5～6割	委託解除した児童の3～4割	委託解除した児童の1～2割	ほとんどいない	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	16	7	8	11	15	4	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	16	11	11	13	11	10	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	8	4	1	4	3	2	22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	1	2	2		1	1	7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	2	2		1	2	1	8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	4	1		2	2	5	14
無回答	4				1		5
総計	51	27	22	31	35	23	189
	0.26984127	0.14285714	0.11640212	0.16402116	0.18518519	0.12169312	1

【委託解除後をした児童がいる場合】

4. (2) 委託解除後(家庭引き取り、自立後)の交流・フォローアップの手段

	電話でのやりとり	手紙・メール等のやりとり	ホームへの児童の訪問	児童の住まい、職場等への訪問(児童のみ)	児童の住まい、職場等への訪問(児童および)	飲食店等での面会	その他
夫婦(ともに専業)+補助者	28	24	29	7	13	4	7
夫婦(専業・兼業)+補助者	38	37	38	17	10	10	4
単身の養育者(専業)1名+補助者	11	14	12	4	4	4	1
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	4	3	4	1	1	1	1
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	4	4	4	1	1		
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	7	4	7	5	2	2	1
無回答	4	2	4	3	1	2	
総計	96	88	98	38	32	23	14

III 地域の関係機関の活用状況

5. 児童自立支援計画や養育計画の作成・協議等

	行っている	行っていない	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	53	7	1	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	57	10	5	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	20	2		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	6	1		7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	5	2	1	8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	14			14
無回答	5			5
総計	160	22	7	189

【児童の自立支援計画や養育計画の作成・協議等を行っている場合】
主たる連携先の機関

	児童相談所	児童家庭支援センター	里親支援機関	地域の里親会	法人内の社会的養護関係施設	その他	無効	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	36		2			1	14		53
夫婦(専業・兼業)+補助者	49		2				2	4	57
単身の養育者(専業)1名+補助者	17					1	2		20
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	2	2			1		1		6
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	4							1	5
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	8					1	5		14
無回答	2		1					2	5
総計	118	2	5		1	5	28	1	160

※複数の機関を選択した回答は「無効」とした。

6. 児童の親子関係再構築支援や家庭環境の調整

	行っている	行っていない	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	50	10	1	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	55	13	4	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	21	1		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	7			7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	7	1		8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	14			14
無回答	5			5
総計	159	25	5	189

【児童の親子関係再構築支援や家庭環境の調整を行っている場合】
主たる連携先の機関

	児童相談所	児童家庭支援センター	里親支援機関	地域の里親会	法人内の社会的養護関係施設	その他	無効	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	39		2	1			8	50
夫婦(専業・兼業)+補助者	50		1			1	3	55
単身の養育者(専業)1名+補助者	18		1				2	21
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	5	1					1	7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	6				1			7
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	5				1	1	7	14
無回答	2		1				2	5
総計	125	1	5	1	2	2	23	159

※複数の機関を選択した回答は「無効」とした。

7. 児童の養育に関する相談

	行っている	行っていない	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	60	1		61
夫婦(専業・兼業)+補助者	66	4	2	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	21	1		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	7			7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	8			8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	14			14
無回答	5			5
総計	181	6	2	189

※複数の機関を選択した回答は「無効」とした。

【児童の養育に関する相談を行っている場合】

主たる連携先の機関

	児童相談所	児童家庭支援センター	里親支援機関	地域の里親会	法人内の社会的養護関係施設	その他	無効	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	42		3	2		2	11	60
夫婦(専業・兼業)+補助者	39	1	1		1	5	19	66
単身の養育者(専業)1名+補助者	11			1			9	21
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	3	2			1		1	7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	4				2		2	8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	4				1	1	8	14
無回答	2		1				2	5
総計	105	3	5	3	5	8	52	181

※複数の機関を選択した回答は「無効」とした。

8. 養育の技術に関する研修等の受講

	行っている	行っていない	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	59	2		61
夫婦(専業・兼業)+補助者	68	1	3	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	19	1	2	22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	7			7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	8			8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	14			14
無回答	4		1	5
総計	179	4	6	189

【養育の技術に関する研修等の受講を行っている場合】
主たる連携先の機関

	児童相談所	児童家庭支援センター	里親支援機関	地域の里親会	法人内の社会的養護関係施設	その他	無効	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	23		8	5	1	4	17	1	59
夫婦(専業・兼業)+補助者	33	1	5	6		5	18		68
単身の養育者(専業)1名+補助者	7		2			1	9		19
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	2	2			1		2		7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	3			1	2		2		8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	1	1		1	2	1	8		14
無回答			1	1			2		4
総計	69	4	16	14	6	11	58	1	179

※複数の機関を選択した回答は「無効」とした。

9. 地域の他の事業者(ファミリーホームや里親)との交流の機会

	行っている	行っていない	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	58	3		61
夫婦(専業・兼業)+補助者	67	3	2	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	21	1		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	5	1	1	7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	8			8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	12	2		14
無回答	5			5
総計	176	10	3	189

【地域の他の事業所との交流の機会を行っている場合】
主たる連携先の機関

	児童相談所	児童家庭支援センター	里親支援機関	地域の里親会	法人内の社会的養護関係施設	その他	無効	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	14	1	5	15	2	6	15		58
夫婦(専業・兼業)+補助者	14		8	19	1	13	12		67
単身の養育者(専業)1名+補助者	5		2	3		2	8	1	21
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	2		1	2					5
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	1			4		1	2		8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	1			1		2	8		12
無回答	1		1	1		1	1		5
総計	38	1	17	45	3	25	46	1	176

※複数の機関を選択した回答は「無効」とした。

10. (1) 養育者が休息をとるための地域サービス等の利用意向

	ある	ない	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	19	40	2	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	23	47	2	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	9	12	1	22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	4	3		7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	3	5		8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者		14		14
無回答	3	1	1	5
総計	61	122	6	189
	32.3%	64.6%	3.2%	

10. (2) 養育者が休息をとったり、冠婚葬祭等で家を空ける時の方法

	法人がバックアップを行う	外部の人材を有料で雇用する	他のファミリーホームの支援を受	その他
夫婦(ともに専業)+補助者		6	6	54
夫婦(専業・兼業)+補助者		5	8	58
単身の養育者(専業)1名+補助者		2	2	21
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	3	1		4
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	2	1		5
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	11	1		4
無回答	2			2
総計	18	16	16	148

11. 地域に向けた支援

	短期の児童受け入れ	緊急一時保護委託の受け入れ	自治体の子育て支援	その他
夫婦(ともに専業)+補助者	15	41	8	15
夫婦(専業・兼業)+補助者	26	49	12	8
単身の養育者(専業)1名+補助者	4	16	2	4
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者		5	1	2
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	1	6	2	1
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	2	11	4	5
無回答	1	2	1	
総計	49	130	30	35

IV 養育者・補助者のあり方

15. (1) 補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成か

	賛成である	反対である	どちらともいえない	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	38	6	15	2	61
夫婦(専業・兼業)+補助者	48	1	19	4	72
単身の養育者(専業)1名+補助者	16	1	5		22
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	5	1	1		7
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	8				8
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	10		3	1	14
無回答	2		3		5
総計	127	9	46	7	189

【補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成の場合】

補助者に求められる要件

	求められる要件は特にない	経験年数として一定の基準を設けるべき	業務内容に一定の基準を設けるべき	ホームに同居している補助者に限るべき	雇用された外部の補助者ではなく、養育者の実子等に限るべき	その他
夫婦(ともに専業)+補助者	3	24	9	5	3	9
夫婦(専業・兼業)+補助者	9	33	14	12	4	5
単身の養育者(専業)1名+補助者	2	13	5	4	1	3
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者		5	4	2		2
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	2	5	1	1		2
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者		8	6			1
無回答		1				
総計	16	89	39	24	8	22

【補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成の場合】

【「経験年数として一定の基準を設けるべき」と回答した場合】

「経験年数として一定の基準を求めるべき」必要と考える年数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	無回答	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	1	4	12		3	2	2	24
夫婦(専業・兼業)+補助者		4	10	3	10	3	3	33
単身の養育者(専業)1名+補助者	1	1	4		3	2	2	13
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者			2		2	1		5
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	1	1	2		1			5
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者		1	3	2	2			8
無回答			1					1
総計	3	11	34	5	21	8	7	89

補助者の親族の有無×15(1)補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成か

	賛成である	反対である	どちらともいえない	無回答	総計
補助者に親族なし	51	5	19	1	76
補助者に親族あり	76	4	27	6	113
総計	127	9	46	7	189

【補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成の場合】

補助者の親族の有無×補助者に求められる要件

	該当数	求められる要件は特 ない	経験年数として一定の 基準を設けるべき	業務内容に一定の基準 を設けるべき	ホームに同居している 補助者に限るべき	雇用された外部の補助 者ではなく、養育者の実 子等に限るべき	その他
補助者に親族なし	51	8	33	20	4	2	8
補助者に親族あり	76	8	56	19	20	6	14
総計	127	16	89	39	24	8	22

【補助者の業務経験を養育経験として認めることに賛成の場合】

【「経験年数として一定の基準を設けるべき」と回答した場合】

補助者の親族の有無×「経験年数として一定の基準を求めるべき」必要と考える年数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	無回答	総計
補助者に親族なし		6	11	2	8	4	2	33
補助者に親族あり	3	5	23	3	13	4	5	56
総計	3	11	34	5	21	8	7	89

1. 回答者の種別

	養育者 (専業)	養育者 (兼業)	補助者 (週20時 間以上)	補助者 (週20時 間未満)	補助者 (不明)	総計
夫婦(ともに専業)+補助者	94	14	38	59	13	218
夫婦(専業・兼業)+補助者	61	64	60	60	13	258
単身の養育者(専業)1名+補助者	18	1	23	25	6	73
雇用された夫婦(ともに専業)+補助者	11	1	11	7		30
雇用された夫婦のうち1名(専業)+同居人+補助者	8	4	11	10		33
雇用された単身の養育者1名(専業)+補助者	12	3	20	5	6	46
無回答	7	1	7	6	1	22
総計	211	88	170	172	39	680

2. ①年齢

	18-20歳	21-25歳	26-30歳	31-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-65歳	66-70歳	71-75歳	76歳以上	無回答	総計
養育者(専業)			6	5	6	11	16	29	39	46	36	12	3	2	211
養育者(兼業)			1	2	5	2	6	10	15	23	13	7	4		88
補助者(週20時間以上)	1	13	34	22	20	12	6	20	10	14	13	4	1		170
補助者(週20時間未満)	11	18	12	26	17	10	8	11	16	12	13	10	5	3	172
補助者(不明)		5		3	4	2	6	3	2	7	4	1	2		39
総計	12	36	53	58	52	37	42	73	82	102	79	34	15	5	680

2. ②性別

	男性	女性	無回答	総計
養育者(専業)	72	138	1	211
養育者(兼業)	60	27	1	88
補助者(週20時間以上)	44	124	2	170
補助者(週20時間未満)	20	152		172
補助者(不明)	11	26	2	39
総計	207	467	6	680

2. ③ホームでの経験年数

	1年未満	1年以上2 年未満	2年以上3 年未満	3年以上4 年未満	4年以上5 年未満	5年以上6 年未満	6年以上7 年未満	7年以上8 年未満	8年以上9 年未満	10年以上	無回答	総計
養育者(専業)	1	27	41	24	31	48	20		2	13	4	211
養育者(兼業)		12	15	12	13	18	11			7		88
補助者(週20時間以上)	14	30	36	24	21	27	12	1		2	3	170
補助者(週20時間未満)	13	43	32	17	25	24	6	1		1	10	172
補助者(不明)	5	7	8	4	7	3					5	39
総計	33	119	132	81	97	120	49	2	2	23	22	680

2. ④社会的養護における養育の経験年数

	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	無回答	総計
養育者(専業)		2	3	3	6	15	7	10	5	10	58	26	26	8	30	2	211
養育者(兼業)		1	5	4	3	7	2	2	2	5	28	11	6	5	7		88
補助者(週20時間以上)	12	17	35	14	12	31	12	2	5	1	6	10	7	1	4	1	170
補助者(週20時間未満)	14	38	27	16	22	25	6	3	2	1	7			1	2	8	172
補助者(不明)	4	3	8	5	6	3					4	1		1		4	39
総計	30	61	78	42	49	81	27	17	14	17	103	48	39	16	43	15	680

2. ⑤以前の経歴

	特になし	養育里親・専門里親の経験者	施設職員(乳児院、児童養護施設等)の経験者	社会的養護以外の児童福祉事業(保育所等)の経験者	その他
養育者(専業)	6	162	60	35	14
養育者(兼業)	8	69	14	9	5
補助者(週20時間以上)	76	22	33	20	26
補助者(週20時間未満)	96	7	10	19	31
補助者(不明)	15	10	3	2	6
総計	201	270	120	85	82

【養育里親・専門里親の経験者の場合】

経験した委託児童の数

	3人未満	3人以上5人未満	5人以上8人未満	8人以上10人未満	10人以上15人未満	15人以上20人未満	20人以上25人未満	25人以上30人未満	30人以上	無回答	総計
養育者(専業)	8	11	26	15	32	18	15	9	15	13	162
養育者(兼業)	7	1	12	7	12	4	8	1	10	7	69
補助者(週20時間以上)	8	3			3	3			3	2	22
補助者(週20時間未満)	2	2		2			1				7
補助者(不明)	4				1			1		4	10
総計	29	17	38	24	48	25	24	11	28	26	270

【養育里親・専門里親の経験者の場合】

経験年数

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上8年未満	8年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	無回答	総計
養育者(専業)	3	3	8	19	16	38	21	18	7	6	23	162
養育者(兼業)	2	5	2	6	10	19	8	3	5	3	6	69
補助者(週20時間以上)	1	4	2	2	1		3	4	1	1	3	22
補助者(週20時間未満)	1	2	1	1							2	7
補助者(不明)		1	2			5	1				1	10
総計	7	15	15	28	27	62	33	25	13	10	35	270

【施設職員(乳児院、児童養護施設等の経験者の場合)】

経験年数

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上8年未満	8年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	無回答	総計
養育者(専業)	1	4	8	19	6	8	3	5	2	4		60
養育者(兼業)		4	1			3	1	1	2	1	1	14
補助者(週20時間以上)	1	10	2	4	2	6	2	2		2	2	33
補助者(週20時間未満)		2		3	1	1	1		1	1		10
補助者(不明)						1					2	3
総計	2	20	11	26	9	19	7	8	5	8	5	120

【社会的養護以外の児童福祉事業(保育所等)の経験者の場合】

経験年数

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上8年未満	8年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	無回答	総計
養育者(専業)		7	8	5		4	2	3	2	2	2	35
養育者(兼業)		1	3			1	1	1	1	1		9
補助者(週20時間以上)	2	1	6	4	1	1	2	1		1	1	20
補助者(週20時間未満)	1	3	1	2		4	1	3	2	1	1	19
補助者(不明)		1					1					2
総計	3	13	18	11	1	10	7	8	5	5	4	85

2. ⑥保有資格(補助者のみ回答)

	保育士	教諭・幼稚園教諭	社会福祉士・主事	その他
補助者(週20時間以上)	34	22	18	36
補助者(週20時間未満)	22	20	5	46
補助者(不明)	2	4		10
総計	58	46	23	92

2. ⑦養育者との関係(補助者のみ回答)

	養育者の実子・養子	養育者の親族	以前の里子	その他	無回答	総計
補助者(常勤)	41	30	3	79	17	170
補助者(パート・アルバイト)	27	25	8	89	23	172
無回答	5	11	2	11	10	39
総計	73	66	13	179	50	381

3. 養育の資質向上に関する研修等の受講経験

	特になし	養育里親 研修	専門里親 研修	子育て支 援関連の 研修	その他
養育者(専業)	3	179	87	147	52
養育者(兼業)	3	75	24	50	13
補助者(週20時間以上)	31	76	16	88	26
補助者(週20時間未満)	88	44	5	44	9
補助者(不明)	9	21	2	8	6
総計	134	395	134	337	106

4. 開かれた養育の実現に向けて行っている取組

	特になし	里親支援 機関への 相談	児童家庭 支援セン ターへの 相談	里親会の 会合(サ ロンなど) への参加	地域住民 との交流	PTAなど への講演	その他
養育者(専業)	7	120	62	150	152	52	21
養育者(兼業)	9	31	17	54	54	19	8
補助者(週20時間以上)	53	33	17	52	78	18	9
補助者(週20時間未満)	94	7	1	24	45	8	3
補助者(不明)	10	5	2	11	10	3	3
総計	173	196	99	291	339	100	44

6. 1週間の勤務時間数(補助者のみ回答)

	6時間未 満	6時間以 上11時間 未満	11時間以 上16時間 未満	16時間以 上21時間 未満	21時間以 上26時間 未満	26時間以 上31時間 未満	31時間以 上36時間 未満	36時間以 上41時間 未満	41時間以 上46時間 未満	46時間以 上	無回答	総計
補助者(週20時間以上)				23	29	17	12	46	5	38		170
補助者(週20時間未満)	53	66	36	17								172
補助者(不明)											39	39
総計	53	66	36	40	29	17	12	46	5	38	39	381

6. 1週間の勤務日数(補助者のみ回答)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答	総計	
補助者(週20時間以上)			2	10	24	73	33	26	2	170
補助者(週20時間未満)	31	48	42	14	21	7	5	4	172	
補助者(不明)	1	1	2		4		6	25	39	
総計	32	51	54	38	98	40	37	31	381	

6. 1日当たり勤務時間数(補助者のみ回答) ※1週間の勤務日数、勤務時間数より算出

	1時間未満	1時間以上3時間未満	3時間以上5時間未満	5時間以上8時間未満	8時間以上10時間未満	10時間以上15時間未満	15時間以上	無回答	総計
補助者(週20時間以上)			19	62	63	13	11	2	170
補助者(週20時間未満)	10	51	51	48	7		1	4	172
補助者(不明)								39	39
総計	10	51	70	110	70	13	12	45	381

7. 給与(月給)(補助者のみ回答)

	1万円未満	1万~2万円未満	2万~3万円未満	3万~4万円未満	4万~5万円未満	5万~6万円未満	6万~7万円未満	7万~8万円未満	8万~9万円未満	9万~10万円未満	10万~12.5万円未満	12.5万~15万円未満	15万~17.5万円未満	17.5万~20万円未満	20万円以上	無回答	総計
補助者(週20時間以上)		1	1	3	4	8	7	11	20	1	36	18	24	11	16	9	170
補助者(週20時間未満)	7	20	29	26	21	20	10	4	8	1	10	1	2	1	1	11	172
補助者(不明)	1	3		1		4	1		5	2	2	1	2			17	39
総計	8	24	30	30	25	32	18	15	33	4	48	20	28	12	17	37	381

8. 生活場所(補助者のみ回答)

	ホームに同居	それ以外	無回答	総計
補助者(週20時間以上)	50	114	6	170
補助者(週20時間未満)	21	146	5	172
補助者(不明)	12	19	8	39
総計	83	279	19	381

【それ以外の場合】

ホームまでの時間距離

	5分未満	5分以上10分未満	10分以上15分未満	15分以上20分未満	20分以上30分未満	30分以上40分未満	40分以上50分未満	60分以上	無回答	総計
補助者(週20時間以上)	11	23	19	16	15	20	3	6	1	114
補助者(週20時間未満)	16	31	30	16	21	11	6	9	6	146
補助者(不明)		2	5	1	1	5	2	1	2	19
総計	27	56	54	33	37	36	11	16	9	279

9. (1) 養育補助と家事援助のどちらが中心か(補助者のみ回答)

	養育補助が中心である	家事援助が中心である	どちらともいえない	その他	無回答	総計
補助者(週20時間以上)	49	62	45	12	2	170
補助者(週20時間未満)	46	75	32	18	1	172
補助者(不明)	11	9	4	8	7	39
総計	106	146	81	38	10	381

【養育補助が中心の場合】
担当する子どもが決まっているか

	決まっ ている	決まっ て いない	その他	無回答	総計
補助者(週20時間以上)	12	36	1		49
補助者(週20時間未満)	15	30		1	46
補助者(不明)	3	8			11
総計	30	74	1	1	106

10. 児童の養育、家事、関係機関との調整、ホームの運営に関する業務 (平均点)

	養育者 (専業)	養育者 (兼業)	補助者 (週20時 間以上)	補助者 (週20時 間未満)	補助者 (不明)	総計
1)子どもの食事の世話をする	3.85	2.20	2.48	1.70	2.17	2.72
2)子どもをお風呂に入れる	3.09	2.06	1.75	0.78	1.79	2.03
3)子どもを寝かしつける	3.38	2.00	1.72	0.67	1.62	2.08
4)子どもの勉強をみる	3.26	2.30	2.19	1.41	1.79	2.37
5)子どもと遊ぶ	3.29	2.76	2.87	2.09	2.14	2.78
6)子どもの送迎(学校、習い 事、病院など)	3.89	2.77	2.30	1.08	1.79	2.61
7)子どもの学校行事への参 加	4.06	2.74	2.16	0.76	1.45	2.54
8)子どもの悩み事や問題へ の対処	4.25	3.34	2.57	1.36	1.86	2.95
9)子どもと実親との関係支援	3.59	2.38	1.08	0.27	1.10	1.93
10)措置解除後の子どもとの 交流	3.38	2.75	1.27	0.56	1.14	2.03
11)食事の支度・片付け	3.87	2.31	3.02	2.21	2.24	2.99
12)衣類等の洗濯	3.55	1.76	2.55	1.39	1.97	2.49
13)掃除・整理整頓	3.63	2.12	2.90	1.78	2.38	2.76
14)計理(領収書の管理など)	2.98	2.24	1.60	0.76	1.79	1.98
15)自立支援計画等の管理・ 記録の作成	3.57	2.17	1.48	0.47	1.00	2.04
16)児童相談所・他施設等と の調整	3.98	2.45	0.99	0.22	0.90	2.04
17)地域の機関(学校、医療 機関等)との調整	4.10	2.59	1.29	0.31	0.76	2.19
18)ホームの運営に関する事 務処理	3.12	2.44	1.39	0.62	1.21	1.94
19)ホームの運営に関する人 事管理	3.40	2.58	0.85	0.32	0.62	1.85
20)ホームの運営状況の振り 返り・評価	3.62	2.89	1.38	0.58	1.03	2.17
21)その他1	4.82	4.67	2.75	4.00	3.00	4.17

10. 児童の養育、家事、関係機関との調整、ホームの運営に関する業務 (回答者数)

	養育者 (専業)	養育者 (兼業)	補助者 (週20時 間以上)	補助者 (週20時 間未満)	補助者 (不明)	総計
1) 子どもの食事の世話をする	206	84	147	137	29	603
2) 子どもをお風呂に入れる	205	85	146	138	29	603
3) 子どもを寝かしつける	207	85	145	139	29	605
4) 子どもの勉強をみる	208	84	145	140	29	606
5) 子どもと遊ぶ	207	85	147	141	28	608
6) 子どもの送迎(学校、習い 事、病院など)	209	82	145	139	28	603
7) 子どもの学校行事への参 加	209	85	146	139	29	608
8) 子どもの悩み事や問題へ の対処	208	85	145	138	29	605
9) 子どもと実親との関係支援	206	85	145	139	29	604
10) 措置解除後の子どもとの 交流	201	84	138	137	28	588
11) 食事の支度・片付け	208	84	147	140	29	608
12) 衣類等の洗濯	207	85	147	139	29	607
13) 掃除・整理整頓	208	85	146	139	29	607
14) 計理(領収書の管理など)	208	85	143	139	29	604
15) 自立支援計画等の管理・ 記録の作成	207	84	145	139	29	604
16) 児童相談所・他施設等と の調整	208	85	143	138	29	603
17) 地域の機関(学校、医療 機関等)との調整	208	85	142	138	29	602
18) ホームの運営に関する事 務処理	206	85	145	138	29	603
19) ホームの運営に関する人 事管理	208	85	144	136	29	602
20) ホームの運営状況の振り 返り・評価	207	85	143	137	29	601
21) その他1	11	3	4	3	2	23

(別紙)

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱

第1 目的

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

第2 ファミリーホーム事業者

- (1) 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。
- (2) ファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象となる。
 - ① 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの
 - ② 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）
 - ③ 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの

第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき措置された者とする。

第4 対象人員

- (1) ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。
- (2) ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5 ファミリーホームの設備等

ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

第7 職員

- (1) ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。
- (3) 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。
- (4) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者
 - ④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者
(※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)
- (5) 養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

第8 実施に当たっての留意事項

ファミリーホーム事業者は、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の13に規定する事項

を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者及びファミリーホーム事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であるため、都道府県は、児童のアセスメントや、養育者及びすでに委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適したファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できるファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。
- (3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できるファミリーホーム事業者に委託すること。
- (4) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (5) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させなければならない。
- (6) ファミリーホーム事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (7) ファミリーホーム事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6か月に1回以上）に調査を受けなければならない。
- (8) 養育者等は、児童相談所長があらかじめ当該養育者等並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
- (9) 養育者等は、児童に法第33条の10各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (10) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。また、ファミリーホーム事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させ、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (11) ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (12) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。

また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等

も十分に踏まえ、労働法規等に則して実施すること。

- (13) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 経 費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。